

令和3年度

ディスクロージャー誌

【令和3年4月1日～令和4年3月31日】



令和4年7月

庄内たがわ農業協同組合

山形県鶴岡市上藤島字備中下3番の1

電話 0235-64-3000

目 次

ごあいさつ

1. 基本理念 2
2. 経営方針 2
3. 経営管理体制 3
4. 事業の概況(令和3年度) 3
5. 農業振興活動 10
6. 地域貢献情報 11
7. リスク管理の状況 11
8. 自己資本の状況 15
9. 主な事業の内容 16

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表 31
2. 損益計算書 32
3. 注記表 33
4. 剰余金処分計算書 63
5. 部門別損益計算書 64
6. 会計監査人の監査 64

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標 65
2. 利益総括表 65
3. 資金運用収支の内訳 66
4. 受取・支払利息の増減額 66

III 事業の概況

1. 信用事業 67
 - (1) 貯金に関する指標
 - ① 科目別貯金平均残高
 - ② 定期貯金残高
 - (2) 貸出金等に関する指標
 - ① 科目別貸出金平均残高
 - ② 貸出金の金利条件別内訳残高
 - ③ 貸出金の担保別内訳残高
 - ④ 債務保証見返額の担保別内訳残高
 - ⑤ 貸出金の用途別内訳残高
 - ⑥ 貸出金の業種別残高
 - ⑦ 主要な農業関連の貸出金残高
 - ⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び
金融再生政策開示債権区分に基づく
債権の保全状況
 - ⑨ 元本補てん契約のある信託に係る
農協法に基づく開示債権の状況
 - ⑩ 貸倒引当金の期末残高及び
期中の増減額
 - ⑪ 貸出金償却の額
 - (3) 内国為替取扱実績

- (4) 有価証券に関する指標
 - ① 種類別有価証券平均残高
 - ② 商品有価証券種類別平均残高
 - ③ 有価証券残存期間別残高
- (5) 有価証券等の時価情報等
 - ① 有価証券の時価情報
 - ② 金銭の信託の時価情報
 - ③ デリバティブ取引、
金融等デリバティブ取引、
有価証券店頭デリバティブ取引

2. 共済取扱実績 75

- (1) 長期共済新契約高・長期共済保有高
- (2) 医療系共済の入院共済金額保有高
- (3) 介護共済・生活障害共済の
介護共済金額保有高
- (4) 年金共済の年金保有高
- (5) 短期共済新契約高

3. 農業関連事業・生活その他事業 ・指導事業の実績 .. 76

- (1) 買取購買品取扱実績
- (2) 受託販売品取扱実績
- (3) 買取販売品取扱実績
- (4) 保管事業取扱実績
- (5) 加工事業取扱実績
- (6) 利用事業取扱実績
- (7) 福祉介護事業取扱実績
- (8) 農用地利用調整事業取扱実績
- (9) 共同管理施設利用事業取扱実績
- (10) その他事業取扱実績
- (11) 指導事業収支内訳

IV 経営諸指標

1. 利益率 78
2. 貯貸率・貯証率 78

V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項 ……	79
2. 自己資本の充実度に関する事項 ……	80
3. 信用リスクに関する事項 ……	82
4. 信用リスク削減手法に関する事項 ……	85
5. 派生商品取引及び長期 決済期間取引の取引相手 のリスクに関する事項 ……	86
6. 証券化エクスポージャー に関する事項 ……	86
7. 出資その他これに類する エクスポージャーに関する事項 ……	86
8. リスク・ウェイトの みなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項 ……	87
9. 金利リスクに関する事項 ……	87
VI 連結情報	
1. グループの概況 ……	89
(1) グループの事業系統図	
(2) 子会社等の状況	
(3) 連結事業概況	
(4) 最近5年間の連結事業年度の 主要な経営指標	
(5) 連結貸借対照表	
(6) 連結損益計算書	
(7) 連結キャッシュ・フロー計算書	
(8) 連結注記表	
(9) 連結剰余金計算書	
(10) 農協法に基づく開示債権	
(11) 連結事業年度の事業別経常収益等	
2. 連結自己資本の充実の状況 ……	130
(1) 自己資本の構成に関する事項	
(2) 自己資本の充実度に関する事項	
(3) 信用リスクに関する事項	
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	
(5) 派生商品取引及び 長期決済期間取引の取引 相手のリスクに関する事項	
(6) 証券化エクスポージャー に関する事項	
(7) オペレーショナル・リスク に関する事項	
(8) 出資その他これに類する エクスポージャーに関する事項	
(9) リスク・ウェイトの みなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	
(10) 金利リスクに関する事項	
VII 財務諸表の正確性等にかかる確認 ……	139
【JAの概要】	
1. 機構図 ……	140
2. 役員構成(役員一覧) ……	141
3. 会計監査人の名称 ……	141
4. 組合員数 ……	142
5. 組合員組織の状況 ……	142
6. 特定信用事業代理業者の状況 ……	142
7. 地区一覧 ……	142
8. 組合の沿革・あゆみ ……	143
9. 店舗等のご案内 ……	147

ごあいさつ

“JA 庄内たがわ”は山形県庄内地方の鶴岡市（旧・藤島町、旧・温海町、旧・羽黒町、旧・榎引町、旧・朝日村）と庄内町（旧・余目町、旧・立川町）、および三川町の1市2町（旧7町1村）を区域とし、庄内平野、出羽三山、日本海等の自然に恵まれた風光明媚な農業地帯にあります。

当JAは営農指導・販売、信用、共済、生産資材、生活福祉の各事業を行っており、JA事業における機能、経営体制の強化と組織づくりにより、総合農協として地域の方々、利用者の皆様の豊かな農と生活をサポートし、信頼とサービス、満足度の追及に向けた事業を展開しており、広く地域の皆様より親しまれております。

国民の間で農畜産物に対する安心・安全・新鮮・美味しさを求める声が高まる中、当JAでは管内農畜産物の「やまがた農産物安全・安心取組認証制度」への対応や「生産履歴記帳運動」に取り組み、消費者に生産履歴を開示・提示できる体制を築いております。また、農業担い手対策として、担い手支援係〈アクトチーム〉による農業法人や、個別経営体への訪問活動を行い、経営安定に向けた支援に取り組んでおります。

基幹作物である「米」については、たがわブランド米（「つや姫」「雪若丸」「はえぬき」）の安定生産や、特色ある「こだわり米」の食味向上を図るため、良質な土づくりを基本に生産者と一体で取り組んでおります。園芸作物としては、「庄内柿」「アスパラガス」「枝豆」「ねぎ」等の雄大な自然が育んだ特産品を取り扱うとともに、自ら経営するワイナリーで、地元醸造用ぶどう原料100%のワイン等を製造・販売し、県内外から広くご利用いただいております。

生産資材店舗は5店舗あり、拠点であるJAグリーンふじしま店と、庄内町、羽黒、榎引のグリーンコーナー3店舗を中心に利用者の利便性と満足度の向上、低コスト生産を支援する事業を展開しております。配送センターでは、広域集中管理搬送体制に取り組み、配送コストの低減や配送の効率化を図り生産資材の安定供給に努めております。また、インターネット利用によるタッチパネル方式のJA版農業電子図書館を上記4店舗に設置し、その有効利用により病害虫診断や適正農薬の選定など商品説明・情報提供等のサービス向上に取り組んでおります。

教育文化活動としては、約1,000名ほどの女性部員を中心に支部ごと地域の特性を生かした活動をしております。また、女性部共同購入、女性大学、親子料理教室を開催し、文化活動や食農教育を通してJAの理解やJAファンづくりに取り組んでおります。

信用事業においては、農業・地域の成長を支援する取り組みとして金融サービスの拡充と営業力の強化を図り、顧客本位の業務運営に努めております。

共済事業においては、助け合いの理念のもと「3Q訪問活動」を通じて、JA共済の特徴でもある「ひと・いえ・くるま・農業」の総合保障を提供しております。組合員・利用者には選ばれる共済事業の実現に向けて、利用者満足度の向上を図っております。

当JAの経営内容についてお目通しいただきますが、皆様のご利用に報い得ることを確信しております。

今後も「JA 庄内たがわ」は、地域・利用者の方々と共に、「豊かさ」、「活力」の組織づくりをテーマとして取り組み、地域・利用者の負託に応える「信頼」と「満足度」の向上を目指してまいります。

皆様にも「JA 庄内たがわ」の事業の輪に参加下さいますようお願い申し上げます、ご挨拶いたします。

庄内たがわ農業協同組合
代表理事組合長 太田 政士

1. 基本理念

私たちJA庄内たがわは、地域の人と共に「豊かな農^{みのり}」「豊かな生活^{くらし}」「豊かな大地^{つち}」を実現するため、つねに期待と信頼に応える新たなJAをめざします。

2. 経営方針

< 経営指針 >

1. 自然との共生を図り、安全な農産物を提供します。
2. 地域農業の活性化と魅力ある農業経営を追求します。
3. 地域・利用者からの「声」を大切にし、満足度の高いサービスを提供します。
4. 夢を描き、未来を担う人づくりをすすめます。
5. 公正で誠実な事業を展開し、組織改革を行い、経営を健全化します。

< 事業指針 >

I. 豊かな農^{みのり}

夢ある農(みのり)を創造し、人と地域の活性化を実現します。

1. 営業力の強化と生産コストの低減に取り組み、農業者の所得を増大させます。
2. 新たな担い手の育成と地域の担い手を支援します。
3. 新たな強い営農基盤を築き、地域農業を発展させます。

II. 豊かな生活^{くらし}

地域の営農と生活(くらし)を支え、安心して豊かな地域社会の実現に貢献します。

1. 地域に根ざしたふれあい活動を通じ、心豊かなくらしを提供します。
2. 組合員・利用者目線に立ち、地域のくらしをトータルサポートします。
3. ゆとりと生きがいのあるくらしを提供します。

III. 豊かな大地^{つち}

総合力を発揮し、人と地域に寄り添う「JA庄内たがわ」を実現します。

1. 総合農協の機能を最大限発揮し、利用者満足度の向上を図ります。
2. JAを地域の拠り所とし、組合員との繋がりを深め、組織基盤を拡充します。
3. 農(みのり)と生活(くらし)の実現のため、経営基盤を強化します。

3. 経営管理体制

< 経営執行体制 >

当 JA は農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で組織される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

また、農業協同組合法第 30 条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 事業の概況（3 年度）

全般的概況

令和 3 年度の世界経済は、度重なる新型コロナウイルス感染症拡大に加え、ロシアによるウクライナ侵攻を受け、サプライチェーン（供給網）にストレスがかかり、資源価格の高騰による世界的なインフレ傾向がますます強まってきています。

こうした事態を受け、今後の世界経済の見通しは一段と不確実性が増し、食糧安全保障も含めて、予断を許さない緊迫した状況となっております。

一方、2021 年度の世界経済の実質 GDP 成長率は、IMF（国際通貨基金）統計によれば、前年比プラス 1.6%と、前年度の落ち込みに比べると小幅のプラスにとどまっています。景気の一段の下振れを回避するためには、今後のワクチン接種の普及促進と感染拡大防止策の徹底が経済活動正常化の大きなカギを握るとみられています。

こうした情勢の中、なかなか収束しないコロナ禍による飲食業・サービス業の低迷や消費者物価の上昇による消費者マインドの悪化に加え、近時の原油価格や生産資材・輸入粗飼料価格の急激な高騰が生産現場に与える影響も喫緊の課題となってきております。

JA 自己改革については、今年度、早期警戒制度の導入と自己改革の継続的な取り組みが制度化されたことを踏まえ、中長期（5 年）の収支シミュレーションに基づく数値目標を盛り込んだ実践方策の策定と実践サイクルの構築に取り組み、引き続き不断の自己改革に取り組んでまいります。

また、本年度は第 9 次中期経営計画の初年度として諸活動を展開してきましたが、その成果と反省を踏まえ、次年度以降、更なる実践に取り組めます。

農業生産構造や信用事業を中心とした将来的な JA 経営をめぐる事業環境の悪化を見据え、各事業における成長戦略及び効率化戦略の確実な実践を通じて、今後とも「農業者の所得増大」・「農業生産の拡大」・「地域の活性化」の実現に貢献してまいります。

特に、これまでの信用・共済事業への依存体質から脱却し、営農・販売事業の収益力向上・収支改善の取り組みを実践し、地域農業の振興を進めてまいります。その際、組合員との徹底した話し合いと合意形成に努め、一層の協同活動を推進してまいります。

もとより、JA は農業者の協同組織として設立されたものであり、今後とも組合員の負託に応え、持続可能な JA 経営基盤の確立・強化の実現に向けて、引き続きその推進に取り組んでまいります。

ここに、令和 3 年度の事業概況についてご報告申し上げます。

営農販売事業

農業振興

米政策をめぐる生産調整の見直し後4年目の米生産となった令和3年産米に関しては、JAグループをはじめ関係者の努力により過去最大規模の作付転換を達成したものの、人口減少による需要減に加えコロナ禍で米の需要が急減したこと等により、米価は業務用銘柄を中心に大きく下落しました。今後の需要見通しについては、令和5年6月末の民間在庫量の水準を200万t以下とし、需給の安定に資するよう改善を図るものとして、令和4年産主食用米生産量を675万tとすることが示され、現下の米の厳しい需給状況に鑑み、米価を回復させることを最優先とし、オール山形で需給環境の改善に取り組んでいく必要があります。

農政活動については、コロナ禍で影響を受けた農家への経営支援策や需要回復対策等が確保され、令和3年度補正予算・4年度当初予算で、総額4,000億円程度と大規模な予算が確保されました。一方で、令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しが示され、特に、今後5年間に一度も水張りをしない水田に交付金を支払わない方針を示したことについては、耕作放棄地や離農者の増加等が懸念されることから、これまで作付転換をすすめてきた生産者・産地の努力に報いるため、将来にわたって安定的な営農の継続や農地の維持が展望でき、再生産を可能とするよう力強い農政運動を展開してまいります。

担い手対策については、各種補助事業や農協単独事業を活用した初期投資への支援や、コロナ禍にかかる経営継続補助金や事業復活支援金等の各種補助金等への申請支援、税務申告支援、労働力確保に向けた取り組み、農業経営リスクを補う収入保険をはじめとしたセーフティネットや労災保険等の各種制度の周知と推進に取り組みました。また、アクトチームの活動については、コロナ禍により活動が制限されたものの、幅広い情報提供の実施と関係機関と連携した法人ならびに新規就農者へ相談・支援活動に取り組みました。

安全・安心農産物の生産については、JA庄内たがわ統一作目部会の品目を中心に出荷前残留農薬分析を行い、農薬飛散防止対策や生産工程管理記帳運動の周知徹底と精度の向上、チェック体制の機能強化に取り組みました。

米 穀

令和3年産米については、各生産組合等の協力により出荷契約は主食用米665,062俵と水田活用米穀190,655.5俵を合わせて855,717.5俵（前年比98.2%）を積み上げることが出来ました。主要品種である「つや姫」「雪若丸」「はえぬき」を合わせた品種構成は87.2%（前年実績85.0%）となりました。

水稻の生育は育苗期から7月の幼穂形成期にかけ高温・多照傾向で経過し、穂肥時期には十分茎数が確保されました。出穂は平年より5日程度早まり7月27日頃が始期となりました。登熟期は一転し強風と低温が重なり出来秋が懸念されましたが、穂数確保ができたことで総粒数が多くなり、登熟が平年並みとなったことから豊作基調となりました。一方、一部の晩生品種において出穂期に低温と強風に遭遇し登熟が緩慢となった地域が見られました。作況指数については庄内105（前年105）の「やや良」と3年連続の豊作基調となり、主食用米の集荷数量は642,922.5俵、水田活用米穀（加工用米・備蓄米・米粉用米・飼料用米）242,604.0俵と合わせて885,526.5俵となり前年対比では104.3%の集荷実績となりました。また、品質においては、出穂期が早く登熟初期の高温による胴割れの発生、7月に2度のカメムシ注意報が発表され部分着色（カメムシ被害）の被害が懸念され品質低下のリスクが非常に高い条件であったものの栽培管理や防除が適切に行われたことで、1等米比率98.2%と高品質を堅持しました。

大豆については、出荷契約面積922.4haとなり前年より67.3haの減少が見られましたが、播種後の好天に恵まれ作業が適期に行われたことにより、平均荷受反収は191.2kg/10a（前年比+67.2kg）と高い収量となり、検査実績は49,951袋/30kg（前年比148.3%）となりました。蕎麦については、出荷契約面積678.8haとなり前年より10.8haの増加が見られました。平均収量は55.8kg/10aの高収量となり、検査実績は16,824袋/22.5kg（前年比206.5%）となりました。

米の販売については、コロナ禍による消費の減退に伴う過年産米の持越在庫の増加を背景に需給環境が悪化し、令和3年産米の概算金は大幅な下落となり厳しい販売環境となりました。この状況を踏まえ、早期の契約に向けた営業活動に努めてまいりましたが、コロナ禍の終息の見通しが不透明な状況が続き、持越在庫が

らの切替が遅れたことにより販売進捗については、28.62%（前年実績 34.52%）と低迷しましたが、本年度の米穀事業取扱高は 10,390,108 千円で、計画比 102.7%（前年比 92.0%）の結果となりました。

園芸特産

果樹については、春先の低温により凍霜・降雹被害が発生し花芽の枯死や葉の裂傷などから生育に大きな影響を受けました。庄内柿では取扱数量の大幅な減少となり、集荷量 1,837t（前年比 92.9%）、大玉比率では 59.7%（前年 45.6%）となりましたが、販売単価では他産地でも同様に霜害の影響により全国的な品薄傾向となり前年を上回る 256.0 円/kg（前年比 116.8%）となりました。輸出については、昨年に引き続きマレーシアへ庄内柿 1.2t（前年比 100%）、アメリカへ柿しぐれ 0.9t（前年比 100.0%）の輸出を行い、いずれも高い評価を頂いております。

野菜については、きゅうりは櫛引下山添地区に 1.43ha の団地造成用地を整備し 18 棟 2,700 坪のハウス建設を行いました。新規生産者を含め 28 名で栽培に取り組み、集荷場には画像選果機を導入し、共選処理能力の向上に努め、取扱数量は 288t（前年比 138.9%）と前年を大きく上回る結果となりました。枝豆は 5 月以降の生育期間が好天で推移したことから生食用、加工用含め取り扱いでは、97.2t（前年比 110.3%）と前年を上回る取り扱いとなりましたが、全国的な豊作基調とコロナ禍の影響から業務需要が停滞し、販売額では前年を下回る結果となりました。長ねぎは、生育は良好であったが全国的な豊作基調から相場が低迷し共選処理機械を利用する数量も減少したことから取扱量では 190.1t（前年比 97.7%）となり今後の課題となりました。赤かぶは、9 月以降の生育期間が比較的の高い気温で経過し肥大が良好であったことから、取扱数量 484.3t（前年対比 140.6%）となりました。

花卉については、近年苦慮している土壌病害対策を継続的に実践した効果が出荷率、等階級の向上として現れ、今後の栽培へ普及できるものとなりました。需要については新型コロナウイルス感染症拡大防止から催事が減少し不透明感があつたものの、前々日集荷による相対販売の拡大や輸入の減少、宅配需要の増加から花全体では単価が向上し販売金額では前年を上回る（前年比 112.7%）結果となりました。

菌茸については、周年品目である椎茸の共選集荷により集荷の拡大を進めてきたものの、全国的な価格低迷と高齢化の影響から生産規模も減少しており、課題を残しました。

販売については、コロナ禍の影響による販売への不透明感があるなか「産直販売」を基本とし首都圏量販店と生活協同組合を主力販売先として、重点品目を中心に積極的な企画提案を行い販売活動を実施しました。

市場出荷については、全国的な気象変動が大きい中、市場動向を注視し、花卉では前々日集荷による有利販売の強化や青果物全体でも相対取引の拡大を実践し農家所得向上に努めました。

また、当 JA が運営する産直施設「んめ農マルシェ」では定期的なイベントを開催し、集客に努めると共に、JA 庄内たがわ直営店として、安全安心・新鮮な地場農産物の提供に努めました。

以上の結果、本年度の園芸特産事業取扱高は 1,385,739 千円で、計画比 74.8%（前年比 96.0%）の結果となりました。

畜産

畜産・酪農経営は、依然として高齢化や後継者不足による生産基盤の縮小に歯止めがかからない状況が続いております。

さらに生産コストの大部分を占める配合飼料価格、輸入粗飼料価格及び燃料の異常な高騰により、経営の将来展望が描けず、担い手の規模拡大や後継者の継承等に大きな影響を与えました。

酪農については、一戸当たりの投下労働時間の増加、生産農家の高齢化や後継者不足といった実情となっております。コロナ禍の影響で減少した生乳の業務用需要が回復していないことから、在庫量が増え生産調整が心配されましたが諸消費拡大運動によりなんとか回避することが出来ました。国庫事業を活用し和牛受精卵移植を実施し良質和牛子牛生産のきっかけづくりを行いました。前年度の「生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）」を活用した初妊牛導入と自己保留による増頭・搾乳牛更新の効果が発揮され、管内の生乳生産量は前年より更に 7.4t 増量となりました。乳価については年間を通して 108.58 円/kg の単価で推移しました。

肉用牛については、後継者不足による高齢化とはなっているものの前年並みの農家戸数と出荷頭数が維持できました。牛枝肉相場価格は、コロナ禍による消費の冷え込みがあったものの、食肉業者の冷凍保管事業活用、中国をはじめとする輸出需要の伸びによって前年を上回りました。管内肉用牛1頭当たり販売価格年間平均は黒毛和種1,081,988円・ホルズ去勢494,853円となりました。子牛市場は引き続き各般の生産基盤拡大対策の実施により全国的には繁殖雌牛購買頭数は増加傾向で推移しました。山形最上市場相場は、生産基盤拡大対策による増頭優良雌牛購買の需要と枝肉相場の好転に比例し年間の月平均(雌・去勢)が60~70万円相場となっており管内子牛販売価格年間平均は604,119円となりました。

養豚については、豚熱発生阻止にあたり全農場の野生獣防止柵設置完了、関係機関の支援も頂きながら防疫薬剤の購入を積極的に行っての防疫体制の強化、全頭ワクチン接種、日常飼養での衛生管理の徹底が図られました。年間相場につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止による輸入減少と巣ごもり需要が増加した前年単価までは届かず、管内では1頭37,984円の年間平均単価となりました。

また、飼養管理技術及び所得の向上に伴い、経営管理手法の習熟に重点をおき、山形県畜産協会主催の畜産経営コンサルタントを計14農家(酪農・肉牛・養豚)が受検、特に収益に大きな影響を及ぼす事故率の減少対策について、個々の経営にあったアドバイスを受けました。

生産基盤の維持・安定を図るために、前年に引き続き、国、県、市町の畜産経営競争力強化支援事業等に取り組み、畜舎の改修・機械リース導入を行い、今後の生産拡大・労力軽減に向けてまいりました。

3畜種部会員農家戸数は、酪農7戸、肉用牛32戸、養豚12戸となっております。

以上の結果、本年度の畜産事業取扱高は895,501千円、計画比94.2%(前年比96.7%)となりました。

加工

「もち」「笹巻き」は、販売先である量販店の店舗集約や、観光施設での店舗取扱いが減少したものの、「笹巻き」については量販店での地方発送が増加したことにより前年を上回る取り扱いとなりました。

「麺類」は一定の顧客は確保しているものの、新規取引先の確保には苦慮しました。

以上の結果、本年度の立川西田加工所の取扱高は30,322千円、計画比99.4%(前年比88.1%)となりました。なお、令和4年度で加工品製造を停止し立川西田加工所は廃止と致します。

「月山ワイン」は、「ソレイユ・ルバンヤマソービニオン2019」を含め、2銘柄がワインコンクールで入賞を果たし、月山ワインのワインクオリティーの高さをPRすることが出来ました。

原料の買入につきましては、コロナ禍の影響での販売不振と令和2年産の醸造用ぶどうの豊作が影響し、買入制限の実施をさせていただきました。買入実績133.7t、計画比86.2%(前年比58.8%)の買入数量となりました。特A等級比率は「山ぶどう」が前年比+31.2%、「ヤマソー」が前年比+12.9%と買入制限の実施も影響し、大幅に向上した状況です。

また、販売においては、長引くコロナ禍の影響により、県内・首都圏においても販売が低迷しており、大変厳しい状況が続いております。

以上の結果、本年度の月山ワイン取扱高は128,256千円、計画比82.7%(前年比97.2%)となりました。

生産資材

生産資材コスト引き下げ支援対策として、早期予約注文の積み上げによる仕入価格の交渉や、仕入先の多角化、個人、組合員が組織する団体へは、生産資材大口価格対策[予約購入実績(税抜)50万円以上が対象]、肥料の年内引取価格対策(予約価格より2%引き)、共同乾燥調製施設利用者等の一車引取り予約(1袋当り80円引き)の推進など、JA庄内たがわ独自のコスト低減対策を継続して実施しました。

更に今年度は、暴風雪被害対策として被害に見舞われた組合員に対して予約価格での供給、米価下落対策として系統集約銘柄肥料に限定してではありますが、特別対策価格での供給を実施しております。

また、全農山形生産資材推進室や営農指導部門と連携を図り、組合員との密接な相談対応による生産資材予約推進活動を展開しました。

以上の結果、本年度の生産資材取扱高は3,368,898千円、計画比99.1%(前年比97.1%)となりました。

信用事業

農業・地域の成長を支援する取り組みとしては、農業融資渉外（信用）を中心にアクトチーム（営農）・農機部門（あいとサービス）との事業間連携を更に強化し、農業法人・担い手への「出向く相談機能」を積極的に展開しながら、JAバンク利子補給事業を活用した有利な情報提供と融資提案を行いました。特に、米価下落対策では独自資金を設置、県の対策資金と合わせ21件26,422千円の利用があり、農業融資は1,201百万円（計画比100.1%）の実績となりました。生活資金でも住宅ローン・小口ローンで年間を通してキャンペーンを開催、日々の業者営業活動により住宅ローンは3,147百万円（計画比209.8%）の実績となりました。

組合員・利用者接点の再構築に向けた取り組みでは、非対面サービス（バンクアプリ・個人法人インターネットバンキング）の利用拡大と、効率的な業務の見直しを図りました。

また、JAバンクとの連携で、食農教育として管内小学校へ640冊の教材本を寄贈し、食・農業・環境・JAの役割について、地域の未来を担う子供たちの理解を深める活動や、年金受給者を対象に各支所で「スマホ教室」を開催したところ大変な好評をいただき、女性部でも開催するなど幅広い活動に結びつきました。

それらをふまえ、年度末貯金残高115,369百万円、計画比98.9%（前年比100.3%）、貸出金残高32,368百万円、計画比109.6%（前年比108.4%）、貯貸率は28.1%（前年26.0%）となりました。

共済事業

普及活動については、助け合いの理念による「暮らしの保障提供」を目的に「3Q訪問活動」を柱としたライフアドバイザーによる訪問活動を展開し、ご契約内容の説明と「ひと・いえ・くるま」の保障点検活動、新医療共済「メディフル」のご案内を行いました。実績については、コロナ禍により訪問活動が思うように出来ず、加えてLA42名中、12名が新人であり研修会等により推進活動のスタートが遅れたことが要因となり、長期共済実績667万ポイント（計画比83.3%）、短期共済実績771万ポイント（計画比96.4%）、推進総合実績で1,438万ポイント（計画比89.8%）となりました。

保全活動については、請求確定後の早期共済金支払事務に努めるとともに、生命・建物満期金、及び事故共済金等を含めた総件数では12,200件（前年比102.9%）、支払共済金は55億円（前年比96.1%）となり、契約者の心の支えとして、お役立ていただきました。

また、事故対応時には安心サポーターと支所連携による現場急行に努め、利用者総合満足度では96.5%と県内平均以上の高い評価を受けています。

訪問活動、並びに新契約処理等を中心とした電子手続きについては、PL（ペーパーレス）・CL（キャッシュレス）手続きを推奨し事務簡略化に努めるとともに、顧客満足度の向上、Webマイページ登録の普及にも努めました。（PL割合88.2%、CL割合90.8%）

リスク管理

「コンプライアンス・プログラム」の進捗管理を徹底するとともに、業務の運営・管理の改善や不祥事の未然防止を図るため各種巡回調査指導の実施、また、クロスチェック（他店舗職員による検査）の実施により、現金管理の牽制強化・事務手続きの理解深化に取り組みました。更に、事務リスク管理態勢の実践に向けた研修会の実施、自主検査による内部牽制の強化と職場内規律の点検に努めました。

内部統制統括部署として、管理・営農経済事業における内部統制文書の定着化に向けた推進を図り、監査法人監査に対応した内部統制機能の有効性向上に取り組みました。

また、受託組織会計については、不祥事が全国的に増加している背景を踏まえ、内部統制の強化を図るため取扱要領の改正や契約未締結口座の通帳・印鑑の保管状況にかかる外部確認を実施し、受託組織会計事務の厳格化

と適正化を図りました。

新型コロナウイルス感染症対策については、山形県の方針に従い、状況下に応じた行動（対応）指針について適宜発出し役員個々の意識高揚を継続しながら「うつらない」「うつさない」取り組みを徹底いたしました。

総務

今年度は、第9次中期経営計画の初年度として、部門間連携による組合員・地域利用者へのサービス向上を図り、座談会や総代会等の意見・要望を踏まえながら、農を基軸とした組織として事業展開に取り組みました。

また、組合員及び地域住民に向け、JA 広報誌「Aito」やホームページ・SNS 等の活用や YouTube チャンネルの開設、地元報道機関に対し適時な情報提供を行い、地域農業や JA 事業の理解促進を図りました。

女性組織および教育文化事業活動

女性部活動については、女性部三役が運営委員となり第14期の女性大学「あいとスクール」を開催し、「ハンドメイド」「ホットヨガ」の2コースで地域の仲間づくりを進め、次世代を担う女性リーダー育成に努めました。また、女性部員の仲間づくりの取り組みとしてグループでの活動や料理教室やフラワーアレンジメント、スマホ教室、家の光手芸教室を開催しました。

地産地消・食農教育の取り組みとして地域の特産品である「米、大豆」を使った味噌作りや親子料理教室を開催すると共に、生産者応援の一環として枝豆の消費拡大を行いました。また、フードドライブ活動として、各家庭からの食料品、日用品等各支部を通して管内の社会福祉協議会に寄贈いたしました。

福祉介護

「JA 庄内たがわ高齢者福祉事業基本方針」に基づき、介護予防活動、JA 高齢者生活支援活動の展開、介護保険事業に取り組み、高齢者が元気で生きがいを持ち安心して暮らせる地域づくりの取り組みを展開してまいりました。併せて助け合い組織「ふれあいハッピーの会」を中心に、コロナ禍を考慮のうえ行政と連携しミニデイサービス活動等に取り組みました。

介護保険事業では、通所介護施設（デイサービス）において、自立支援型介護を基本とした機能訓練や季節のイベント等を施設内で実施するとともに、利用者本位のサービス提供をスタッフ一同心掛け、利用者の心身の状況に応じて、身体機能及び生活機能の維持、向上に努めました。

あわせて、新型コロナウイルス感染症対策として、送迎時の検温や健康状態の確認、消毒、換気等の感染対策の徹底を図り、感染拡大防止に取り組みました。

以上の結果、3月末介護保険事業利用者 373 名・年間利用料 141,138 千円、計画比 94.7%（前年比 93.0%）の実績となりました。

経営企画

今年度は、第9次中期経営計画の初年度として、JA 経営をめぐる事業環境の変化に対応するとともに、持続可能な経営基盤の確立・強化を図るため、営農事業改革部と生活福祉部を廃止し、総務部と経営企画部を新設し、また、食材宅配事業は関連会社に、生活購買業務は子会社に移管する等、組織機構改革を実施し事業運営に取り組んでまいりました。

財務面については、経営分析に基づき各事業の部門採算性など事業・施設の状況を再検証し、経営諸比率の維持・遵守を考慮した必要性重視の設備投資を行い、不稼働・遊休資産の有効活用および処分による資産流動化に努めてまいりました。

業務システムについては、県統一システムの安定稼働に向け関係機関と連携を図り、課題等を解決しながら経営管理の精度向上に努めるとともに、次期県統一システムの更新に伴い、機能性・効率性などシステムのあり方

を検討してまいりました。また、個人情報保護や情報ネットワークのセキュリティ対策を実施しながら安全管理体制の構築に取り組んでまいりました。

人事教育面においては、活力ある職場づくりを目指し、職員の意識改革や能力開発を通して、多様化・高度化する組合員ニーズに対応できる、信頼される職員の育成に努めてまいりました。

以上が本年度の事業の概況であります。今後とも組合員はじめ地域の皆様の負託に応えるため、役職員一丸となり取り組んでまいりますので変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

5. 農業振興活動

◇安全・安心な農産物づくりへの取り組み

安全・安心な農産物への取り組みとして、生産履歴記帳運動については、「やまがた農産物安全・安心取り組み認証制度」の登録品目数を7品目（庄内柿・アスパラガス・枝豆・きゅうり・ミニトマト・ねぎ・里芋）とし、山形県版GAP（生産工程管理）に取り組んでおります。

また、農産物生産工程の管理については、各作目部会や関係機関と連携を強化し、農薬飛散防止対策の徹底と出荷前残留農薬分析を実施して、安全・安心なJA庄内たがわ産農産物の生産・販売に努めております。

◇担い手育成の取り組み

担い手の安定経営のため、JAグループの支援事業や園芸販売高40億円支援事業等の活用による施設・農機の初期投資への支援、税務会計申告支援、社会保険等の加入・申請、担い手支援係による記帳代行等の支援強化に取り組んでおります。

また、関係機関と連携し法人化支援や、幅広い情報を迅速に組合員へ提供するため、営農指導員訪問活動の強化、新規就農者受入協議会等を窓口とした、新規就農に関する相談機能や就農支援に取り組んでおります。

◇地産地消・食育への取り組み

管内における地産地消の取り組みとしては、鶴岡市と地場産野菜の納入に関する協定の締結を行い、JA庄内たがわ産農産物の消費拡大運動の実施、学校給食等への米をはじめとする野菜等の提供に取り組んでおります。また、青年部活動として、出前授業・農業体験・収穫感謝祭を開催するなど「食と農」に関する取り組みを行い、広く農業・食料・環境保全・文化継承に対する理解促進に積極的に取り組んでおります。

◇地域密着型金融への取り組み

●農業・地域の成長を支援する取り組み

JAバンク利子補給制度を活用し、有利な農業関連資金の充実を図り、担い手や規模拡大等の効率化支援を行っています。

併せて、資金相談や経営相談などに関する融資担当者の知識向上を図り、多様化する経営体に即した資金相談機能を強化するため「JAバンク農業金融プランナー」の資格取得に取り組んでいます。

また、アクトチーム（営農）および（株）あいとサービスとの連携を強化し、農家・農業法人等に対して出向く活動の強化を行っています。

●組合員・利用者接点の再構築に向けた取り組み

より広範囲なサービスの提供と相談機能拡大を行うために、職員の専門知識の習得と各種資格取得を進めながら、組合員・利用者ニーズに即した事業を展開しています。

また、「新たな生活用様式」への対応及び利用者の利便性向上のため、非対面サービスの利用拡大を図っています。

●「持続可能な地域育成」のための取り組み

当JAは、管内の各小学校に「農業と食への理解を深めていただく」ことを目的として、補助教材「農業とわたしたちの暮らし」の寄贈など、子供育成支援活動を行っています。

6. 地域貢献情報

◇社会貢献活動

●「環境・食料問題」への取り組み

環境・食料問題に対しては、世界的な関心の高まりを背景として、農業の果たしている役割が改めて認識され、JA に対する国民の期待はますます高まっております。

そのような中、当 JA では、生産者と一体となった取り組みとして環境保全型農業を推進し、安全な農畜産物生産を実践しております。その中でも特に主食の米につきましては、有機・特別栽培などの環境を考えた「こだわりの米」づくりに取り組んでおります。

また、農業使用済みプラスチック類の適正処理にも積極的に取り組んでおります。

◇地域貢献情報

●「地域高齢者福祉活動」への取り組み

地域・農村社会の高齢化の進行に伴い、高齢者が元気で生きがいを持って安心して暮らせる地域づくりに向けた介護保険事業を展開し、高齢者の自立を支援しております。

また、当 JA の年金受給者で組織されている「年金友の会」では、年金友の会の会員拡大と組織活動の充実を図るため、ゲートボール大会、グラウンドゴルフ大会、各支部独自の親睦会・研修会・研修旅行などに取り組んでいます。

●「年金相談会」への取り組み

当 JA では、年金受給予定者を対象に、年々複雑化する年金制度に対応するため、年金渉外担当者による各種相談業務の専門性を高めております。

また、顧問社会保険労務士を交え、加入期間、見込額、請求手続きなど、幅広い相談に応じる年金相談会を各支所で開催しています。

●「偽造キャッシュカード」への取り組み

当 JA のすべての ATM は、IC 基本形対応後の ATM が設置されており、安心して利用していただけるように被害防止と利用者保護に取り組んでいます。

●「中山間地域の農地保全」への取り組み

中山間地域の担い手農家の不在により耕作放棄地の拡大が懸念される中、JA 出資の法人を設立・運営し、農作業の受託、耕作放棄地の未然防止と再生などの事業として、土地利用型作物や、未来志向の園芸チャレンジ品目の作付けを行っております。農産物販売高の向上と新たな雇用創出に繋がり、地域活性化が芽生えはじめています。

7. リスク管理の状況

○リスク管理体制

[リスク管理方針]

組合員・利用者の皆さまに安心して JA をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理方針」

を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当 JA では、貸出業務については、信用担当部署において個別貸出先の信用リスクのみならず、員外利用状況・業種別集中・大口集中度合い等リスク構造を踏まえたリスク管理を行っているほか、二次審査体制により適正な貸出審査を行っています。また、「資産査定要領」に基づき正確な査定と、「資産の償却・引当の計上基準」に基づく正確な償却・引当を行い、不良債権については、定款・規定に基づき理事会で決定した処理方針に基づき、処理を行っています。

また、実施した査定結果の客観性を確保するため、監事による自己監査、さらには業務関連部署から独立した監査部門が内部監査を行っています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。当 JA では、「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に基づき、貸出金・有価証券・預貯金にかかる ALM（資産・負債の総合管理）によって行っています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。当 JA では、「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に基づき、信用担当部署において、最低限確保すべき流動性預金の水準を設定しています。また、月次の資金計画を策定し適正な水準の確保を図っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当 JA では、店舗巡回指導や事務手続きの整備を行うとともに、職員向け研修体系を構築し事務リスクの低減を図っています。具体的な事務リスク管理方法については、「事務リスク管理規程」によっています。

また、不正・不祥事、苦情等の案件については、「不正・不祥事、苦情等対応要領」により必要に応じて調査・報告を行っています。

システム外部委託については、外部委託契約におけるリスクと責任の所在を明確にするとともに、委託先の経営状況の確認を定期的に行い、リスクの低減を図っています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当 JA では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、

事故・事務ミスが発生した場合には、「事務リスク管理規程」に基づき、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

○法令遵守（コンプライアンス）体制

〔コンプライアンス基本方針〕

当 JA は、社会的責任と公共的使命を常に認識するとともに、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、徹底した自己規律・自助努力に基づく執行体制を確立してまいります。

また、監査体制と内部統制組織を充実・強化し、社会的規範にもとることのない誠実で公正な誤りのない事業を展開するとともに、経営情報の開示をはじめ、組合員や地域社会とのコミュニケーションを進展させてまいります。

〔コンプライアンス運営態勢〕

当 JA ではこれまで役職員一人ひとりが自己責任原則に基づいて日常の業務に取り組み、法令、定款等を遵守するとの姿勢を堅持してまいりましたが、今後も社会的規範に反することのない、誠実かつ公正な業務運営体制を遂行すべく自覚してまいります。

このためには、社会の公器としての JA の役割・使命に関する経営トップの意識の啓発とともに、理事会・監事によるチェック機能の充実、内部管理に係る諸規程の整備、監事による自己監査・内部監査結果による業務の改善、更には役職員教育の徹底と人事ローテーション等による職場風土の刷新など、内部統制の強化を図りながら、不祥事の防止のために必要な予防措置を講じてまいります。

○金融 ADR 制度への対応

苦情処理措置および紛争解決措置の内容

《信用事業》

① 苦情処理措置

当 JA では、お客様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、JA バンクに関するご相談および苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

JA バンクの相談・苦情等の受付窓口につきましては、当 JA の各支所または信用部貯金資金課（電話：0235-64-4927）にお申し出ください。当 JA では規則の制定など相談・苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、相談・苦情等の解決を図ります。

また、山形県農業協同組合中央会が設置・運営する山形県 JA バンク相談所（電話：023-634-8234）でも、相談・苦情等を受け付けております。

② 紛争解決措置

苦情などのお申し出については、当 JA が対応いたしますが、お客様が外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会を利用できます（JA バンク相談所を通じてのご利用となります）。

- ・山形県弁護士会示談あっせんセンター（電話：023-635-3648）
- ・仙台弁護士会紛争解決センター（電話：022-223-1005）
- ・東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）
- ・第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）
- ・第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

上記弁護士会の利用に際しては、当 JA の信用部貯金資金課または一般社団法人 JA バンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申し出下さい。東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会には直接

お申し立ていただくことも可能です。

《共済事業》

① 苦情処理措置

当 JA では、ご利用の皆様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、共済事業にかかる相談・苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

※「相談・苦情等」とは、共済事業にかかる相談・苦情・紛争等に該当するものをいいます。
まずは、当 JA の JA 共済相談・苦情等受付窓口へお申し出下さい。

庄内たがわ農業協同組合 共済部（電話：0235-64-2210）

なお、JA 共済相談受付センターでは、相談・苦情等のほか、JA 共済全般に関するお問い合わせもお電話で受け付けております。

JA 共済相談受付センター（JA 共済連 全国本部）
電話番号：フリーダイヤル（0120-536-093） 受付時間：午前9時～午後5時
（日曜・祝日および12月29日～1月3日を除く）

② 紛争解決措置

ご利用の皆様からの相談・苦情等については、当 JA が対応いたしますが、ご納得のいく解決に至らない場合は、下記の中立的な外部機関に解決の申し立てを行うことができます。また、当 JA は下記の外部機関をご紹介します、その外部機関の標準的な手続きの概要等の情報をご提供いたします。詳細は当 JA にお問い合わせください。

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

（<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>）

（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構

（<http://www.jibai-adr.or.jp>）

（公財）日弁連交通事故相談センター

（<https://n-tacc.or.jp>）

（公財）交通事故紛争処理センター

（<https://www.jcstad.or.jp>）

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧くださいか、①の窓口にお問い合わせください。

○内部監査体制

当 JA では監査室を設置し、事務処理の厳格化、内部牽制機能の強化による事故の未然防止などの観点から、年15回の監査を実施しております。

また、業務の多様化・システム化などの情勢変化に対応できるよう、監査機能の充実・強化にも努めております。

8. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当 JA では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに業務の効率化等に取り組んだ結果、令和 4 年 3 月末における自己資本比率は、14.24%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当 JA の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	庄内たがわ農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	4,104 百万円（前年度 4,171（百万円）

当 JA は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当 JA が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、平成 19 年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

9. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

□信用事業

JAの信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行うため、JA・信連・農林中金が総合力を集結した、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

■貯金業務

JAの組合員はもちろん、地域住民の皆様方のご要望に広くお応えできますよう、生活設計のお役に立つ貯蓄商品を多数取りそろえております。

資産形成に便利な定期積金をはじめ、スーパー定期、大口定期貯金、期日指定定期貯金、変動金利定期貯金、貯蓄貯金など安全で有利な金融商品を提供し、ご利用いただいております。

当JAは、ペイオフ対策についても貯金保険機構、相互援助制度へ加入しており、皆様より安心してご利用いただけますよう万全を期しています。

貯金商品一覧表は18ページに記載

■貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員及び地域の皆様には、住宅資金や自動車購入資金等各種ローンのご融資をしております。

また、地域金融機関の役割として、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外への事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の各種制度資金の代理貸付も取り扱っております。

貸出商品一覧表は22ページに記載

■為替業務

当JAの窓口から全国のJA・信連・農林中金をはじめ、全国どこの金融機関にも、手形・小切手等の取り立てや振込等が安全・確実・迅速にできる内国為替業務を皆様に幅広くご利用いただいております。

■国債窓口販売・投資信託窓口販売

国債並びに投資信託の取り扱いをしております。

☆ 国債

日本国が発行する債券で、長期利付国債・個人向け国債等の取り扱いをしております。

☆ 投資信託 (22商品)

証券投資信託の略称で、一般投資家による証券投資を容易にすることを目的としてつくられた金融商品です。複数の投資家から集めた資金を、運用の専門家が金融・証券市場で株式や公社債などのいろいろな有価証券に分散投資し、その運用成果を分配金として投資家に還元する仕組みです。

国内の公社債・株式・不動産に投資した商品のほかに、海外の債券・株式等に投資した商品も取り扱いをしております。

■サービス業務

☆ 自動振り込み・自動決済サービス

コンピューター・オンラインシステムを利用して、給与や年金などの各種自動受取り、電気料や電話料などの各種公共料金の自動支払い、口座振替サービスなどをお取り扱いしております。

☆ キャッシュサービス

JAの総合・普通口座にキャッシュカード登録していただいているお客様は、全国すべてのJA自動化機器(CD・ATM)で、その通帳へお預かりしているお金の引き出し及び預け入れ(ATMのみ)ができます。更に金融機関オンライン・ネットワーク(JA・銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫)、ゆうちょ銀行、コンビニATMを含め、全国どこの金融機関の自動化機器でも現金の引き出しができるキャッシュサービスも提供しております。また、JAカードの自動キャッシング、インターネットバンキング、デビットカードでの取り扱いもご利用いただけます。

☆ 税金の収納

県・市町村税の窓口での収納や口座振替での収納もお取り扱いしております。

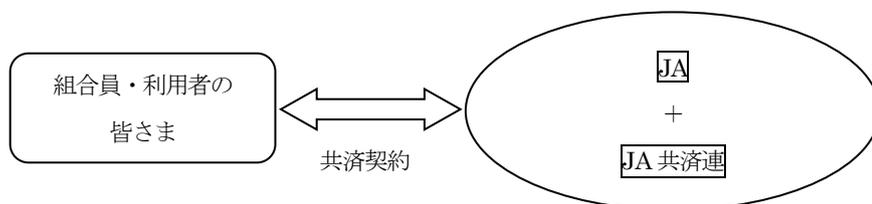
□共済事業

JAの共済事業は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・財産などを相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、専門的な相談機能のLA体制などにより、組合員をはじめ地域住民一人ひとりの日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えしています。JA共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

主な共済商品一覧表は29ページに記載

☆JA共済の仕組み

JA共済は、平成17年4月1日から、JAとJA共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。JAとJA共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。



J A : JA共済の窓口です。

JA共済連 : JA共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

□販売事業

生産販売事業として、農家組合員の方が丹精込めて育てた米・果実・野菜・畜産物などを集荷し、農家手取りの最大化に向け有利販売に取り組んでいます。また、餅類・笹巻・お米麺・ワイン等の地元産原料にこだわった加工販売も行っております。

□購買事業

購買事業では、生産資材として肥料・農薬・飼料などの農業に必要な資材を、低コストでありながらも品質の高い提供を目指し取り扱っております。また、生活物資については、生活指導の一環としてJA女性部共同購入を実施しております。

貯金商品一覧表

(令和4年7月1日 現在)

	種 類		利 率	取引の通知	払 戻 方 法	そ の 他
当	当座貯金	受入れ、払戻しとも任意であるが、払戻しに小切手、又は手形を用いる	無利息	当座貯金通帳	手形、小切手により払戻しを行う	残高を超えて払戻す過振、又は当座貸越を行うことができる
	普通貯金	受入れ、払戻しとも任意なもの	別に定める	普通貯金通帳	払戻請求書、キャッシュカードにより払戻しを行う	個人のもものは、総合口座による当座貸越ができる
	営農貯金	組合員の生産物販売代金等の受入れ、生産・生活資金の払戻しをするもの	別に定める	普通貯金(営農口)通帳	払戻請求書、キャッシュカードにより払戻しを行う	別に定める要領により、残高を超えて払戻す営農貸越を行うことができる
座	貯蓄貯金	受入れ、払戻しとも任意であるが払戻方法に制限のあるもの	別に定める	貯蓄貯金通帳	払戻請求書、キャッシュカードにより払戻しを行う	給与・年金の自動受取、公共料金の自動支払は不可
	通知貯金	金額、据置期間を定めて受入れし、払戻しには予告を要するもの	別に定める	通知貯金証書	払戻請求書により払戻しを行う	預り金額 5万円以上 据置期間 7日 解約予告 解約日の2日前まで
性	別段貯金	農協業務に付随して生じた未決済、未整理等の一時的預り金を処理するもの	別に定める	別段貯金通帳	払戻請求書により払戻しを行う	
	納税準備貯金	租税納付のために貯蓄する目的貯金	別に定める	納税準備貯金通帳	払戻請求書により払戻しを行う	支払制限：租税納付に充てる場合に限る(非課税) 納税外支払：原則課税
貯	出資予約貯金	この組合への出資金払込みのため貯蓄する目的貯金	別に定める	出資予約貯金通帳又は受払報告書	払戻請求書により払戻しを行う	支払制限：原則として出資の払込に充当する場合に限る 新規での取扱い不可
	教育資金贈与専用口座	原則として貯金者の教育資金の支払に充てる場合に限り払戻しをするもの	別に定める	普通貯金通帳	払戻請求書により払戻しを行う(キャッシュカード発行不可)	払い戻す資金を教育資金としてご利用されることを確認するため、学校等からの領収書、請求書等の提出が必要となる
金	結婚子育て資金贈与専用口座	原則として貯金者の結婚・子育て資金の支払に充てる場合に限り払戻しをするもの	別に定める	普通貯金通帳	払戻請求書により払戻しを行う(キャッシュカード発行不可)	払い戻す資金を結婚・子育て資金としてご利用されることを確認するため、領収書等の提出が必要となる

貯金商品一覧表

種 類		利 率	預り金額	預り期間	満期日	取引の通知		
定 期 性 貯 金	期日指定定期貯金	預入れ期間の定めのある貯金で、据置期間経過後は満期日を指定できるもの	別に定める	1円以上3百万円未満 (預入単位1円)	3年以内 (据置期間1年)	払戻日の1か月前まで払戻日 (満期日) を指定する	通帳又は特定の証書 (総合口座は通帳)	
	スーパー定期	預入れ期間の定めのある貯金で、受入時の金利を自由に設定できるもの 単利型：個人および法人 複利型：個人	別に定める	1円以上 (預入単位1円)	(単利型) ・定型方式 1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 ・期日指定方式 1か月超5年未満 (複利型) ・定型方式 3年、4年、5年 ・期日指定方式 3年超5年未満 定型方式の場合、自動継続の取扱いが可能	・期日指定 指定日 ・上記以外 預入日の応当日	通帳又は特定の証書 (総合口座は通帳)	
	大口定期貯金	預入れ期間の定めのある貯金で、受入時の金利を自由に設定できるもの	別に定める	10百万円以上 (預入単位1円)	(単利型) ・定型方式 1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 ・期日指定方式 1か月超5年未満 定型方式の場合、自動継続の取扱いが可能	・期日指定 指定日 ・上記以外 預入日の応当日	通帳又は特定の証書 (総合口座は通帳)	
	変動金利定期貯金	預入れ期間の定めのある貯金で、受入時の金利を自由に設定し、一定時期に金利変動を行うもの 単利型：個人および法人 複利型：個人	別に定める	1円以上 (預入単位1円)	・単利型3年 ・複利型3年 自動継続の取扱いが可能	預入れ日の3年後の 応当日	通帳又は特定の証書 (総合口座は通帳)	
	積立定期貯金	・エンドレス型	預入期間を定めないでエンドレス方式で積立を行うもの	取組みする定期貯金利率	1円以上 (預入単位1円)	定めない	当該定期貯金の満期日	通帳
		・満期型	預入期間を定め積立を行うもの	取組みする定期貯金利率	1円以上 (預入単位1円)	6か月以上10年以内 (年単位)	契約した期日 (据置期間1か月以上3年以下)	通帳

貯金商品一覧表

種		類	利 率	預り金額	預り期間	満期日	取引の通知
定 期 性 貯 金	財 産 形 成 貯 金	・一般財形	別に定める	1円以上 (預入単位 1円)	3年以上	契約した期日	通帳
		・財形住宅	別に定める	1円以上 (預入単位 1円)	5年以上	住宅等取得から1年 以内	契約の証及び残高通 知書
		・財形年金	別に定める	1円以上 (預入単位 1円)	5年以上 (据置期間は最終預入日 から6か月以上5年以内)	5年以上20年以内 なお、受取開始日 は満60歳に達した 日以降の日	契約の証及び残高通 知書
	据置定期貯金	預入期間の 定めのある 貯金で据置 期間経過後 は満期解約 扱いで、い つでも、何 回でも一部 支払ができ るもの	別に定める (預入金額 ・預入期間 毎の利率)	1円以上10 百万円未満 (預入単位 1円)	5年以内 (据置期間6か月)	据置期間経過後、 最長預入期間(5年) 以内	通帳又は特定の証書 (総合口座 は通帳)
譲渡性貯金		預入期間の 定めのある 貯金で譲渡 禁止の特約 のないもの	別に定める	10百万円以 上 (預入単位 1円)	定型方式 1か月、3か月、6か月、1 年、2年、3年、4年、5年 期日指定方式 7日以上5年未満	契約した期日	特定の証書

貯金商品一覧表

種	類	利 率	預り金額	預り期間	満期日	取引の通知	その他
定期積金	契約金額、積立額等を定め、定期的に払込み、満期日に掛金に対する給付契約金を交付するもの	別に定める	・受入単位 1円単位 ・受入金額 1回あたり 1,000円以上	(定額式・目標式) ・定額式 6か月、1年、1年6か月、2年、2年6か月、3年、3年6か月、4年、4年6か月、5年、10年 ・期日指定方式 6か月超10年未満 (通増通減式・満期分散式) 2年、3年、4年、5年、6年、7年、8年、9年、10年	契約した期日	通帳又は特定の証書	・種別 定額式 毎月一定額を積立てる方式 目標式 給付契約金額を定め、給付補填備金との差額を掛金として初回に調整する方式 満期分散式 契約期間により満期が到来する方式 通増式通減式 年単位で毎月の掛金を増額または減額できる方式 ・当組合の先払遅延に関する許容日数は10日とする。

○ 融資商品

貸出商品一覧表

(令和4年7月1日 現在)

1. 農業関連資金

農地を取得したい方	アグリマイティー資金 【日本政策金融公庫】 農業経営基盤強化資金(愛称:スーパーL資金)
農機具購入等設備投資をしたい方	JA農機ハウスローン、アグリマイティー資金、農業近代化資金、アグリローン 【日本政策金融公庫】 農業経営基盤強化資金(愛称:スーパーL資金)、農業改良資金
新たに農業を始めたい方	JA新規就農応援資金 【日本政策金融公庫】 青年等就農資金
営農運転資金が必要な方	営農ローン、担い手応援ローン、農業経営改善促進資金(愛称:新スーパーS資金)、 営農者フリーローン、アグリスーパー資金、当座貸越、アグリマイティー資金(短期)
営農ローンを長期返済したい方	営農ローン切替ローン

2. 事業資金

アパート経営等、事業資金が必要な方	賃貸住宅ローン、事業資金
-------------------	--------------

3. 生活関連資金

住宅の新築・購入、住宅の増改築、太陽光発電システム等住宅関連設備取得をしたい方	住宅ローン、リフォームローン
自動車・バイク購入、点検、修理、運転免許取得、簡易な車庫建設資金が必要な方	マイカーローン
子弟の入学金、授業料、学費およびアパート家賃等の教育関連資金が必要な方	教育ローン、教育ローン(カード型) 【日本政策金融公庫】 教育資金
レジャー、ショッピングなど自由な使いかたをしたい方	生活資金、フリーローンNEXT、シルバーライフローン、総合口座、定期貯金担保貸付、 定期積金担保貸付、共済担保貸付、約定返済型カードローン、多目的ローン、フリーローン
JAで借入しているカードローンを長期返済したい方	カード切替ローン

4. 地方公共団体等向け

財政資金や事業資金が必要な市町村役場および開発公社等	地公体資金
----------------------------	-------

5. 農家経済対策資金

長期延滞が懸念され経営再建ができる方	農家経済対策資金
--------------------	----------

貸出金種目別一覧表

(令和4年7月1日 現在)

1. 手形貸付金

資金名	資金使途	融資先	融資限度	融資期間	保証	担保
定期貯金担保貸付	生活または事業運営上必要とする資金	組員、地区内に住所又は勤務地のある方	当組合定期貯金契約金額の範囲内	1年以内	借入者と定期貯金契約者が異なる場合は、定期貯金契約者を連帯保証人とする	当該定期貯金契約
定期積金担保貸付	生活または事業運営上必要とする資金	組員、地区内に住所又は勤務地のある方	当組合定期積金の掛込残高の範囲内	1年以内	借入者と定期積金契約者が異なる場合は、定期積金契約者を連帯保証人とする	当該定期積金契約

2. 証書貸付金

資金名	資金使途	融資先	融資限度	融資期間	保証	担保
共済担保貸付	生活又は事業運営上必要とする資金	組員、地区内に住所又は勤務地のある方	当JA所定の限度額の範囲内	短期:1年以内で共済契約期間以内 長期:1年超10年以内で共済契約期間以内	共済金受取人を連帯保証人とする	共済請求権に対して質権設定
農家経済対策資金	経営再建対策資金	組員	再建計画に基づく必要最小限度	1年以上25年以内(うち据置3年以内)	個人保証	担保を徴求
事業資金	組員が必要とする営農以外の事業資金、企業等の事業運営上必要な資金	組員、または地区内に住所または事務所を有する組員以外の方で次に該当する方(a)JAまたは組員が主たる出資者または構成員となっている法人または団体で農畜産物の生産、加工、販売を主たる業務にしている方(b)農業者または地区内の農業の発展に寄与すると認められる事業を行う小規模事業者(c)小規模事業を行う組員の親族または組員の親族が主たる出資者となっている小規模事業者(d)富利を目的としない法人	事業計画並びに資金計画に基づく必要金額の範囲内	短期:1年以内 長期:1年以上30年以内(運転資金は1年以上5年以内)	個人保証又は農業信用基金協会保証	必要に応じて担保を徴求
地公体資金	財政資金、地域開発資金、その他の資金	地方公共団体又は地方公共団体が主たる構成員もしくは出資者となっているもしくはその基本財産の額の過半を拠出している非営利法人	必要金額の範囲内	30年以内	地方公共団体の債務保証もしくは損失補償	必要に応じて担保を徴求
住宅ローン (一般型) (基金協会保証)	住宅の新築・増改築・改修・補修、新築住宅・中古住宅の購入資金、土地の購入、他金融機関からの借換(借換と合わせた増改築・改修・補修、既往リフォーム資金を含む)、おまとめ住宅ローン対応及びそれに伴う諸費用	組員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上1億円以内(貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内 ③所要金額に対し自己資金が20%以上あること	①3年以上40年以内(分割貸付の場合の据置期間を含む。借換の場合は残存期間内。) ②据置期間を6ヶ月間設定可能(借換は不可。)	農業信用基金協会保証	融資対象物件・敷地に抵当権設定、団体信用生命共済加入
住宅ローン (100%応援型) (基金協会保証)	住宅の新築・増改築・改修・補修、新築住宅・中古住宅の購入資金、おまとめ住宅ローン対応及びそれに伴う諸費用	組員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上1億円以内(貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	①3年以上40年以内(分割貸付の場合の据置期間を含む。借換の場合は残存期間内。) ②据置期間を6ヶ月間設定可能(借換は不可。)	農業信用基金協会保証	融資対象物件・敷地に抵当権設定、団体信用生命共済加入
住宅ローン (借換応援型) (基金協会保証)	他金融機関から借入中の住宅資金の借換資金、おまとめ住宅ローン対応とそれに伴う諸費用及び借換えとあわせた増改築・改修・補修	組員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上1億円以内(貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	3年以上40年以内(分割貸付の場合の据置期間を含む。)かつ、現在借入中の住宅ローンの残存期間内	農業信用基金協会保証	融資対象物件・敷地に抵当権設定、団体信用生命共済加入

資金名	資金用途	融資先	融資限度	融資期間	保証	担保
住宅ローン (新築・購入コース) (協同住宅ローン(株保証))	住宅の新築・増改築・改修・補修・新築住宅・中古住宅の購入資金、土地の購入、おまとめ住宅ローン対応及びそれに伴う諸費用	組員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上1億円以内(貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	3年以上40年以内(据置期間を含む。)	協同住宅ローン(株保証)	融資対象物件・敷地に抵当権設定、団体信用生命共済加入
住宅ローン (借換コース) (協同住宅ローン(株保証))	他金融機関から借入中の住宅資金の借換資金と借換えに伴う諸費用、おまとめ住宅ローン対応及び借換えとあわせた増改築・改装・補修	組員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上1億円以内(貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	3年以上40年以内(据置期間を含む。)	協同住宅ローン(株保証)	融資対象物件・敷地に抵当権設定、団体信用生命共済加入
住宅ローン (住まいる いちばんネクストV) (全国保証(株)保証)	土地及び住宅の購入資金、住宅の新築、リフォーム資金、借換資金	組員、地区内に住所又は勤務地のある方	①100万円以上1億円以下(貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	3年以上40年以内(分割貸付の場合は据置期間を含む。)	全国保証(株)	融資対象物件・敷地に抵当権設定、団体信用生命共済加入
生活資金 (長期住宅)	住宅の新築・増改築・改修・補修・新築住宅・中古住宅の購入資金及びそれに伴う諸費用	組員、地区内に住所又は勤務地のある方	必要金額の範囲内	1年以上40年以内	個人保証	必要に応じて担保を徴求
賃貸住宅ローン (基金協会保証)	賃貸住宅の建設、増改築及び補修・改修に必要な資金及びそれに伴う諸費用、他金融機関からの借入中の賃貸住宅ローンの借換資金	組員、地区内に住所又は勤務地のある方	①100万円以上4億円以内(貸付単位10万円) ②必要金額の範囲内 ③年間返済額が年間賃貸収入見込額の75%以内 ④担保価格の範囲内	1年以上30年以内(1年以内の据置期間を含む。)	農業信用基金協会保証	融資対象物件・敷地に抵当権設定、共済請求権に対して質権設定、団体信用生命共済加入(任意)
事業資金 (長期賃貸住宅)	賃貸住宅の建設、増改築及び補修・改修に必要な資金及びそれに伴う諸費用	組員、地区内に住所又は勤務地のある方	事業計画並びに資金計画に基づく必要金額の範囲内(貸付単位10万円)	1年以上30年以内	個人保証	融資対象物件・敷地に抵当権設定、共済請求権に対して質権設定、団体信用生命共済加入(任意)
リフォームローン (一般型A) (基金協会保証)	住宅の増改築、改装、補修資金及び住宅関連設備資金、他金融機関・信販会社から借入中のリフォームローンの借換資金	組員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上1,000万円以内(貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	1年以上15年以内、ただし、借換の場合は借入残期間内	農業信用基金協会保証	団体信用生命共済加入(10年以内は任意)
リフォームローン (一般型B) (協同住宅ローン(株保証))	住宅の増改築、改装、補修資金及び住宅関連設備資金、他金融機関・信販会社から借入中のリフォームローンの借換資金	組員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上1,500万円以内(貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	6ヶ月以上15年以内、ただし、借換の場合は借入残期間内	協同住宅ローン(株保証)	団体信用生命共済加入(10年以内は任意)
リフォームローン (一般型C) (ニコス保証)	住宅の増改築、改装、補修資金及び住宅関連設備資金、他金融機関から借入中のリフォームローンの借換資金	組員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上1,500万円以内(貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	6ヶ月以上15年以内、ただし、借換の場合は借入残期間内	三菱UFJニコス(株)保証	団体信用生命共済加入(10年以内は任意)
リフォームローン (ジャックス保証)	住宅の増改築、改装、補修資金及び住宅関連設備資金、他社リフォームローン・住宅ローンの借換資金	組員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上1,500万円以内(貸付単位1万円) (営農者を除く自営業者は1,000万円以内) ②必要金額の範囲内	6ヶ月以上20年以内、ただし、借換の場合は借入残期間内	株ジャックス保証	団体信用生命共済加入(10年以内は任意)
マイカーローン (一般型A) (基金協会保証)	自動車・バイク購入、点検・修理、車検、購入に伴う諸費用、保険掛金に必要な資金、運転免許の取得資金、カー用品の購入資金、車庫建設資金、他社マイカーローンの借換資金、借入にかかる諸費用(保証料を含む)	組員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上1,000万円以内(貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内 ただし、車庫の購入・建設資金の場合は、100万円以内 貸付実行時の年齢が71歳以上の場合は、200万円以内	6ヶ月以上10年以内、ただし、借換の場合は借入残期間内	農業信用基金協会保証	

資金名	資金用途	融資先	融資限度	融資期間	保証	担保
マイカーローン (一般型C) (ニコス保証)	自動車・バイク購入、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用、運転免許の取得資金、カー用品の購入資金、車庫建設資金、他社マイカーローンの借換資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上1,000万円以内(貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	6ヶ月以上10年以内、ただし、借換の場合は借入残期間内	三菱UFJニコス㈱保証	
JAマイカーローン (オリコ保証)	自動車・バイク購入、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用、保険掛金の取得資金、カー用品の購入資金、車庫建設資金、他社マイカーローンの借換資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上500万円以内(貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	6ヶ月以上8年6ヶ月以内(うち据置6ヶ月以内)、ただし、借換の場合は当初借入日より8年以内	㈱オリコエントコーポレーション保証	
マイカーローン (ジャックス保証)	自動車・バイク等購入、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用、保険掛金に必要な資金、運転免許の取得資金、カー用品の購入資金、車庫建設資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上1,000万円以内(貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	6ヶ月以上10年以内	㈱ジャックス保証	
教育ローン (一般型A) (基金協会保証)	就学子弟の入学料、授業料、学費及びアパート家賃等の教育に関する資金、他社の教育ローンの借換資金、借入にかかる諸費用(保証料を含む)	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上1,000万円以内(貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	6ヶ月以上15年(在学期間+9年)以内 据置期間(貸付対象子弟の卒業年月の末日6ヶ月以内) ただし、借換の場合は借入残期間内	農業信用基金協会保証	
教育ローン (一般型C) (ニコス保証)	就学子弟の入学料、授業料、学費及びアパート家賃等の教育に関する資金、他金融機関からの借換資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上1,000万円以内(貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	6ヶ月以上15年(在学期間+9年)以内 据置期間(貸付対象子弟の卒業年月の末日6ヶ月以内) ただし、借換の場合は借入残期間内	三菱UFJニコス㈱保証	
教育ローン (ジャックス保証)	就学子弟の入学料、授業料、学費及びアパート家賃等の教育に関する資金、他金融機関からの借換資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上700万円以内(貸付単位1万円)、医科・歯科・薬科大学または学部の場合は1,000万円以内 ②必要金額の範囲内	6ヶ月以上16年10ヶ月以内(据置期間を含む)ただし、借換の場合は借入残期間内	㈱ジャックス保証	
生活資金 (基金協会保証)	生活に必要とする資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上300万円(正組合員の場合は500万円)以内(貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	6ヶ月以上5年以内(ただし、正組合員の場合は10年以内)、JA住宅ローンをご利用の方は6ヶ月以上7年以内	農業信用基金協会保証	必要に応じて担保を徴求
生活資金 (個人保証)	生活に必要とする資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	必要金額の範囲内	短期:1年以内 長期:1年以上10年以内	個人保証	必要に応じて担保を徴求
シルバーライフローン (ジャックス保証)	生活に必要とする資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上100万円以内(貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	6ヶ月以上10年以内	㈱ジャックス保証	
フリーローンNEXT (ジャックス保証)	生活に必要とする資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上500万円(貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	6ヶ月以上10年以内	㈱ジャックス保証	
営農者フリーローン (ジャックス保証)	生活に必要とする資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方(営農者)	①10万円以上1,000万円(貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	6ヶ月以上10年以内	㈱ジャックス保証	
フリーローン (ニコス保証)	生活に必要とする資金及び事業性資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上500万円(貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	6ヶ月以上10年以内	三菱UFJニコス㈱保証	
多目的ローン (一般型A) (基金協会保証)	生活に必要とする資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上500万円(貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	6ヶ月以上10年以内	農業信用基金協会保証	
多目的ローン (一般型C) (ニコス保証)	生活に必要とする資金及び事業性資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上500万円(貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	6ヶ月以上10年以内	三菱UFJニコス㈱保証	

資金名	資金用途	融資先	融資限度	融資期間	保証	担保
カード切替ローン (基金協会保証)	カードローンの証書切替に要する資金	カードローン(随時返済型)の契約者で証書貸付形式による分割返済を希望する方、カードローン(随時返済型)の契約者の変動により、新たに債務者となり、証書貸付形式による分割返済を希望する方、満70歳以上で有効期限満了となり、分割返済を希望する方	当該カードローン利用残高および利息額かつ極度内	6ヶ月以上5年以内	農業信用基金協会保証	必要に応じて担保を徴求
営農ローン切替ローン (基金協会保証)	営農ローンからの証書切替に要する資金	農業信用基金協会の保証を受けた営農ローンの契約者で証書貸付への切替を希望する者、または既往営農ローン契約者の関係者で、新たに債務者となり証書貸付への切替を希望する者	営農ローンの貸越残高以内(1万円未満の端数は切捨て)	6ヶ月以上10年以内	農業信用基金協会保証	必要に応じて担保を徴求
JA新規就農応援資金	農業経営にかかる設備・運転資金	組合員、かつ新規就農者であること	①1,000万円 ②必要金額の範囲内	長期:17年以内(うち据置期間5年以内) 短期:1年以内	個人保証または農業信用基金協会保証	必要に応じて担保を徴求
JA農機ハウスローン	農機具の購入、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用、保険掛金に必要な資金、および他金融機関の農機具ローン借換資金、パイプハウス等建設、発電・蓄電設備の取得資金、格納庫建設資金、	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①1,800万円以内 ②必要金額の範囲内	1年以上10年以内(うち据置3年以内)ただし、借換の場合は借入残期間内	個人保証または農業信用基金協会保証	必要に応じて担保を徴求
アグリマイティー資金	①農業生産に直結する設備資金・運転資金 ②農産物の加工・流通・販売に関する設備資金・運転資金 ③地域の活性化・振興を支援するための設備資金・運転資金 ④再生可能エネルギー対応資金⑤自然災害等による農業経営の一時的な悪化に対応するため、農業経営の維持や再開を目的とした緊急性を要する資金	組合員である農業者、法人、団体で、所定の条件を満たす方	必要金額の範囲内 ただし、再生可能エネルギー対応資金については5,000万円以内、災害緊急資金については500万円以内	長期:10年以内(うち据置5年以内)ただし、対象事業に応じ最長20年以内、なお、災害緊急資金については、最長5年以内(据置2年以内) 短期:1年以内	個人保証または農業信用基金協会保証	必要に応じて担保を徴求
アグリローン (ジャックス保証)	農機具購入資金、点検・修理・車検・購入に付帯する諸費用、他金融機関の農機具ローン借換資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上1,000万円(貸付単位1万円)ただし、資金用途により500万円以内または150万円以内 ②必要金額の範囲内	6ヶ月以上10年以内、ただし、借換の場合は借入残期間内	㈱ジャックス保証	必要に応じて担保を徴求

3. 制度資金

資金名	資金用途	融資先	融資限度	融資期間	保証	担保
農林漁業転貸資金 (農業基盤整備資金)	農地、牧野の新設、改良、造成等及び復旧等	組合員かつ地区内に所在地がある地元受益者団体等	地元負担額 ※ただし最低融資限度額は1件あたり50万円以上	25年以内(うち据置10年以内)	地元受益者団体の代表1名以上	必要に応じて担保を徴求
農林漁業転貸資金 (担い手育成農地集積資金)	農地、牧野の新設、改良、造成等かつ経営体育成促進事業として採択されたもの	組合員かつ地区内に所在地がある地元受益者団体等	次のいずれか低い額 ①当該年度の融資対象事業費の10% ②当該年度に負担する額の6分の5 ※ただし最低融資限度額は1件あたり50万円以上	25年以内(うち据置10年以内)	地元受益者団体の代表1名以上	必要に応じて担保を徴求
農業近代化資金	①各種施設の改良、造成及び取得に必要な資金 ②各種農機具の取得資金③果樹等の栽培及び育成に必要な資金④農村環境整備のため施設 ⑤中等家畜の購入及び育の改良、造成及び取得に必成に必要な資金(購入要な資金、など農業近代化、育成資金助成法に基づく資金 ⑤農地等の改良及び造成(環境整備、その他に必要な資金	農業近代化資金助成法に定める方で、組合員および地区内に住所または勤務地のある農業者	・個人:1,800万円以内 ・法人:2億円以内 ・農業参入法人:1億5,000万円以内 ・集落営農組織、任意団体:2億円以内 認定農業者:一定の要件を満たす場合、必要な金額の100% 認定農業者以外:必要な金額の80%	資金用途に応じて7年から15年以内(うち認定農業者据置7年以内、認定農業者以外据置3年以内)	農業信用基金協会保証	必要に応じて担保を徴求
土地改良負担金 平準化事業資金	土地改良負担金総合償還対策事業実施要綱及び県土地改良負担金対策事業実施要綱による資金	土地改良区	土地改良負担金総合償還対策事業実施要綱及び県土地改良負担金対策事業実施要綱による	10年以内	個人保証	必要に応じて担保を徴求
農業経営改善促進資金	農業経営基盤強化法に基づく農業経営改善計画の達成に必要な運転資金	農業経営基盤強化法に基づき農業経営改善計画等の認定を受けた方で、組合員および地区内に住所または勤務地のある農業者	・個人500万円以内(畜産等2,000万円) ・法人2,000万円以内(畜産等8,000万円)	契約期間1年(更新可)	農業信用基金協会保証	必要に応じて担保を徴求

4. 当座貸越

資金名	資金用途	融資先	融資限度	融資期間	保証	担保
総合口座	生活資金で普通貯金(総合口座)残高を超える支払金額	総合口座契約者	総合口座担保定期貯金合計額の90%以内で最高200万円以内			
教育ローン (カード型) (基金協会保証)	就学される子弟の教育に関する全ての資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	10万円以上700万円以内(設定単位10万円)	契約期間1年(更新可)ただし、満65歳の誕生日以降の更新は行わない	農業信用基金協会保証	
教育ローン (カード型C) (ニコス保証)	就学される子弟の教育に関する全ての資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	10万円以上700万円以内(設定単位10万円)	契約期間1年(更新可)ただし、満65歳の誕生日以降の更新は行わない	三菱UFJニコス株保証	
約定返済型カードローン (基金協会保証)	生活に必要とする資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	10万円以上300万円以内(設定単位10万円)	契約期間1年(更新可)ただし、65歳または70歳の誕生日以降の更新は行わない	農業信用基金協会保証	
約定返済型カードローン (ニコス保証)	生活に必要とする資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	10万円以上500万円以内(設定単位10万円)	契約期間1年(更新可)ただし、70歳の誕生日以降の更新は行わない	三菱UFJニコス株保証	
約定返済型カードローン (JA住宅ローン利用者向け) (ニコス保証)	生活に必要とする資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	30万円以上300万円以内(設定単位10万円)	契約期間1年(更新可)ただし、70歳の誕生日以降の更新は行わない	三菱UFJニコス株保証	
当座貸越 (一般口)	運営資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	事業計画等により当組合と協議した額以内	契約期間1年(更新可)	個人保証	必要に応じて担保を徴求
当座貸越 (利用組合等決済口)	運営資金	准組合員である利用組合等	事業計画等により当組合と協議した額以内	契約期間1年(更新可)	個人保証	必要に応じて担保を徴求
営農貸越	運営資金	組合員である個人	100万円以内	契約期間1年(更新可)	個人保証	必要に応じて担保を徴求
営農ローン (基金協会保証)	営農および生活に必要な資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	500万円以内(設定単位:1万円)但し、極度額300万円を超える場合は、原則として年間農畜産物販売額実績(又は計画)の70%以内	契約期間1年(更新可)	農業信用基金協会保証	必要に応じて担保を徴求
アグリスーパー資金 (基金協会保証)	農業の経営・生産に必要な運転資金	組合員、農業者等(水田・畑作経営所得安定対策の対象者となる認定農業者、特定農業法人および特定農業団体、特定農業団体と同様の要件を満たす組織であること)	水田・畑作経営所得安定対策にかかる過去の生産実績に基づき支払われる交付金相当額および対象品目の販売代金相当額のうちJA口座に入金される金額の範囲内	契約期間1年(更新可)	農業信用基金協会保証	必要に応じて担保を徴求
担い手応援ローン (基金協会保証)	農業の経営・生産に必要な運転資金	農業を営み、JAで税務対応支援を受け直近3期分の青色申告書(法人は決算書)の提出が可能である方	3,000万円以内 営農ローンと併用する場合は、貸付可能金額から営農ローン極度額を控除	契約期間1年(更新可)	農業信用基金協会保証	必要に応じて担保を徴求

5. 手形割引

資金名	資金用途	割引先	割引限度	割引期間	保証	担保
手形割引	事業等に必要な資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方で割引する手形の受取人又は被裏書人	手形金額以内	150日以内(ただし手形期日まで)	必要に応じて個人保証	必要に応じて担保を徴求

6. 債務保証

資金名	保証形式	被保証先	保証限度	保証期間	保証	担保
債務保証	保証書、手形保証、手形引受その他方法とする。	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	必要最小額	30年以内	必要に応じて個人保証	必要に応じて担保を徴求

7. その他国および県の直貸資金

農日本政策金融公庫資金

○主な共済の保障

主な共済種類一覧表

長期共済の種類(共済期間が5年以上の契約)

種類	内容と特長
終身共済	万一のときはもちろん、病気やケガなどへの備えも確かな生涯保障プランです。多彩な特約で、保障内容を自由に設計できます。
一時払終身共済(H28.10)	まとまった資金を活用して加入する終身共済です。一生涯にわたる万一のときを保障するとともに、相続対策ニーズにも応えるプランです。生前贈与の機能を追加したプランもあります。
引受緩和型終身共済	健康に不安のある方など、簡易な手続きで加入できる死亡保障です。
養老生命共済	一定期間の万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。病気やケガも幅広く保障します。
こども共済	お子さまの入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。共済契約者(親)が万一のときは、満期まで毎年養育年金をお受け取りになれるプランもあります。
定期生命共済	万一のとき、手軽な掛金で保障するプランです。ご希望にあった期間と、プランをお選びいただけます。
がん共済	がんによる入院・手術を保障するプランです。がん診断時や、再発・長期治療のときは一時金をお支払いします。ニーズに合わせて保障期間等を選ぶほか、先進医療保障を加えたり、手術等の保障を充実させることもできます。
医療共済	治療にかかるさまざまな費用に備えられる医療保障です。日帰り入院からまとまった一時金が受け取れ、入院費用への備えはもちろん、その前後の通院・在宅医療などにも活用いただけます。一生涯保障や先進医療保障など、ライフプランに合わせて自由に設計できます。
引受緩和型医療共済	健康に不安のある方など、簡易な手続きで加入できる医療保障です。
特定重度疾病共済	三大疾病および生活習慣病を保障します。①がん②心・血管疾患③脳血管疾患④その他生活習慣病のお支払事由に該当した場合、特定重度疾病共済金を一時金として各疾病区分につき1回ずつお受け取りいただけます。(最大4回)1つの疾病区分で共済金をお受け取りになった後も、他の疾病区分における保障は、共済期間が満了するまで続きます。
介護共済	公的介護保険制度に定める要介護2～5に認定された場合に共済金を一時金でお受け取りいただけます。生涯にわたる保障で不安の高まる高齢期にも安心です。
一時払介護共済	まとまった資金を活用して加入する介護共済です。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
生活障害共済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。
認知症共済	認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知障害(MCI)まで幅広く保障します。
予定利率変動型年金共済	老後の生活資金準備のためのプランです。掛金建てで、医師の診査なしの簡単な手続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。
建物更生共済	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご利用いただけます。

※上記の表で「万一のとき」とは、死亡、所定の第1級後遺障害の状態または、所定の重度要介護状態に該当したときをいいます。

※上記の共済は、所定の要件を満たす場合、共済掛金が所得税・住民税の所得控除の対象となります。

※この他にも、みどり国民年金基金(第1号被保険者の上乗せ年金)などがあります。

短期共済の種類(共済期間が5年未満の契約)

種類	内容と特長	種類	内容と特長
自動車共済	相手方への対人・対物賠償をはじめ、ご自身への損害保障(人身傷害保障・傷害定額給付金)、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障。	傷害共済	日常のさまざまな災害による万一のときや負傷を保障。
自賠責共済	法律ですべての自動車に加入が義務付けられている、人身事故の被害者保護のための保障。	火災共済	住まいの火災損害を保障。
農業者賠償責任共済	農業において発生する損害賠償責任を保障。	賠償責任共済	日常生活中に生じた損害賠償責任を保障。

特約や特則もいろいろ豊富に(生命共済の場合)※組み合わせには一定の制限がございます。

◎災害や病気による死亡・後遺障害・介護保障を増やしたい方に
定期特約、更新型定期特約、遡減定期特約、生活保障特約、家族収入保障特約、災害給付特約、災害死亡割増特約、共済金割増支払特約、特定損傷特約

◎契約期間中に中途給付金・年金などを受け取りたいという方に
中途給付特約、年金支払移行特約、健康祝金支払特約

◎共済掛金の払込方法を工夫したいという方に
共済掛金建特約

◎その他
出生前加入特約、生前給付特約、共済年金支払特約、特別条件特約、満期前払特約、税制適格特約、指定代理請求特約

保障内容は概要を記載しております。ご契約の際には「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

(2) 系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当 JA の貯金は、JA バンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との 2 重のセーフティネットで守られています。

◇「JA バンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編および強化に関する法律）」に則り、JA バンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JA バンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JA バンクシステム」といいます。

「JA バンクシステム」は、JA バンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の 2 つの柱で成り立っています

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JA バンクの健全性を確保し、JA 等の経営破綻を未然に防止するための JA バンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々の JA 等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国の JA バンクが拠出した「JA バンク支援資金※」等を活用し、個々の JA 経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2021 年 3 月末における残高は 1,652 億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JA バンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一の JA バンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2021 年 3 月末現在で 4,522 億円となっております。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：百万円)

資 産			負 債 及 び 純 資 産		
科 目	2年度 (3年3月31日)	3年度 (4年3月31日)	科 目	2年度 (3年3月31日)	3年度 (4年3月31日)
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
1. 信用事業資産	106,286	106,852	1. 信用事業負債	115,702	115,997
(1)現金	737	560	(1)貯金	115,018	115,369
(2)預金	69,301	67,548	(2)借入金	94	90
系統預金	69,270	67,509	(3)その他の信用事業負債	584	531
系統外預金	30	38	未払費用	22	10
(3)有価証券	6,153	6,227	その他の負債	561	521
国債	493	670	(4)債務保証	5	5
地方債	3,234	3,170	2. 共済事業負債	727	698
政府保証債	872	856	(1)共済資金	387	381
社債	1,553	1,529	(2)未経過共済付加収入	338	316
(4)貸出金	29,852	32,368	(3)その他共済事業負債	0	0
(5)その他の信用事業資産	392	325	3. 経済事業負債	2,645	2,321
未収収益	46	46	(1)経済事業未払金	818	726
その他の資産	345	279	(2)経済受託債務	1,192	927
(6)債務保証見返	5	5	(3)その他経済事業負債	634	667
(7)貸倒引当金	△ 155	△ 182	4. 設備借入金	-	-
2. 共済事業資産	0	0	5. 雑負債	351	377
(1)共済未収利息	-	-	(1)未払法人税等	11	20
(2)その他共済事業資産	0	0	(2)資産除去債務	96	90
3. 経済事業資産	9,051	8,635	(3)その他の負債	243	266
(1)経済事業未収金	1,682	1,554	6. 諸引当金	1,049	1,030
(2)経済受託債権	5,558	5,457	(1)賞与引当金	95	94
(3)棚卸資産	1,214	1,092	(2)退職給付引当金	910	889
購買品	745	801	(3)役員退職慰労引当金	33	39
果汁	198	201	(4)ポイント引当金	10	7
買取販売品	143	77	7. 再評価に係る繰延税金負債	531	523
その他の棚卸資産	126	12	負債の部合計	121,007	120,949
(4)その他の経済事業資産	639	597			
(5)貸倒引当金	△ 42	△ 67			
4. 雑資産	590	571			
(1)雑資産	646	574			
(2)貸倒引当金	△ 56	△ 3			
5. 固定資産	6,432	6,256			
(1)有形固定資産	6,399	6,228			
建物	10,605	10,600			
機械装置	5,163	5,265			
土地	3,326	3,291			
その他の有形固定資産	2,243	2,226			
減価償却累計額(控除)	△ 14,939	△ 15,155			
(2)無形固定資産	32	27			
6. 外部出資	8,265	8,266			
(1)外部出資	8,265	8,266			
系統出資	7,530	7,530			
系統外出資	406	406			
子会社等出資	328	328			
(2)外部出資等損失引当金	0	-			
7. 繰延税金資産	208	222			
資産の部合計	130,835	130,806			
			(純 資 産 の 部)		
			1. 組合員資本	8,713	8,861
			(1)出資金	4,221	4,161
			(2)利益剰余金	4,541	4,757
			利益準備金	3,592	3,642
			その他利益剰余金	949	1,114
			リスク管理積立金	650	650
			固定資産償却積立金	50	50
			園芸振興支援積立金	10	-
			施設整備積立金	-	50
			当期末処分剰余金	239	364
			(うち当期剰余金)	(70)	(199)
			(3)処分未済持分	△ 49	△ 56
			2. 評価・換算差額等	1,114	995
			(1)その他有価証券評価差額金	182	82
			(2)土地再評価差額金	932	913
			純資産の部合計	9,827	9,857
			負債及び純資産の部合計	130,835	130,806

2. 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	2年度		3年度		科 目	2年度		3年度	
	(自 至	2年4月 1日 3年3月31日)	(自 至	3年4月 1日 4年3月31日)		(自 至	2年4月 1日 3年3月31日)	(自 至	3年4月 1日 4年3月31日)
1. 事業総利益		3,092		2,905					
事業収益		7,918		6,601	(13) 利用事業収益		105		117
事業費用		4,826		3,696	(14) 利用事業費用		66		73
(1) 信用事業収益		949		961	利用事業総利益		38		43
資金運用収益		879		893	(15) 福祉介護事業収益		151		129
（うち預金利息）	(391)	(370)	福祉介護手数料		-		9
（うち有価証券利息）	(42)	(43)	その他の収益		-		119
（うち貸出金利息）	(427)	(423)	(16) 福祉介護事業費用		47		33
（うちその他受入利息）	(17)	(56)	介護労務費		-		25
役務取引等収益		54		57	その他の費用		-		7
その他事業直接収益		6		-	（うち貸倒引当金繰入額）	(-)	(0)
その他経常収益		9		9	（うち貸倒引当金戻入益）	(0)	(-)
(2) 信用事業費用		113		143	福祉介護事業総利益		104		96
資金調達費用		40		18	(17) 農用地利用調整事業収益		222		3
（うち貯金利息）	(35)	(13)	農用地利用調整手数料		-		3
（うち給付補填備金繰入）	(1)	(1)	(18) 農用地利用調整事業費用		218		0
（うち借入金利息）	(0)	(0)	農用地利用調整雑費用		-		0
（うちその他支払利息）	(2)	(3)	農用地利用調整事業総利益		4		3
役務取引等費用		29		28	(19) 共同管理施設利用事業収益		125		121
その他経常費用		43		96	(20) 共同管理施設利用事業費用		117		114
（うち貸倒引当金繰入額）	(-)	(27)	共同管理施設利用事業総利益		7		7
（うち貸倒引当金戻入益）	(△ 17)	(-)	(21) その他事業収益		89		91
信用事業総利益		836		817	(22) その他事業費用		82		84
(3) 共済事業収益		995		920	その他事業総利益		6		6
共済付加収入		931		883	(23) 指導事業収入		119		121
その他の収益		63		37	(24) 指導事業支出		137		119
(4) 共済事業費用		44		34	指導事業収支差額		△ 17		2
共済推進費		40		30	2. 事業管理費		2,968		2,818
共済保全費		3		3	(1) 人件費		2,054		1,943
その他の費用		0		0	(2) 業務費		267		254
共済事業総利益		951		885	(3) 諸税負担金		81		79
(5) 購買事業収益		3,822		2,855	(4) 施設費		547		529
購買品供給高		3,808		2,801	(5) その他事業管理費		17		11
購買手数料		-		31	（うち貸倒引当金戻入益）	(-)	(△ 3)
その他の収益		14		22	事業利益		123		87
(6) 購買事業費用		3,432		2,541	3. 事業外収益		237		240
購買品供給原価		3,310		2,407	(1) 受取雑利息		0		0
購買供給費		104		93	(2) 受取出資配当金		127		136
その他の費用		18		39	(3) 貸貸料		94		87
（うち貸倒引当金繰入額）	(-)	(25)	(4) 外部出資等損失引当金戻入益		-		0
（うち貸倒引当金戻入益）	(△ 3)	(-)	(5) 雑収入		15		15
購買事業総利益		389		314	4. 事業外費用		83		68
(7) 販売事業収益		1,010		919	(1) 支払雑利息		0		-
販売品販売高		534		445	(2) 寄付金		0		0
販売手数料		373		388	(3) 貸与資産費用		75		67
その他の収益		102		85	(4) 外部出資等引当金繰入額		0		-
(8) 販売事業費用		506		416	(5) 雑損失		7		1
販売品販売原価		474		395	経常利益		277		259
販売費		26		15	5. 特別利益		29		66
その他の費用		5		5	(1) 固定資産処分益		0		1
（うち貸倒引当金戻入益）	(0)	(△ 1)	(2) 一般補助金		24		14
販売事業総利益		503		502	(3) その他の特別利益		4		-
(9) 保管事業収益		270		263	(4) 鶴岡市肉用振興基金戻入益		-		50
保管事業費用		72		80	（うち貸倒引当金戻入益）	(-)	(50)
（うち貸倒引当金繰入額）	(0)	(0)	6. 特別損失		200		78
保管事業総利益		197		183	(1) 固定資産処分損		0		33
(11) 加工事業収益		184		163	(2) 固定資産圧縮損		24		14
(12) 加工事業費用		115		121	(3) 減損損失		167		30
（うち貸倒引当金繰入額）	(-)	(0)	(4) 外部出資評価損		2		0
（うち貸倒引当金戻入益）	(0)	(-)	(5) その他特別損失		5		-
加工事業総利益		69		42	税引前当期利益		106		247
					法人税・住民税及び事業税		21		44
					法人税等調整額		14		3
					法人税等合計		35		47
					当期剰余金		70		199
					当期首繰越剰余金		152		139
					会計方針の変更における累積的影響額		-		△ 3
					遡及処理後当期首繰越剰余金		-		135
					園芸振興支援積立金取崩額		10		10
					土地再評価差額金取崩額		6		19
					当期末処分剰余金		239		364

【 I 重要な会計方針に係る事項に関する注記 】

1 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

(1) 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

イ 子会社株式及び関連会社株式: 移動平均法による原価法

ロ その他有価証券

- ・時価のあるもの: 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

- ・時価のないもの: 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品(肥料・飼料・農薬の数量管理品)

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

購買品(上記以外)

売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

果汁

先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

買取販売品、その他の棚卸資産(水稻種子、加工枝豆)

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

その他の棚卸資産(上記以外)

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債

務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、各支所信用課等が資産査定を実施し、当該部署から独立した信用部経済対策課が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

【正職員】

退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によります。

ロ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理することとしています。

【正職員以外】

退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

(6) ポイント引当金

事業利用の促進を目的とする総合取引ポイント制度に基づき、組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当期末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。

4 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によります。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しています。

5 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。

6 その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

(2) 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については販売をJAが行いプール計算を行う「JA共同計算」を行っており、「JA共同計算」には、当組合が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が販売を行いプール計算する「県域共同計算」の結果を組み入れています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しております。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金(前受金を含む)を計上しております。

共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、倉庫保管料、運搬費等)を計算し、経済受託債権および経済受託債務を相殺する会計処理を行うとともに、経済受託債務残高を生産者への精算金として留保します。最終精算時には当組合が受け取る販売手数料を控除し、生産者に精算金として支払っています。

(相殺する会計処理は、概算金は月次、その他は事業年度末において会計処理を行っています。)

(追加情報)

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準(企業会計基準24号)」の適用に伴い、米共同計算に関する事項をその他計算書類等の作成のための基本となる重要事項に記載しました。

【 II 表示方法の変更に関する注記 】

新設された農業協同組合法施行規則第126条の3の2に基づき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を適用し、当期より繰延税金資産の回収可能性、固定資産の減損に関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

【 III 会計上の見積りに関する注記 】

1 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当期の計算書類に計上した金額 289,034千円

(2) その他の情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和3年3月の理事会において決議した第9次中期経営計画(案)を基礎とし

て、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌期以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 167,840 千円

(2) その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和3年3月の理事会において決議した第9次中期経営計画(案)を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌期以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

【 IV 貸借対照表に関する注記 】

1 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は8,141,830千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物 3,277,821千円 機械装置 4,166,841千円 土地 4,365千円

その他の有形固定資産 692,801千円 (構築物 583,781千円 車両運搬具 33,214千円 器具・備品 75,806千円)

2 担保に供している資産

JAバンク相互援助制度のため定期預金11,100,000千円、為替決済取引のため定期預金8,400,000千円を担保に供しています。また、指定金融機関の事務取扱に関する契約書等に基づき、定期預金17,000千円を担保に供し、3,020千円(その他経済事業資産勘定1,250千円、雑資産勘定1,770千円)を保証金として差し入れています。

3 子会社等に対する金銭債権・債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額 215,288千円

子会社等に対する金銭債務の総額 472,791千円

4 役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事に対する金銭債権の総額 170,669千円

5 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額は3,213千円、延滞債権額は473,375千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て

又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,482千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い、猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は479,071千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

・再評価を行った年月日 平成11年3月31日

・再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 1,449,130千円

・同法律第3条3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

【 V 損益計算書に関する注記 】

1 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額	148,235千円
うち事業取引高	16,209千円
うち事業取引以外の取引高	132,026千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	120,314千円
うち事業取引高	84,753千円
うち事業取引以外の取引高	35,561千円

2 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については管理会計を単位としている支所を基本にグルーピングし、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所や農業関連施設(青果物集出荷所、選果場、CE、RC、育苗施設、堆肥センター、薬液調合施設、農業倉庫等)

は、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
A コープぼんてん店	遊休	建物、機械装置、土地、その他の有形固定資産(構築物)、無形固定資産	業務外固定資産
A コープ浜あつみ店	遊休	建物、土地、その他の有形固定資産(構築物)	〃
A コープやまと店	遊休	建物、土地、その他の有形固定資産(構築物)	〃
A コープねずがせき店	遊休	建物、土地	〃
鼠ヶ関資材置場	遊休	土地	〃
庄内町西袋 他	遊休	土地	〃

(2) 減損損失の認識に至った経緯

A コープ店舗(ぼんてん店、浜あつみ店、やまと店、ねずがせき店)は、令和2年9月と11月に店舗が閉店しております。建物等を回収可能価額で評価し減損損失を計上しました。

鼠ヶ関資材置場の土地につきましては、以前より遊休資産でありましたが、今年度より時価が簿価を下回ったことから、庄内町西袋他と同様に処分可能価額で評価し、簿価との差額を減損損失として計上しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位:千円)

場 所	建 物	機 械 装 置	土 地	その他の有形固定資産 (構築物)	無形固定資産	計
A コープぼんてん店	97,672	4,938	26,795	143	229	129,779
A コープ浜あつみ店	9,199	—	11,254	230	—	20,685
A コープやまと店	1,881	—	2,181	25	—	4,088
A コープねずがせき店	3,291	—	8,597	—	—	11,888
鼠ヶ関資材置場	—	—	400	—	—	400
庄内町西袋 他	—	—	999	—	—	999
計	112,044	4,938	50,228	399	229	167,840

(4) 回収可能価額の算定方法

A コープ店舗(ぼんてん店、浜あつみ店、やまと店、ねずがせき店)の回収可能価額は正味売却価額を採用しておりますが、老朽化しているため、備忘価額を残して減損しています。土地の回収可能価格は正味売却価額を採用しており、令和2年度固定資産税評価額に基づき算定されています。

庄内町西袋他および鼠ヶ関資材置場の回収可能価格は正味売却価額を採用しており、令和2年度固定資産税評価額に基づき算定されています。

【 VI 金融商品に関する注記 】

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。有価証券は主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

また、営業債権である経済事業未収金及び経済受託債権は、組合員等の信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当部署を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.30% 上昇したものと想定した場合には、経済価値が 294,430 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、

異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	69,301,346	69,302,099	753
有価証券			
その他有価証券	6,153,030	6,153,030	—
貸出金	29,852,717		
貸倒引当金(*1)	△155,602		
貸倒引当金控除後	29,697,115	30,391,678	694,564
経済事業未収金	1,682,413		
貸倒引当金(*2)	△42,863		
貸倒引当金控除後	1,639,550	1,639,550	—
経済受託債権	5,558,674		
貸倒引当金(*3)	△111		
貸倒引当金控除後	5,558,563	5,558,563	—
資産計	112,349,604	113,044,920	695,317
貯金	115,018,635	115,043,060	24,425
負債計	115,018,635	115,043,060	24,425

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(*2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(*3) 経済受託債権に対応する一般貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである

円 Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済事業未収金及び経済受託債権

経済事業未収金及び経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(*)	8,265,556
外部出資等損失引当金	△228
合計	8,265,328

(*) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	69,301,346	—	—	—	—	—
有価証券(*1) その他有価証券のうち 満期があるもの	—	—	—	—	—	5,900,000
貸出金(*2.3)	5,213,141	2,743,156	2,506,227	1,879,801	1,612,733	15,764,059
経済事業未収金(*4)	1,643,956	—	—	—	—	—
経済受託債権	5,558,674	—	—	—	—	—
合計	81,717,117	2,743,156	2,506,227	1,879,801	1,612,733	21,664,059

- (※1) 有価証券については、企業会計基準委員会の適用指針に基づき、額面ベースでの償還予定額を記載しております。
- (※2) 貸出金のうち、当座貸越 1,807,966 千円については「1 年以内」に含めています。
- (※3) 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 133,599 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
- (※4) 経済事業未収金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等 38,457 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金(※)	99,951,664	4,811,684	4,900,975	2,504,308	2,808,345	41,657

(※) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めて開示しています。

【 VII 有価証券に関する注記 】

1 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

種類	取得原価 又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額(※)	
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	地方債	2,700,000	2,835,490	135,490
	政府保証債	799,346	872,070	72,723
	社債	1,099,724	1,159,260	59,535
	小計	4,599,070	4,866,820	267,749
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	国債	497,878	493,700	△4,178
	地方債	400,000	398,570	△1,430
	社債	400,000	393,940	△6,060
	小計	1,297,878	1,286,210	△11,668
合計	5,896,949	6,153,030	256,080	

(※) なお、上記評価差額から繰延税金負債 74,059 千円を差し引いた額 182,020 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2 当期中に売却したその他有価証券

(単位:千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	300,000	6,865	—
合計	300,000	6,865	—

3 当期中において、保有目的が変更となった有価証券

当期中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

4 当期中において、減損処理を行った有価証券

当事業年度中において、3,617千円(全て非上場株式等)を減損処理し、減損処理した出資先に対して計上している外部出資等損失引当金1,349千円との差額2,268千円を「外部出資評価損」に計上しています。

時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回収可能性等を考慮して減損処理を行っています。

【 VIII 退職給付に関する注記 】

1 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全共連との契約による確定給付型年金制度及び全国役職員共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。なお、正職員以外の退職給付引当金および退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,203,183 千円
勤務費用	94,154 千円
利息費用	7,819 千円
数理計算上の差異の発生額	△8,775 千円
退職給付の支払額	△206,779 千円
期末における退職給付債務	2,089,602 千円

(注) 上記には、簡便法適用職員の退職給付債務が含まれております。

3 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,208,730 千円
期待運用収益	14,648 千円
数理計算上の差異の発生額	9,567 千円

確定給付型年金制度への拠出金	46,971 千円
特定退職金共済制度への拠出金	514 千円
退職給付の支払額	△93,080 千円
期末における年金資産	1,187,351 千円

(注) 上記には、簡便法適用職員の年金資産が含まれております。

4 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,089,602 千円
確定給付型年金制度	△1,181,011 千円
特定退職金共済制度	△6,340 千円
未認識数理計算上の差異	8,183 千円
貸借対照表計上額純額	910,433 千円
退職給付引当金	910,433 千円

5 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	94,154 千円
利息費用	7,819 千円
期待運用収益	△14,648 千円
数理計算上の差異の費用処理額	△13,167 千円
合計	74,157 千円

(注) 勤務費用には、簡便法適用職員の退職給付費用が含まれております。

6 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです(または、年金資産の主な分類ごとの金額は、次のとおりです)。

確定給付型年金制度	一般勘定	100%
特定退職金共済制度	債券	63%
	年金保険投資	26%
	現金及び預金	6%
	その他	5%
合計		100%

7 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

8 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.02%～1.51%
長期期待運用収益率	1.25%

9 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 26,576 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 3 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、315,919 千円となっています。

【 IX 税効果会計に関する注記 】

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	251,826 千円
貸倒引当金	40,470 千円
賞与引当金	26,277 千円
減損損失	79,714 千円
資産除去債務	26,722 千円
貸倒引当金自己否認額	25,456 千円
その他	42,953 千円
繰延税金資産小計	493,418 千円
評価性引当額	△204,383 千円
繰延税金資産合計(A)	289,034 千円

繰延税金負債

全農合併交付金	△809 千円
その他有価証券評価差額金	△74,059 千円
有形固定資産(除去費用)	△5,685 千円
繰延税金負債合計(B)	△80,554 千円
繰延税金資産の純額(A) + (B)	208,479 千円

2 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.50%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△25.88%
住民税均等割等	4.23%
評価性引当額の増減	27.42%
法人税額の特別控除	△2.41%
その他	△1.03%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.49%

【 X 賃貸等不動産に関する注記 】

1 賃貸不動産の状況に関する事項

当組合では、鶴岡市その他の地域において保有する土地・建物を賃貸の用に供しています。

2 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:千円)

貸借対照表計上額	時価
2,207,793	2,412,962

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当期末の時価は、土地については固定資産税評価額に基づいて当組合で算定した金額です。

また、建物等減価償却資産については帳簿価額を時価としています。

【 XI 資産除去債務に関する注記 】

1 当該資産除去債務の概要

当組合の一部の施設については、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、貸借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の施設に使用されている有害物資を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

2 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は5年～25年、割引率は0.54%～2.22%を採用しています。

3 当期末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	95,194 千円
時の経過による調整額	1,414 千円
期末残高	96,609 千円

【 I 重要な会計方針に係る事項に関する注記 】

1 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

(1) 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式: 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ・時価のあるもの: 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - ・市場価格のない株式等: 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品(肥料・飼料・農薬の数量管理品)

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

購買品(上記以外)

売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

果汁

先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

買取販売品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

その他の棚卸資産

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、各支所信用課等が資産査定を実施し、当該部署から独立した信用部経済対策課が査定結果を検証しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

【正職員】

退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によります。

ロ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、発生の翌期から費用処理することとしています。

【正職員以外】

退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) ポイント引当金

事業利用の促進を目的とする総合取引ポイント制度に基づき、組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当期末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。

4 収益及び費用の計上基準

(1) 収益認識関連

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 加工事業

組合員が生産した農産物を原料に、ワイン・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 利用事業

三川麦センター・櫛引水稻育苗センター・藤島缶詰加工の施設を設置して、共同で利用する事業であり当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥ 福祉介護事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑦ 農用地利用調整事業

農地等の所有者から委任を受けて、農地等を貸し付ける事業であり、当組合は利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、農地等の賃貸借料の受払い時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑧ 共同管理施設利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンターの施設を設置して、利用組合へ当該施設を賃貸する事業であり、当組合は利用組合との契約に基づき、施設を賃貸する義務を負っています。利用組合に対する履行義務は、各施設の賃貸期間が経過した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑨ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しています。

6 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。

7 その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については販売を JA が行いプール計算を行う「JA 共同計算」を行っており、「JA 共同計算」には、当組合が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が販売を行いプール計算する「県域共同計算」の結果を組み入れています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金を計上しています。

共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、倉庫保管料、運搬費等)を計算し、経済受託債権および経済受託債務を相殺する会計処理を行うとともに、経済受託債務残高を生産者への精算金として留保します。最終精算時には当組合が受け取る販売手数料を控除し、生産者に精算金として支払っています。

(相殺する会計処理は、概算金は月次、その他は事業年度末において会計処理を行っています。)

(3) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

福祉介護事業収益のうち、当組合が代理人として福祉介護用具の供給・貸与等に関与している場合には、純額で収益を認識して、福祉介護手数料として表示しています。

農用地利用調整事業収益については、当組合が代理人として農地等を貸し付けているものを純額で収益を認識して、農用地利用調整手数料として表示しています。

【 II 会計方針の変更に関する注記 】

1 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

(2) 返品権付取引に係る収益認識

購買品の返品について、従前は返品時に供給高および供給原価を控除しておりましたが、認識時点において返品されると見込まれる金額を控除した額を供給高および供給原価として計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、利益剰余金の期首残高は、3,517千円減少しています。また、当事業年度の事業収益が766,630千円、事業費用が767,265千円減少し、事業利益、経常利益および税引前当期利益が635千円それぞれ増加しています。

2 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44号-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

【 Ⅲ 会計上の見積もりに関する注記 】

1 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当期の計算書類に計上した金額 288,413千円(繰延税金負債との相殺前)

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和3年6月の総代会において決議した第9次中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌期以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 30,065千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和3年6月の総代会において決議した第9次中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌期以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 253,083千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算定方法

「Ⅰ 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しています。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績の見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績の見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

③ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

【 IV 貸借対照表に関する注記 】

1 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 8,118,883 千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物 3,282,708 千円 機械装置 4,143,690 千円 土地 4,356 千円

その他の有形固定資産 688,128 千円 (構築物 583,781 千円 車両運搬具 31,816 千円 器具・備品 72,530 千円)

2 担保に供している資産

定期預金のうち、11,700,000 千円をJAバンク基本方針に基づく相互援助預金の担保に、8,000,000 千円を為替決済取引のための担保に、2,000 千円を指定金融機関の事務取扱の担保にそれぞれ供しています。

また、2,970 千円を施設の警備等の保証金や敷金等の保証金として差し入れており、それぞれその他経済事業資産、雑資産勘定に計上しています。

3 子会社等に対する金銭債権・債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額 179,205 千円

子会社等に対する金銭債務の総額 382,970 千円

4 役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事に対する金銭債権の総額 161,070 千円

5 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 173,852 千円、危険債権額は 302,791 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破綻更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。

債権のうち、貸出条件緩和債権額は 2,242 千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 478,886 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- ・再評価を行った年月日 平成11年3月31日
- ・再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 1,436,925千円
- ・同法律第3条3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

【 V 損益計算書に関する注記 】

1 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額	106,221千円
うち事業取引高	13,854千円
うち事業取引以外の取引高	92,366千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	127,380千円
うち事業取引高	94,740千円
うち事業取引以外の取引高	32,639千円

2 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については管理会計を単位としている支所を基本にグルーピングし、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所や農業関連施設(青果物集出荷所、選果場、CE、RC、育苗施設、堆肥センター、薬液調合施設、農業倉庫等)は、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	区 分
旧 A コープ浜あつみ店	遊休	土地	業務外固定資産
旧 A コープやまと店	遊休	土地	業務外固定資産
旧 A コープねずがせき店	遊休	土地	業務外固定資産
旧新余目繊維工業(株)	遊休	土地	業務外固定資産
旧立川資材倉庫	遊休	土地	業務外固定資産
旧手向支所	遊休	土地	業務外固定資産
庄内町西袋 他	遊休	土地	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

旧Aコープ浜あつみ店、旧Aコープやまと店、旧Aコープねずがせき店、旧新余目繊維工業(株)、旧立川資材倉庫、旧手向支所については、建物が存在している土地であるため、正味売却価額の算定においては、建物の解体費用を差し引く必要があることから、土地の簿価を限度とし、それぞれの土地に存在する建物の解体費用見積額を減損損失として認識しました。

庄内町西袋他の土地については、早期処分対象であることから、処分可能見込価額で評価し、簿価との差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位:千円)

場 所	土 地	計
旧Aコープ浜あつみ店	5,500	5,500
旧Aコープやまと店	4,143	4,143
旧Aコープねずがせき店	1,775	1,775
旧新余目繊維工業(株)	5,403	5,403
旧立川資材倉庫	4,361	4,361
旧手向支所	7,557	7,557
庄内町西袋 他	1,324	1,324
計	30,065	30,065

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額を採用しており、令和3年度固定資産税評価額に基づき算定されています。

【 VI 金融商品に関する注記 】

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。有価証券は主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

また、営業債権である経済事業未収金及び経済受託債権は、組合員等の信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当部署を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒

引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.30%上昇したものと想定した場合には、経済価値が267,402千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	67,548,251	67,548,805	553
有価証券			
その他有価証券	6,227,280	6,227,280	—
貸出金	32,368,791		

貸倒引当金(*1)	△182,711		
貸倒引当金控除後	32,186,079	32,722,485	536,405
経済事業未収金	1,554,993		
貸倒引当金(*2)	△65,442		
貸倒引当金控除後	1,489,551	1,489,551	—
経済受託債権	5,457,736		
貸倒引当金(*2)	△1,818		
貸倒引当金控除後	5,455,918	5,455,918	—
資産計	112,907,080	113,444,040	528,343
貯金	115,369,836	115,363,847	△5,988
負債計	115,369,836	115,363,847	△5,988

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(*2) 経済事業未収金及び経済受託債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済事業未収金及び経済受託債権

経済事業未収金及び経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価

値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	8,266,016
合計	8,266,016

(*1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	67,548,251	—	—	—	—	—
有価証券(*1) その他有価証券のうち 満期があるもの	—	—	—	—	—	6,100,000
貸出金(*2.3)	5,157,337	2,833,915	2,228,090	1,951,051	1,731,788	18,264,324
経済事業未収金(*4)	1,521,796	—	—	—	—	—
経済受託債権	5,457,736	—	—	—	—	—
合計	79,685,120	2,833,915	2,228,090	1,951,051	1,731,788	24,364,324

(*1) 有価証券については、企業会計基準委員会の適用指針に基づき、額面ベースでの償還予定額を記載しているため、貸借対照表計上額とは一致しません。

(*2) 貸出金のうち、当座貸越1,801,754千円については「1年以内」に含めています。

(*3) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等202,284千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(*4) 経済事業未収金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等33,196千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*)	100,679,600	4,943,016	6,023,157	2,640,533	1,056,394	27,134

(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

【 VII 有価証券に関する注記 】

1 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

種類		貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	評価差額(*)
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	地方債	2,783,930	2,700,000	83,930
	政府保証債	856,510	799,391	57,118
	社債	1,139,850	1,099,742	40,108
	小計	4,780,290	4,599,133	181,156
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	国債	670,920	695,626	△24,706
	地方債	386,570	400,000	△13,430
	社債	389,500	400,000	△10,500
	小計	1,446,990	1,495,626	△48,636
合計		6,227,280	6,094,759	132,520

(*) なお、上記評価差額から繰延税金負債 50,108 千円を差し引いた額 82,412 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2 当期中に売却した満期保有目的の債券

当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

3 当期中に売却したその他有価証券

当期中に売却したその他有価証券はありません。

4 当期中において、保有目的が変更となった有価証券

当期中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

5 当期中において、減損処理を行った有価証券

当事業年度中において、280 千円(全て非上場株式等)を減損処理を行っており、「外部出資評価損」に計上しています。

市場価格のない株式等の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回収可能性等を考慮して減損処理を行っています。

【 VIII 退職給付に関する注記 】

1 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全共連との契約による確定給付型年金制度及び全国役職員共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。なお、正職員以外の退職給付引当金および退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,089,602 千円
勤務費用	94,932 千円
利息費用	6,172 千円
数理計算上の差異の発生額	105,598 千円
退職給付の支払額	<u>△113,647 千円</u>
期末における退職給付債務	2,182,658 千円

(注) 上記には、簡便法適用職員の退職給付債務を含めています。

3 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,187,351 千円
期待運用収益	14,495 千円
数理計算上の差異の発生額	△5,532 千円
確定給付型年金制度への拠出金	46,035 千円
特定退職金共済制度への拠出金	513 千円
退職給付の支払額	<u>△51,896 千円</u>
期末における年金資産	1,190,967 千円

(注) 上記には、簡便法適用職員の年金資産を含めています。

4 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,182,658 千円
確定給付型年金制度	△1,184,464 千円
特定退職金共済制度	△6,502 千円
未認識数理計算上の差異	<u>△102,018 千円</u>
貸借対照表計上額純額	889,672 千円
退職給付引当金	889,672 千円

5 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	94,932 千円
利息費用	6,172 千円
期待運用収益	△14,495 千円
数理計算上の差異の費用処理額	<u>929 千円</u>
合計	87,539 千円

(注) 勤務費用には、簡便法適用職員の退職給付費用を含めています。

6 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです(または、年金資産の主な分類ごとの金額は、次のとおりです)。

確定給付型年金制度	一般勘定	100%
特定退職金共済制度	債券	64%
	年金保険投資	27%
	現金及び預金	4%
	その他	5%
	合計	100%

7 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

8 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.02%～1.51%
長期期待運用収益率	1.25%

9 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 25,454 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 4 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、274,134 千円となっています。

【 Ⅹ 税効果会計に関する注記 】

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	246,083 千円
貸倒引当金	38,469 千円
賞与引当金	26,000 千円
減損損失(償却資産)	40,196 千円
減損損失(土地)	36,273 千円
資産除去債務	25,023 千円
貸倒引当金自己否認額	28,456 千円
その他	60,809 千円
繰延税金資産小計	501,312 千円

評価性引当額	△212,898 千円
繰延税金資産合計(A)	288,413 千円
繰延税金負債	
全農合併交付金	△809 千円
その他有価証券評価差額金	△50,108 千円
有形固定資産(除去費用)	△5,157 千円
返品資産	△9,372 千円
繰延税金負債合計(B)	△65,447 千円
繰延税金資産の純額(A) + (B)	222,965 千円

2 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.19%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△9.81%
住民税均等割等	1.82%
評価性引当額の増減	1.69%
法人税額の特別控除	△2.43%
その他	△0.77%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.34%

【 X 賃貸等不動産に関する注記 】

1 賃貸不動産の状況に関する事項

当組合では、鶴岡市その他の地域において保有する土地・建物を賃貸の用に供しています。

2 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:千円)

貸借対照表計上額	時価
1,915,740	2,041,661

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当期末の時価は、土地については固定資産税評価額に基づいて当組合で算定した金額です。
また、建物等減価償却資産については帳簿価額を時価としています。

【 XI 収益認識に関する注記 】

収益を理解するための基礎となる情報

「 I 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

【 XII 資産除去債務に関する注記 】

1 当該資産除去債務の概要

当組合の一部の施設については、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、貸借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の施設に使用されている有害物資を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

2 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は3年～15年、割引率は0.45%～2.41%を採用しています。

3 当期末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	96,609 千円
時の経過による調整額	959 千円
資産除去債務の履行による減少額	<u>△7,100 千円</u>
期末残高	90,468 千円

4. 剰余金処分計算書

(単位:百万円)

	2年度	3年度
1. 当期末処分剰余金	239	364
2. 剰余金処分数額	100	200
(1) 利益準備金	50	100
(2) 任意積立金	50	100
① 施設整備積立金	(50)	(100)
3. 次期繰越剰余金	139	164

(注) 1. 任意積立のうち、積立金の種類及び目的、目標額、取崩基準は下表の通りです。

2. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

3年度 19 百万円

2年度 12 百万円

【表】

(単位:百万円)

種類	積立目的	積立目標額	取崩基準	当期積立額	積立累計額
リスク管理積立金	会計基準の変更(資産除去債務・貸倒引当基準・減損会計等)への対応。資産償却及び有価証券の価格下落に対応し、組合経営の安定と健全な発展を図ることを目的とする。	650	①会計基準変更による多額な損失の発生。 ②債権等資産の償却及び固定資産の減損損失による多額の損失の発生。 ③有価証券の運用による多額の損失の発生。 ④感染症や災害等による多額の損失の発生。	—	650
固定資産償却積立金	固定資産の処分、解体処理等に備えることを目的とする。	50	固定資産の処分、解体処理等に取り崩しを行う。	—	50
園芸振興支援積立金	園芸振興の促進を図るための支援を目的とする。	—	当該年度(令和元年度)から3年間にわたり年10,000,000円の取り崩しを行う。	—	—
施設整備積立金	施設再編に係る固定資産取得、修繕等に備えることを目的とする。	200	施設再編に係る固定資産取得、修繕及びその他関係費用の支出に充てる場合に取り崩しを行う。	100	150

5. 部門別損益計算書（令和3年度）

（単位：百万円）

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	6,670	961	920	4,527	139	121	
事業費用 ②	3,764	143	34	3,426	46	112	
事業総利益 ③ (①-②)	2,905	818	885	1,100	92	8	
事業管理費 ④	2,818	731	542	1,056	195	292	
（うち減価償却費 ⑤）	(176)	(25)	(12)	(122)	(12)	(4)	
（うち人件費 ⑤'）	(1,943)	(465)	(479)	(602)	(148)	(247)	
うち共通管理費⑥		156	113	228	31	36	△ 566
（うち減価償却費⑦）		(10)	(7)	(15)	(2)	(2)	(△ 39)
（うち人件費⑦'）		(104)	(75)	(153)	(21)	(24)	(△ 379)
事業利益 ⑧ (③-④)	87	85	342	44	△ 102	△ 283	
事業外収益 ⑨	240	63	45	100	13	17	
うち共通分⑩		63	45	92	12	14	△ 228
事業外費用 ⑪	68	19	13	27	3	4	
うち共通分⑫		18	13	27	3	4	△ 67
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	259	129	375	117	△ 92	△ 269	
特別利益 ⑭	66	18	13	26	3	4	
うち共通分⑮		18	13	26	3	4	△ 66
特別損失 ⑯	78	21	15	31	4	4	
うち共通分⑰		21	15	31	4	4	△ 78
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	247	126	372	112	△ 93	△ 270	
営農指導事業分配賦額⑲		1	0	268	0	△ 270	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	247	125	371	△ 157	△ 93		

（注）

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費等

人件費割合+事業損益割合+事業管理費割合(人件費を除く)の平均値を全部門に配賦。

(2) 営農指導事業

人件費割合+事業損益割合+事業管理費割合(人件費を除く)+教育情報費のうち広報発行経費の平均値を全部門に配賦。

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位：%)

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	合計
共通管理費等	27.6	20.0	40.4	5.6	6.4	100.0
営農指導事業	0.4	0.3	99.2	0.1		100.0

3. 部門別の資産

(単位：百万円)

区分	計	信用事業	共済事業	経済事業(農業関連・生活その他・農業関連)	共通資産
事業別の総資産	130,806	106,852	0	8,635	15,316
総資産(共通資産配分後)	130,806	111,080	3,064	16,661	
※(うち固定資産)	(6,256)	(1,726)	(1,251)	(3,278)	

※共通資産の他部門への配賦基準

人件費割合+事業損益割合+事業管理費割合(人件費を除く)の平均値を全部門に配賦。

配賦率	100.0%	27.6%	20.0%	52.4%
-----	--------	-------	-------	-------

6. 会計監査人の監査

令和3年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、口、人、%)

項 目	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
経常収益(事業収益)	8,620	8,358	8,033	8,046	6,670
信用事業収益	1,228	1,115	1,005	949	961
共済事業収益	1,154	1,089	1,008	995	920
農業関連事業収益	5,805	5,673	5,536	5,599	4,648
その他事業収益	431	480	482	501	139
経常利益	240	228	193	277	259
当期剰余金	151	168	144	70	199
出資金	4,381	4,337	4,289	4,221	4,161
(出資口数)	(1,460,663)	(1,445,827)	(1,429,970)	(1,407,167)	(1,387,090)
純資産額	9,533	9,805	9,869	9,827	9,857
総資産額	126,942	125,189	126,471	130,835	130,806
貯金等残高	110,808	110,065	110,999	115,018	115,369
貸出金残高	28,094	29,039	29,787	29,852	32,368
有価証券残高	5,737	6,245	5,908	6,153	6,227
剰余金配当金額	-	-	-	-	-
出資配当額	-	-	-	-	-
事業利用分量配当額	-	-	-	-	-
職員数	453	441	433	428	420
単体自己資本比率	15.71	15.07	14.79	14.48	14.24

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成27年金融庁・農水省告示第7号)に基づき算出しております。
 5. 経常収益(事業収益)のうち、農業関連事業収益及びその他事業収益については、25年度以前は事業直接損益を表示しておりましたが、26年度より事業直接収益を表示する方法に変更しております。

2. 利益総括表

(単位:百万円、%)

項 目	2年度	3年度	増 減
資金運用収支	839	875	36
役務取引等収支	25	29	4
その他信用事業収支	△ 28	△ 87	△ 59
信用事業粗利益	836	904	68
(信用事業粗利益率)	(0.77)	(0.83)	(0.06)
事業粗利益	3,098	3,029	△ 69
(事業粗利益率)	(2.34)	(2.30)	(△ 0.04)
事業純益	130	191	61
実質事業純益	130	211	81
コア事業純益	123	221	98
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	123	221	98

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	2年度			3年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	106,877	861	0.80	106,981	838	0.78
うち預金	70,969	391	0.55	68,962	370	0.53
うち有価証券	5,706	42	0.73	5,959	44	0.73
うち貸出金	30,202	428	1.41	32,060	424	1.32
資金調達勘定	118,266	36	0.03	117,193	14	0.01
うち貯金・定期積金	118,170	36	0.03	117,102	14	0.01
うち譲渡性貯金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	96	0	0.00	91	0	0.00
総資金利ざや	-	-	0.16	-	-	0.15

(注)

1. 総資金利ざや = 資金運用利回り - 資金調達原価 (資金調達利回り + 経費率)
2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連 (又は中金) からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	2年度増減額	3年度増減額
受取利息	△ 41	△ 23
うち預金	△ 22	△ 21
うち有価証券	0	1
うち貸出金	△ 20	△ 4
支払利息	△ 29	△ 22
うち貯金・定期積金	△ 29	△ 22
うち借入金	0	0
差引	△ 12	△ 1

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連 (又は中金) からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高 (単位：百万円、%)

種 類	2 年度	3 年度	増 減
流動性貯金	50,936 (43.1)	54,365 (46.4)	3,429
定期性貯金	67,127 (56.8)	62,632 (53.5)	△ 4,495
その他の貯金	105 (0.1)	104 (0.1)	△ 1
計	118,170 (100.0)	117,101 (100.0)	△ 1,069
譲渡性貯金	-	-	-
合 計	118,170 (100.0)	117,101 (100.0)	△ 1,069

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
 3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高 (単位：百万円、%)

種 類	2 年度	3 年度	増 減
定期貯金	60,844 (100.0)	59,392 (100.0)	△ 1,452
うち固定金利定期	60,829 (99.9)	59,376 (99.9)	△ 1,453
うち変動金利定期	15 (0.1)	16 (0.1)	1

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高 (単位：百万円)

種 類	2 年度	3 年度	増 減
手形貸付	49	39	△ 10
証書貸付	27,418	29,340	1,922
当座貸越	1,908	1,855	△ 53
割引手形	-	-	-
金融機関貸付	825	825	0
合 計	30,201	32,060	1,859

② 貸出金の金利条件別内訳残高 (単位：百万円、%)

種 類	2 年度	3 年度	増 減
固定金利貸出	19,008 (68.7)	18,805 (58.1)	△ 203
変動金利貸出	10,844 (36.3)	13,563 (41.9)	2,719
合 計	29,852 (100.0)	32,368 (100.0)	2,516

- (注) () 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	2年度	3年度	増 減
貯金・定期積金等	181	164	△ 17
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	372	314	△ 58
その他担保物	20	11	△ 9
小 計	573	489	△ 84
農業信用基金協会保証	15,346	16,236	890
その他保証	5,794	6,393	599
小 計	21,140	22,629	1,489
信用	8,139	9,250	1,111
合 計	29,852	32,368	2,516

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	2年度	3年度	増 減
貯金・定期積金等	-	-	-
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	5	5	-
その他担保物	-	-	-
小 計	5	5	-
信用	-	-	-
合 計	5	5	-

⑤ 貸出金の用途別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	2年度	3年度	増 減
設備資金	22,433 (75.1)	24,582 (76.0)	2,149
運転資金	7,419 (24.9)	7,786 (24.0)	367
合 計	29,852 (100.0)	32,368 (100.0)	2,516

(注) () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	2 年度	3 年度	増 減
農業	7,434 (24.9)	7,155 (22.1)	△ 279
林業	35 (0.1)	33 (0.1)	△ 2
水産業	56 (0.2)	50 (0.1)	△ 6
製造業	1,425 (4.8)	1,651 (5.1)	226
鉱業	76 (0.3)	105 (0.3)	29
建設・不動産業	1,548 (5.2)	1,632 (5.0)	84
電気・ガス・熱供給水道業	61 (0.2)	81 (0.2)	20
運輸・通信業	424 (1.4)	464 (1.4)	40
金融・保険業	892 (3.0)	899 (2.7)	7
卸売・小売・サービス業・飲食業	3,265 (10.9)	3,393 (10.4)	128
地方公共団体	5,793 (19.4)	6,393 (19.7)	600
非営利法人	-	-	-
その他	8,843 (29.6)	10,512 (32.9)	1,669
合 計	29,852 (100.0)	32,368 (100.0)	2,516

(注) () 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	2 年度	3 年度	増 減
農業	5,796	5,702	△ 94
穀作	2,982	2,841	△ 141
野菜・園芸	52	51	△ 1
果樹・樹園農業	14	11	△ 3
工芸作物	0	0	0
養豚・肉牛・酪農	219	226	7
養鶏・養卵	11	9	△ 2
養蚕	-	-	-
その他農業	2,518	2,564	46
農業関連団体等	58	39	△ 19
合 計	5,855	5,741	△ 114

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の資産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	2年度	3年度	増 減
プロパー資金	5,366	5,262	△ 104
農業制度資金	489	479	△ 10
農業近代化資金	94	77	△ 17
その他制度資金	395	402	7
合 計	5,855	5,741	△ 114

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金等が該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	2年度	3年度	増 減
日本政策金融公庫資金	-	-	-
その他	-	-	-
合 計	-	-	-

- (注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位:百万円)

債権区分		債権額	保全額				
			担保	保証	引当	合計	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2年度	189	42	62	85	189	
	3年度	165	33	48	84	165	
危険債権	2年度	287	83	128	73	284	
	3年度	331	74	167	88	329	
要管理債権	2年度	2	0	-	0	0	
	3年度	2	0	-	0	0	
	三月以上延滞債権	2年度	0	0	-	0	0
		3年度	0	0	0	0	0
	貸出条件緩和債権	2年度	2	0	-	0	0
		3年度	2	0	-	0	0
小計	2年度	479	126	190	158	474	
	3年度	499	108	216	172	496	
正常債権	2年度	29,398	/				
	3年度	31,894					
合計	2年度	29,877					
	3年度	32,394					

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と 5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債権者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区分	2年度					3年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	18	6	-	18	6	6	19	-	6	19
個別貸倒引当金	255	247	-	255	247	247	233	-	247	233
合計	274	254	-	274	254	254	253	-	254	253

⑪ 貸出金償却の額

(単位:百万円)

	2年度	3年度
貸出金償却額	-	-

(3) 内国為替取扱実績

(単位:件、百万円)

種類		2年度		3年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	140,428	198,337	98,133	197,844
	金額	62,222	76,236	44,570	58,602
代金取立為替	件数	1	-	-	2
	金額	20	-	-	11
雑為替	件数	8,795	6,586	7,884	5,810
	金額	8,712	11,287	7,762	6,619
合計	件数	149,224	204,923	106,017	203,656
	金額	70,954	87,524	52,332	65,232

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	2年度	3年度	増 減
国 債	386	560	174
地 方 債	3,021	3,099	78
政府保証債	799	799	0
金 融 債	-	-	-
短 期 社 債	-	-	-
社 債	1,499	1,499	0
株 式	-	-	-
その他の証券	-	-	-
合 計	5,706	5,959	253

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しております。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定 めのない もの	合 計
2年度								
国債	-	-	-	-	-	494	-	494
地方債	-	-	-	-	-	3,234	-	3,234
政府保証債	-	-	-	-	-	872	-	872
金融債	-	-	-	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	-	-	-	-	-	1,553	-	1,553
株式	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	-
3年度								
国債	-	-	-	-	-	671	-	671
地方債	-	-	-	-	-	3,171	-	3,171
政府保証債	-	-	-	-	-	856	-	856
金融債	-	-	-	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	-	-	-	-	-	1,529	-	1,529
株式	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	-

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の債券]

該当する取引はありません。

[その他有価証券]

(単位:百万円)

	種 類	2年度			3年度		
		貸借対照表計上額	取得原価又は償却減価	差額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却減価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地方債	2,835	2,700	135	2,783	2,700	83
	政府保証債	872	799	72	856	799	57
	金融債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社 債	1,159	1,099	59	1,139	1,099	40
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小 計	4,866	4,599	267	4,780	4,599	181
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	493	497	△ 4	670	695	△ 24
	地方債	398	400	△ 1	386	400	△ 13
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	金融債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社 債	393	400	△ 6	389	400	△ 10
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小 計	1,286	1,297	△ 11	1,446	1,495	△ 48
	合 計	6,153	5,896	256	6,227	6,094	132

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位:百万円)

種 類	2年度		3年度		
	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
生命総合共済	終身共済	6,356	149,632	5,843	142,439
	定期生命共済	865	2,170	775	2,786
	養老生命共済	1,367	54,005	789	47,703
	うちこども共済	337	17,642	294	16,303
	医療共済	66	3,812	48	3,210
	がん共済	-	312	-	301
	定期医療共済	-	471	-	423
	介護共済	302	1,654	99	1,726
	年金共済	-	13	-	13
建物更生共済	39,263	230,315	23,204	228,912	
合 計	48,221	442,386	30,762	427,517	

(注) 金額は保証金額(がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額(付加された特約金額等を含む)、年金共済は付加された定期特約金額)を表示しています。

(2) 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位:百万円)

種 類	2年度		3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	6	84	2	15
がん共済	0	16	0	2
定期医療共済	-	1	-	0
合 計	6	101	3	18

(注) 金額は、入院共済金額を表示しています。

(3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位:百万円)

種 類	2年度		3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	366	3,068	159	3,137
生活障害共済(一時金型)	283	971	289	1,144
生活障害共済(定期年金型)	17	102	2	97
特定重度疾病共済	661	661	291	931

(注) 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金年額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額を表示しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位:百万円)

種 類	2年度		3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	372	2,019	64	1,945
年金開始後	0	1,279	-	1,274
合 計	372	3,298	64	3,220

(注) 金額は、年金年額(利率変動型年金にあっては、最低保証年金額)を表示しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位:百万円)

種 類	2年度		3年度	
	金 額	掛 金	金 額	掛 金
火災共済	36,948	45	36,171	44
自動車共済		882		858
傷害共済	52,766	81	53,696	76
定額定期生命共済	14	0	12	0
賠償責任共済		2		2
自賠責共済		88		81
合 計		1,101		1,063

(注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。
2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

3. 農業関連事業・生活その他事業・指導事業の実績

(1) 買取購買品取扱実績

(単位:百万円)

種 類	2年度		3年度		
	供給高	粗収益	供給高	粗収益	
生産資材	肥料	995	141	986	136
	飼料	433	20	1	20
	農薬	969	156	931	153
	温床資材	193	24	182	28
	出荷資材	236	33	235	32
	種苗	463	39	343	32
	その他生産資材	177	22	119	20
計	3,468	438	2,801	423	
生活物資	食料品	225	41	-	-
	衣料品	9	1	-	-
	耐久消費財	38	3	-	-
	その他生活資材	65	14	-	-
計	340	60	-	-	
合計	3,808	499	2,801	423	

(2) 受託販売品取扱実績

(単位:百万円)

種 類	2年度		3年度		
	取扱額	手数料	取扱額	手数料	
米	出荷契約米	8,547	236	8,048	239
	その他の米	2,520	72	2,192	83
	計	11,068	309	10,240	323
米以外の農産物	麦・雑穀・大豆	224	9	149	5
	果実	582	17	564	16
	やさい	404	12	378	11
	花卉	234	7	246	7
	菌茸	118	3	94	2
	山菜	58	1	65	1
	その他農産物	44	0	36	0
計	1,667	51	1,534	46	
畜産	生乳	42	0	43	0
	肉牛	113	1	118	1
	子牛	58	0	71	0
	肉豚	614	7	585	7
	子豚	0	0	-	-
	その他畜産物	97	1	76	0
計	926	11	895	11	
産直店舗受託販売高	43	7	48	7	
合計	13,706	380	12,719	389	

(注) 出荷契約米の取扱額及び手数料は、3年度米農直販売(率)28.80%・全農販売(率)28.23%でみなし計上しています。

令和3年度の出荷契約米には、農協直接販売米の取扱高(5,508,464千円)が含まれています。

(3) 買取販売品取扱実績

(単位:百万円)

種 類	2年度		3年度	
	販売高	粗収益	販売高	粗収益
米	488	54	414	47
大豆	0	0	0	0
そば	28	1	21	1
やさい	16	4	5	0
果実	-	-	3	1
合計	534	60	445	50

(4) 保管事業取扱実績

(単位:百万円)

科 目	費 用		科 目	収 益	
	2年度	3年度		2年度	3年度
保管材料費	2	4	保管料	150	138
保管労務費	54	61	荷役料	63	69
検査費用	0	0	検査手数料	42	43
その他費用	15	14	その他収益	13	11
合 計	72	80	合 計	270	263

(5) 加工事業取扱実績

(単位:百万円)

施 設	2年度		3年度	
	費 用	収 益	費 用	収 益
立川西田加工所	26	34	22	30
月山ワイン	56	131	70	128
園特加工	32	18	27	5
合 計	115	184	121	163

(6) 利用事業取扱実績

(単位:百万円)

施 設	2年度		3年度	
	費 用	収 益	費 用	収 益
藤島缶詰加工	5	5	5	5
三川麦センター	25	38	33	53
櫛引水稲育苗	35	62	35	58
合 計	66	105	73	117

(7) 福祉介護事業取扱実績

(単位:百万円)

種 類	2年度		3年度	
	費 用	収 益	費 用	収 益
福祉介護事業	47	151	33	129

(8) 農用地利用調整事業取扱実績

(単位:百万円)

種 類	2年度		3年度	
	費 用	収 益	費 用	収 益
農用地利用調整事業	218	222	0	3

(9) 共同管理施設利用事業取扱実績

(単位:百万円)

種 類	2年度		3年度	
	費 用	収 益	費 用	収 益
共同管理施設利用事業	117	125	114	121

(10) その他事業取扱実績

(単位:百万円)

施 設	2年度		3年度	
	費 用	収 益	費 用	収 益
三川育苗施設	4	7	4	6
んめ農マルシェ	78	82	80	85
合 計	82	89	84	91

(11) 指導事業収支内訳

(単位:百万円)

科 目	支 出		科 目	収 入	
	2年度	3年度		2年度	3年度
営農改善費	111	94	賦課金	104	103
生活文化費	6	6	指導事業補助金	14	13
教育情報費	19	19	実費収入	0	4
合 計	137	119	合 計	119	121

(注) 費用・収益には人件費、減価償却費等の間接損益は含まれていません。

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項目	2年度	3年度	増減
総資産経常利益率	0.21	0.19	△ 0.02
資本経常利益率	2.84	2.67	△ 0.17
総資産当期純利益率	0.08	0.18	0.10
資本当期純利益率	1.09	2.55	1.46

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率

＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区分		2年度	3年度	増減
貯貸率	期末	25.95	28.05	2.10
	期中平均	25.55	27.37	1.82
貯証率	期末	5.34	5.39	0.05
	期中平均	4.82	5.08	0.26

(注) 1. 貯貸率(期末)＝貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率(期末)＝有価証券残高／貯金残高×100

4. 貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項 目	2年度	3年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	8,713	8,861
うち、出資金及び資本準備金の額	4,221	4,161
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	4,541	4,757
うち、外部流出予定額(△)	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	△ 49	△ 56
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	6	19
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	6	19
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
うち、回転出資金の額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	197	129
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	8,917	9,010
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	23	19
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	23	19
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	23	19
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	8,894	8,990
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	55,926	57,736
資産(オン・バランス)項目	55,925	57,732
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,464	1,437
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	1,437
うち、上記以外に該当するものの額	1,463	-
オフ・バランス項目	-	3
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額	-	-
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	5,494	5,397
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	61,420	63,134
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	14.48%	14.24%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成27年金融庁・農水省告示第7号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法をオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	2年度			3年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	665	-	-	737	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	299	-	-	497	-	-
外国の中央政府および中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	9,603	-	-	8,900	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	200	20	1	200	20	1
我が国の政府関係機関向け	1,903	110	4	1,904	110	4
地方三公社向け	443	88	4	413	82	3
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	65,238	13,047	522	69,271	13,854	554
法人等向け	1,257	1,222	49	1,089	1,074	43
中小企業等向け及び個人向け	2,554	1,763	71	1,103	693	28
抵当権付住宅ローン	4,286	1,495	60	4,976	1,736	69
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	586	719	29	214	202	8
取立未済手形	14	2	0	13	2	0
信用保証協会等保証付	14,888	1,451	58	15,360	1,498	60
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	1,831	1,831	73	1,828	1,828	73
(うち出資等のエクスポージャー)	1,831	1,831	73	1,828	1,828	73
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
上記以外	20,912	31,803	1,272	22,465	33,357	1,334
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち 対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段 に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会 の対象資本等調達手段等に係るエクスポージャー)	7,262	18,155	726	7,262	18,155	726
(うち特定項目のうち調整項目に算入され ない部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議 決権を保有している他の金融機関等に係るその 他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を 保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分 に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	13,650	13,648	546	15,203	15,201	608
証券化	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(うち非STC適用分)	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエク スポージャー	-	-	-	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-	-	-	-
(うちマंडレート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	1,484	59	-	1,463	59
他の金融機関等の対象資本調達手段に係る エクスポージャーに係る経過措置によりリスク・ アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-

信用リスク・アセット	2年度			3年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	-	-	-	-	-	-
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	124,685	55,041	2,201	128,976	55,924	2,237
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基本的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
	a		b=a×4%	a		b=a×4%
		5,397	216		5,494	220
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
	a		b=a×4%	a		b=a×4%
		63,134	2,525		61,420	2,457

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことであります。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことであります。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目(無形固定資産、前払年金費用、繰延税金資産等)および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものと、不算入としたものが該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基本的手法を採用しています。
- <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基本的手法)>
- (粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額
-
- 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数 ÷8%

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

		2年度				3年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
国内		129,226	29,879	5,906	424	129,473	32,394	6,104	770
国外		-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計		129,226	29,879	5,906	424	129,473	32,394	6,104	770
法人	農業	425	425	-	-	493	493	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	58	58	-	-	41	39	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	400	-	400	-	400	-	400	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	1,206	2	1,204	-	1,204	-	1,204	-
	金融・保険業	66,798	825	700	-	67,217	825	700	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	4,251	238	-	-	2,150	250	-	-
	日本国政府・地方公共団体	9,680	6,078	3,602	-	10,473	6,674	3,800	-
	上記以外	756	756	-	-	729	669	-	-
	個人	21,496	21,496	-	224	24,816	23,444	-	304
その他	24,155	-	-	200	21,950	-	-	466	
業種別残高		129,226	29,879	5,906	424	129,473	32,394	6,104	770
残存期間別	1年以下	71,235	1,963	-	11	69,366	1,857	-	10
	1年超3年以下	1,446	1,446	-	-	2,173	2,173	-	2
	3年超5年以下	3,191	3,191	-	3	1,990	1,990	-	7
	5年超7年以下	2,160	2,160	-	0	2,168	2,168	-	-
	7年超10年以下	2,552	2,552	-	-	2,431	2,431	-	-
	10年超	23,818	17,912	5,906	-	27,325	21,221	6,104	-
	期限の定めのないもの	24,824	655	-	410	24,020	555	-	752
残存期間別残高		129,226	29,879	5,906	424	129,473	32,394	6,104	770

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	2年度					3年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	18	6	-	18	6	6	19	-	6	19
個別貸倒引当金	255	247	0	255	247	247	233	-	247	233

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

区 分	2年度						3年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金償 却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金償 却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国 内	255	247	0	255	247	-	247	233	-	247	233	-
国 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地 域 別 計	255	247	0	255	247	-	247	233	-	247	233	-
法 人	農業	-	9	-	-	9	-	9	-	-	9	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	257	100	-	257	100	-	100	233	-	100	233
個 人	-2	138	0	-2	138	-	138	-	-	138	-	
業 種 別 計	255	247	0	255	247	-	247	233	-	247	233	

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

		2年度			3年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	-	10,136	10,136	-	10,758	10,758
	リスク・ウェイト 2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 10%	-	17,464	17,464	-	18,354	18,354
	リスク・ウェイト 20%	61,718	7,980	69,699	59,403	8,534	67,937
	リスク・ウェイト 35%	-	4,976	4,976	-	305	305
	リスク・ウェイト 50%	112	-	112	-	-	-
	リスク・ウェイト 75%	-	1,133	1,133	-	7,462	7,462
	リスク・ウェイト 100%	1,361	18,520	19,880	1,576	16,997	18,573
	リスク・ウェイト 150%	50	-	50	279	-	279
	リスク・ウェイト 250%	-	7,262	7,262	-	7,262	7,262
その他	-	-	-	-	-	-	
リスク・ウェイト1250%	-	-	-	-	-	-	
計	63,242	67,471	130,712	61,258	69,672	130,929	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、この条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	2年度			3年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	802	-	-	802	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	3	-	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	31	-	-	27	-	-
抵当権住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	10	-	-	10	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
合計	44	802	-	37	802	-

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的な運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価額

(単位:百万円)

	2年度		3年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	8,266	8,266	8,266	8,266
合計	8,266	8,266	8,266	8,266

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当する取引はありません。

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	3年度	2年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針及び手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

該当する取引はありません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ \angle EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NII以外に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
変動はありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIと大きく異なる点)
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項 番		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	869	956	103	126
2	下方パラレルシフト	0	0	1	2
3	スティープ化	1,111	1,158		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	1,111	1,158	103	126
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	8,890		8,894	

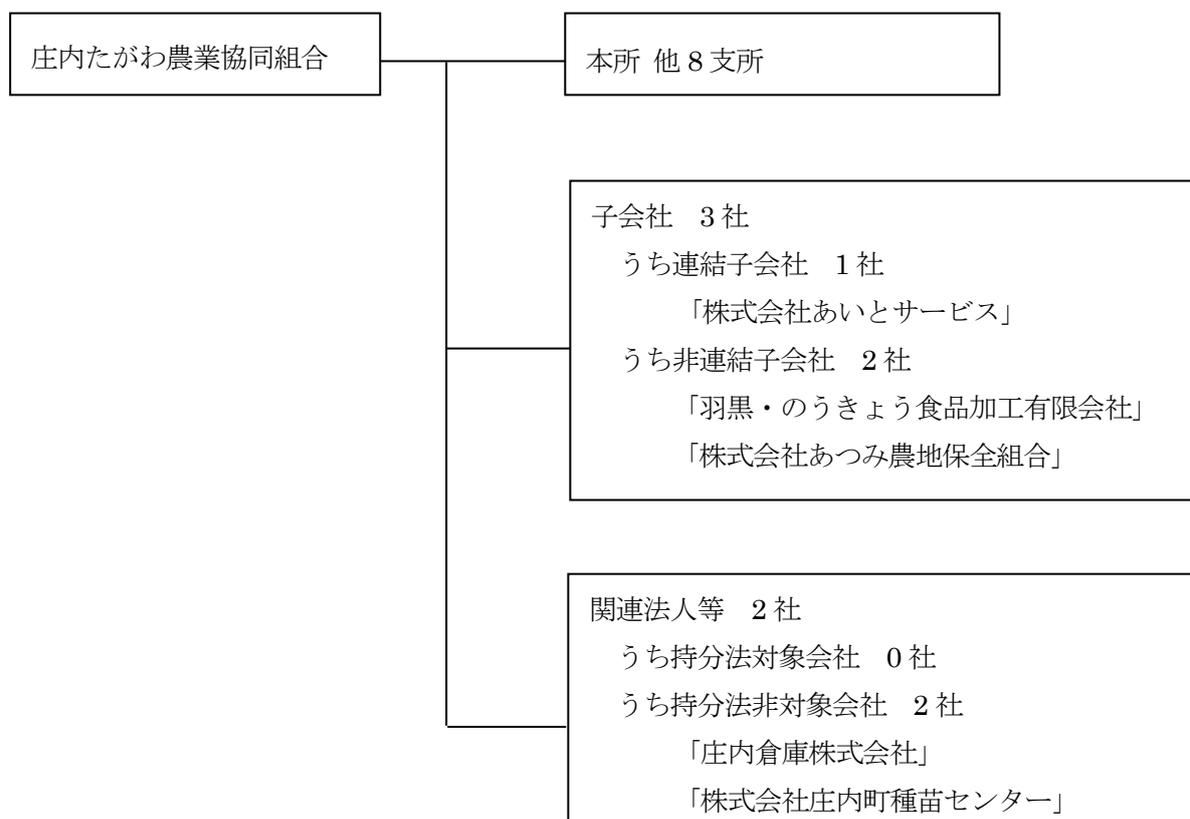
VI 連結情報

1. グループの概況

(1) グループの事業系統図

庄内たがわ農業協同組合のグループは、当組合、子会社3社、関連法人等2社で構成されています。

このうち、当年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は1社です。また、金融業務を営む関連法人等は0社です。なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



(2) 子会社等の状況

(単位：百万円、%)

名称	主たる営業所 又は事務所の 所在地	事業内容	設立 年月日	資本金	当JAの議 決権比率	他の子会 社等の議 決権比率
株式会社 あいとサービス	山形県鶴岡市 上藤島字備中 下3番の1	農機事業、 車両事業、 給油・LPG 事業、葬祭 事業等	平成26年 8月1日	100	100.0	0.0
羽黒・のうきょう食 品加工有限会社	山形県鶴岡市 羽黒町大字川 代字川代山 406番地	野菜を原料 とする浅漬 け加工販売 の事業	平成元年 9月14日	80	60.0	0.0
株式会社あつみ 農地保全組合	山形県鶴岡市 湯温海字湯之 里284	農業、農作 業の受託、 再委託、農 畜産物の加 工等	平成26年 8月6日	1	93.0	0.0

(3) 連結事業概況 (3年度)

◇連結事業の概況

① 事業の概況

3年度の当組合の連結決算は、子会社・子法人等1社を連結し、持分法適用の関連法人等はありません。

連結決算の内容は、連結経常利益 372 百万円、連結当期剰余金 272 百万円、連結純資産 10,437 百万円、連結総資産 131,545 百万円で、連結自己資本比率は 14.22%となりました。

② 連結子会社の事業概況

☆株式会社あいとサービス

3年度は、売上高が 4,840,419 千円 (対前年比 106.96%)、売上原価は 3,824,285 千円 (対前年比 109.44%) となり、事業総利益は 1,016,134 千円 (対前年比 98.56%) となりました。また、事業管理費が 906,256 千円 (対前年比 102.22%) となり、営業利益 109,878 千円 (対前年比 76.10%)、経常利益は 112,452 千円 (対前年比 75.86%) を計上し、最終的に 72,005 千円 (対前年比 71.94%) の当期利益となりました。

(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、%)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
連結事業収益（事業収益）	14,371	13,440	12,837	12,441	10,845
信用事業収益	1,226	1,110	1,001	945	957
共済事業収益	1,154	1,089	1,008	995	920
農業関連事業収益	6,508	5,673	5,536	5,593	4,650
その他事業収益	5,481	5,566	5,290	4,908	4,318
連結経常利益	368	374	338	425	372
連結当期剰余金	219	284	230	171	272
連結純資産額	9,909	10,141	10,277	10,336	10,437
連結総資産額	127,662	125,797	127,180	131,422	131,545
連結自己資本比率	15.71	14.99	14.83	14.72	14.22

(注1) 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成27年金融庁・農水省告示第7号）」に基づき算出しております。

(注2) 連結事業収益のうち、農業関連事業収益及びその他事業収益については、25年度以前は事業直接収益を表示していましたが、26年度より直接事業収益を表示する方法に変更しております。



(5) 連結貸借対照表 (2事業年度分)

(単位:百万円)

資 産			負 債 及 び 純 資 産		
科 目	2年度 (3年3月31日)	3年度 (4年3月31日)	科 目	2年度 (3年3月31日)	3年度 (4年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
1 信用事業資産	106,272	106,862	1 信用事業負債	115,278	115,660
(1) 現金および預金	70,082	68,162	(1) 貯金	114,595	115,032
(2) 有価証券	6,153	6,227	(2) 借入金	94	90
(3) 貸出金	29,795	32,325	(3) その他の信用事業負債	584	531
(4) その他の信用事業資産	392	325	(4) 債務保証	5	5
(5) 債務保証見返	5	5	2 共済事業負債	727	698
(6) 貸倒引当金	△ 155	△ 182	(1) 共済資金	387	381
2 共済事業資産	0	0	(2) その他の共済事業負債	339	316
(1) その他の共済事業資産	0	0	3 経済事業負債	2,962	2,661
3 経済事業資産	9,717	9,395	(1) 経済事業未払金	1,102	1,033
(1) 経済事業未収金	2,038	1,963	(2) その他の経済事業負債	1,859	1,628
(2) 棚卸資産	1,524	1,445	4 設備借入金	0	-
(3) その他経済事業資産	6,211	6,068	5 雑負債	436	433
(4) 貸倒引当金	△ 55	△ 81	6 諸引当金	1,150	1,130
4 雑資産	506	493	(1) 賞与引当金	124	122
(1) 雑資産	562	496	(2) 退職給付に係る負債	982	961
(2) 貸倒引当金	△ 56	△ 3	(3) 役員退職慰労引当金	33	40
5 固定資産	6,514	6,366	(4) ポイント引当金	10	7
(1) 有形固定資産	6,480	6,338	7 再評価に係る繰延税金負債	531	523
建物	10,616	10,617	負債の部合計	121,086	121,108
機械装置	5,215	5,345	(純資産の部)		
土地	3,343	3,308	1 組合員資本	9,221	9,441
その他の有形固定資産	2,258	2,250	(1) 出資金	4,221	4,161
減価償却累計額(控除)	△ 14,953	△ 15,182	(2) 利益剰余金	5,050	5,337
(2) 無形固定資産	33	28	(3) 処分未済持分	△ 49	△ 56
6 外部出資	8,165	8,166	(4) 子会社の所有する親組合出資金	△ 0	△ 0
(1) 外部出資	8,165	8,166	2 評価・換算差額等	1,114	995
(2) 外部出資等損失引当金	0	-	(1) その他有価証券評価差額金	182	82
7 繰延税金資産	245	259	(2) 土地再評価差額金	932	913
			純資産の部合計	10,336	10,437
資産の部合計	131,422	131,545	負債及び純資産の部合計	131,422	131,545

(6) 連結損益計算書 (2事業年度分)

(単位:百万円)

科 目	2年度		3年度		科 目	2年度		3年度	
	(自 2年4月 1日 至 3年3月31日)		(自 3年4月 1日 至 4年3月31日)			(自 2年4月 1日 至 3年3月31日)		(自 3年4月 1日 至 4年3月31日)	
1 事業総利益		4,117		3,914					
(1) 信用事業収益		945		957	(7) 販売事業収益		1,010		919
資金運用収益		878		893	販売品販売高		534		445
(うち預金利息)	(391)	(370)	販売品手数料		373		388
(うち有価証券利息)	(42)	(43)	その他の収益		102		85
(うち貸出金利息)	(427)	(423)	(8) 販売事業費用		506		416
(うちその他受入利息)	(17)	(56)	販売品販売原価		474		395
役務取引等収益		51		54	販売費		26		15
その他事業直接収益		6		-	その他の費用		5		5
その他経常収益		9		9	販売事業総利益		503		502
(2) 信用事業費用		112		142	(9) その他事業収益		1,276		1,022
資金調達費用		40		18	(10) その他事業費用		864		635
(うち貯金利息)	(35)	(13)	その他事業総利益		412		387
(うち給付補填備金繰入)	(1)	(0)	2 事業管理費		3,798		3,669
(うち借入金利息)	(0)	(0)	(1) 人件費		2,677		2,569
(うちその他支払利息)	(2)	(3)	(2) その他事業管理費		1,120		1,099
役務取引等費用		29		28	事業利益		319		245
その他経常費用		42		95	3 事業外収益		189		195
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	(27)	(1) 受取雑利息		0		0
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 17)	(-)	(2) 受取出資配当金		127		136
信用事業総利益		833		814	(3) 賃貸料		43		38
(3) 共済事業収益		995		920	(4) 外部出資等損失引当金戻入益		-		0
共済付加収入		931		883	(5) 雑収入		-		20
その他の収益		63		37	(6) 持分法による投資益		-		-
(4) 共済事業費用		39		30	(7) その他の事業外収益		18		-
共済推進費及び共済保全費		39		30	4 事業外費用		83		68
その他の費用		0		0	(1) 支払雑利息		0		0
共済事業総利益		955		889	(2) 寄付金		0		0
(5) 購買事業収益		8,213		7,025	(3) 貸与資産費用		75		67
購買品供給高		7,851		6,463	(4) 雑損失		7		1
購買品手数料		-		188	経常利益		425		372
その他の収益		361		373	5 特別利益		29		66
(6) 購買事業費用		6,800		5,705	(1) 固定資産処分益		0		1
購買品供給原価		6,603		5,503	(2) 一般補助金		24		14
購買品供給費		139		127	(3) 貸倒引当金戻入益		-		50
その他の費用		56		75	(4) その他特別利益		4		-
購買事業総利益		1,412		1,320	6 特別損失		200		78
					(1) 固定資産処分損		0		33
					(2) 固定資産圧縮損		24		14
					(3) 減損損失		167		30
					(4) 外部出資評価損		2		0
					(5) その他特別損失		5		-
					税金等調整前当期利益		254		359
					法人税、住民税及び事業税		63		83
					法人税等調整額		19		3
					法人税等合計		83		87
					当期利益		171		272
					当期剰余金		171		272

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書 (2事業年度分)

(単位:百万円)

科 目	2年度	3年度
	(自 2年4月 1日 至 3年3月31日)	(自 3年4月 1日 至 4年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	254	359
減価償却費	370	351
減損損失	167	30
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 20	0
賞与引当金の増減額(△は減少)	-	△ 2
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△ 147	△ 14
その他引当金等の増減額(△は減少)	△ 8	△ 3
信用事業資金運用収益	△ 878	△ 906
信用事業資金調達費用	40	18
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 190	△ 190
支払雑利息	1	0
有価証券関係損益(△は益)	△ 6	-
外部出資関係損益(△は益)	△ 1	0
固定資産売却損益(△は益)	0	0
資産除去債務にかかる増減額(△は減少)	1	0
(信用事業活動による資産及び負債の増減)	(2,070)	(244)
貸出金の純増(△)減	△ 152	△ 2,530
預金の純増(△)減	△ 1,700	2,315
貯金の純増減(△)	3,871	437
信用事業借入金の純増減(△)	△ 9	△ 3
その他信用事業資産の増(△)減	131	66
その他信用事業負債の増減(△)	△ 70	△ 39
(共済事業活動による資産及び負債の増減)	(3)	(△ 28)
共済貸付金の純増(△)減	-	-
共済借入金の純増減(△)	-	-
共済資金の純増減(△)	9	△ 6
未経過共済付加収入の純増(△)減	△ 5	△ 22
その他共済事業資産の増(△)減	0	0
その他共済事業負債の増減(△)	△ 0	△ 0
(経済事業活動による資産及び負債の増減)	(250)	(△ 5)
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	△ 205	74
経済受託債権の純増(△)減	△ 154	126
棚卸資産の純増(△)減	△ 26	78
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	90	△ 69
経済受託債務の純増減(△)	542	△ 271
その他経済事業資産の増(△)減	3	16
その他経済事業負債の増減(△)	0	39
(その他の資産及び負債の増減)	(815)	(995)
その他の資産の純増(△)減	42	117
その他の負債の純増減(△)	△ 9	2
信用事業資金運用による収入	882	906
信用事業資金調達による支出	△ 99	△ 30
共済貸付金利息による収入	-	-
共済借入金利息による支出	-	-
小 計	2,720	851
雑利息及び出資配当金の受取額	128	137
雑利息の支払額	△ 0	△ 0
法人税等の支払額	△ 64	△ 78
事業活動によるキャッシュ・フロー	2,784	910

(単位:百万円)

科 目	2年度	3年度
	(自 2年4月 1日 至 3年3月31日)	(自 3年4月 1日 至 4年3月31日)
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 1,820	△ 1,424
有価証券の売却・償還による収入	1,522	1,221
補助金の受入による収入	24	14
固定資産の取得による支出	△ 247	△ 303
固定資産の売却による収入	53	54
有形固定資産の除去による支出	-	△ 7
外部出資による支出	△ 0	△ 0
外部出資の売却等による収入	3	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 465	△ 444
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	0	-
設備借入金の返済による支出	△ 12	-
出資の受入による収入	40	-
出資の払戻しによる支出	△ 95	△ 65
持分の取得による支出	△ 84	△ 85
持分の譲渡による収入	89	78
財務活動によるキャッシュ・フロー	9	△ 71
4 現金及び現金同等物の増加額(減少額)	2,328	394
5 現金及び現金同等物の期首残高	6,037	8,365
6 現金及び現金同等物の期末残高	8,365	8,759

【 I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 】

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社・子法人等 …………… 1社
株式会社あいとサービス

(2) 非連結子会社・子法人等 …………… 2社
羽黒・のうきょう食品加工有限会社、株式会社あつみ農地保全組合

非連結子会社は小規模であり、その総資産、売上高、当連結会計期純損益の額のうち持分に見合う額、剰余金のうち持分に見合う額および負債の額のうち持分に見合う額に組合からの当該会社への出資金を加えた額からみて連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いています。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社・子法人等 …………… 0社
該当する会社はありません。

(2) 持分法適用の関連法人等 …………… 0社
該当する会社はありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社・子法人等 …………… 2社
羽黒・のうきょう食品加工有限会社、株式会社あつみ農地保全組合

(4) 持分法非適用の関連法人等 …………… 2社
庄内倉庫株式会社、株式会社庄内町種苗センター

持分法非適用の非連結子会社・子法人等および関連法人等は、当年度純損益(持分に見合う額)および剰余金(持分に見合う額)からみて持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いています。

3 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

(1) 連結される子会社・子法人等の決算日は次のとおりです。
3月末日 …………… 1社

(2) 連結されるすべての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しています。

4 のれん勘定の償却方法及び償却期間

該当事項はありません。

5 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。

6 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

(1) 現金及び現金同等物の資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の現金及び預金のうち、現金及び預金中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	70,082,781 千円
別段預金、定期性預金	<u>△61,717,267 千円</u>
現金及び現金同等物	8,365,514 千円

【 II 重要な会計方針に係る事項に関する注記 】

1 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

(1) 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

イ 満期保有目的の債券:償却原価法(定額法)

ロ 子会社株式及び関連会社株式:移動平均法による原価法

ハ その他有価証券

・時価のあるもの:連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの:移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品(肥料・飼料・農薬の数量管理品)

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

購買品(農機具・自動車)

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

購買品(上記以外)

売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

果汁

先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

買取販売品、その他の棚卸資産(水稻種子、加工枝豆)

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

その他の棚卸資産(上記以外)

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合及び子会社等における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上していま

す。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計期負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

【正職員】

退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

ロ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理することとしています。

【正職員以外及び連結の範囲とした子会社】

退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 外部出資等損失引当金

当組合及び子会社等の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

(6) ポイント引当金

事業利用の促進を目的とする総合取引ポイント制度に基づき、組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当連結会計期末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。

4 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しています。

5 記載金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。

6 その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合及び子会社等は、事業別の収益及び費用について、事業間の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

(2) 米共同計算

当組合及び子会社等は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については販売をJAが行いプール計算を行う「JA共同計算」を行っており、「JA共同計算」には、当組合が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が販売を行いプール計算する「県域共同計算」の結果を組み入れています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しております。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金(前受金を含む)を計上しております。

共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、倉庫保管料、運搬費等)を計算し、経済受託債権および経済受託債務を相殺する会計処理を行うとともに、経済受託債務残高を生産者への精算金として留保します。最終精算時には当組合が受け取る販売手数料を控除し、生産者に精算金として支払っています。

(相殺する会計処理は、概算金は月次、その他は事業年度末において会計処理を行っています。)

(追加情報)

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準(企業会計基準24号)」の適用に伴い、米共同計算に関する事項をその他計算書類等の作成のための基本となる重要事項に記載しました。

【 Ⅲ 表示方法の変更に関する注記 】

新設された農業協同組合法施行規則第126条の3の2に基づき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を適用し、当連結会計期より繰延税金資産の回収可能性、固定資産の減損に関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

【 Ⅳ 会計上の見積りに関する注記 】

1 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計期の計算書類に計上した金額 323,762千円

(2) その他の情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和3年3月の理事会において決議した第9次中期経営計画(案)を基礎として、当組合及び子会社等が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌連結会計期以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌連結会計期以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2 固定資産の減損

(1) 当連結会計期の計算書類に計上した金額 167,840 千円

(2) その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和3年3月の理事会において決議した第9次中期経営計画(案)を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌連結会計期以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

【 V 連結貸借対照表に関する注記 】

1 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は8,141,830千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物 3,277,821 千円 機械装置 4,166,841 千円 土地 4,365 千円

その他の有形固定資産 692,801 千円 (構築物 583,781 千円 車両運搬具 33,214 千円 器具・備品 75,806 千円)

2 担保に供している資産

JAバンク相互援助制度のため定期預金 11,100,000 千円、為替決済取引のため定期預金 8,400,000 千円を担保に供しています。また、指定金融機関の事務取扱に関する契約書等に基づく定期預金 17,000 千円、差入保証金 3,020 千円をそれぞれ担保に供しています。

3 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

当組合及び子会社等において、開示すべき金銭債権・債務はありません。

4 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額は3,213千円、延滞債権額は473,375千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,482千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は479,071千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- ・再評価を行った年月日 平成11年3月31日
- ・再評価を行った土地の当連結会計期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額1,449,130千円
- ・同法律第3条3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

【 VI 連結損益計算書に関する注記 】

1 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合及び子会社等では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については管理会計を単位としている支所を基本にグルーピングし、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所や農業関連施設(青果物集出荷所、選果場、CE、RC、育苗施設、堆肥センター、薬液調合施設、農業倉庫等)は、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当連結会計期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
A コープぼんてん店	遊休	建物、機械装置、土地、その他の有形固定資産(構築物)、無形固定資産	業務外固定資産
A コープ浜あつみ店	遊休	建物、土地、その他の有形固定資産(構築物)	〃
A コープやまと店	遊休	建物、土地、その他の有形固定資産(構築物)	〃
A コープねずがせき店	遊休	建物、土地	〃
鼠ヶ関資材置場	遊休	土地	〃
庄内町西袋 他	遊休	土地	〃

(2) 減損損失の認識に至った経緯

A コープ店舗(ぼんてん店、浜あつみ店、やまと店、ねずがせき店)は、令和2年9月と11月に店舗が閉店しております。建物等を回収可能価額で評価し減損損失を計上しました。

鼠ヶ関資材置場の土地につきましては、以前より遊休資産でありましたが、今年度より時価が簿価を下回ったことから、庄内

町西袋他と同様に処分可能価額で評価し、簿価との差額を減損損失として計上しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位:千円)

場 所	建 物	機械装置	土 地	その他の有形固定資産 (構築物)	無形固定資産	計
A コープぼんてん店	97,672	4,938	26,795	143	229	129,779
A コープ浜あつみ店	9,199	—	11,254	230	—	20,685
A コープやまと店	1,881	—	2,181	25	—	4,088
A コープねずがせき店	3,291	—	8,597	—	—	11,888
鼠ヶ関資材置場	—	—	400	—	—	400
庄内町西袋 他	—	—	999	—	—	999
計	112,044	4,938	50,228	399	229	167,840

(4) 回収可能価額の算定方法

A コープ店舗(ぼんてん店、浜あつみ店、やまと店、ねずがせき店)の回収可能価額は正味売却価額を採用しておりますが、老朽化しているため、備忘価額を残して減損しています。土地の回収可能価格は正味売却価額を採用しており、令和 2 年度固定資産税評価額に基づき算定されています。

庄内町西袋他および鼠ヶ関資材置場の回収可能価格は正味売却価額を採用しており、令和 2 年度固定資産税評価額に基づき算定されています。

【 VII 金融商品に関する注記 】

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合及び子会社等は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合及び子会社等が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。有価証券は主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

また、営業債権である経済事業未収金及び経済受託債権は、組合員等の信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合及び子会社等は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当部署を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合及び子会社等では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合及び子会社等で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合及び子会社等において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合及び子会社等では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当連結会計期末現在、指標となる金利が0.30%上昇したものと想定した場合には、経済価値が294,430千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合及び子会社等では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の連結貸借対照表計上額および時価等

当連結会計期末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
預金	69,338,863	69,339,616	753
有価証券			
その他有価証券	6,153,030	6,153,030	—
貸出金	29,795,280		
貸倒引当金(*1)	△155,601		
貸倒引当金控除後	29,639,678	30,334,242	694,564
経済事業未収金	2,038,183		
貸倒引当金(*2)	△55,738		
貸倒引当金控除後	1,982,445	1,982,445	—
経済受託債権	5,558,674		
貸倒引当金(*3)	△111		
貸倒引当金控除後	5,558,563	5,558,563	—
資産計	112,672,580	113,367,897	695,317
貯金	114,595,010	114,619,435	24,425
負債計	114,595,010	114,619,435	24,425

- (※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
- (※2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
- (※3) 経済受託債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済事業未収金及び経済受託債権

経済事業未収金及び経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位: 千円)

	連結貸借対照表計上額
外部出資(*)	8,165,656
外部出資等損失引当金	△228
合計	8,165,428

(*) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	69,338,863	—	—	—	—	—
有価証券(*1) その他有価証券のうち 満期があるもの	—	—	—	—	—	5,900,000
貸出金(*2.3)	5,213,141	2,743,156	2,506,227	1,879,801	1,612,733	15,706,622
経済事業未収金(*4)	1,999,726	—	—	—	—	—
経済受託債権	5,558,674	—	—	—	—	—
合計	82,110,405	2,743,156	2,506,227	1,879,801	1,612,733	21,606,622

(*1) 有価証券については、企業会計基準委員会の適用指針に基づき、額面ベースでの償還予定額を記載しております。

(*2) 貸出金のうち、当座貸越1,807,996千円については「1年以内」に含めています。

(*3) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等133,599千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(*4) 経済事業未収金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等38,457千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*)	99,528,039	4,811,684	4,900,975	2,504,308	2,808,345	41,657

(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

【 VIII 有価証券に関する注記 】

1 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

種類	取得原価 又は償却原価	連結貸借対照表計上額	評価差額(*)
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	地方債	2,700,000	2,835,490
	政府保証債	799,346	872,070
	社債	1,099,724	1,159,260
	小計	4,599,070	4,866,820
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	国債	497,878	493,700
	地方債	400,000	398,570
	社債	400,000	393,940
	小計	1,297,878	1,286,210
合計	5,896,949	6,153,030	256,080

(*) なお、上記評価差額から繰延税金負債 74,059 千円を差し引いた額 182,020 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2 当連結会計中に売却したその他有価証券

	売却額	売却益	売却損
国債	300,000	6,865	—
合計	300,000	6,865	—

3 当連結会計期中において、保有目的が変更となった有価証券

当連結会計期中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

4 当連結会計期中において、減損処理を行った有価証券

当連結会計期中において、3,617 千円(全て非上場株式等)を減損処理し、減損処理した出資先に対して計上している外部出資等損失引当金 1,349 千円との差額 2,268 千円を「外部出資評価損」に計上しています。

時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回収可能性等を考慮して減損処理を行っています。

【 Ⅹ 退職給付に関する注記 】

1 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全共連との契約による確定給付型年金制度及び全国役職員共済会との契約による特定退職共済制度を採用しています。なお、正職員を除く引当金を計上している職員及び連結の範囲とした子会社・子法人等の退職給付引当金・退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2 退職給付債務の連結会計期首残高と連結会計期末残高の調整表

連結会計期首における退職給付債務	2,444,604 千円
勤務費用	107,140 千円
利息費用	7,819 千円
数理計算上の差異の当連結会計期発生額	742 千円
退職給付の支払額	△251,035 千円
連結会計期末における退職給付債務	2,309,271 千円

(注) 上記には、簡便法適用職員及び連結の範囲とした子会社・子法人等の退職給付債務が含まれております。

3 年金資産の連結会計期首残高と連結会計期末残高の調整表

連結会計期首における年金資産	1,356,847 千円
期待運用収益	14,648 千円

数理計算上の差異の当連結会計期発生額	19,085 千円
確定給付型年金制度への拠出金	57,790 千円
特定退職共済制度への拠出金	856 千円
退職給付の支払額	△114,072 千円
連結会計期末における年金資産	1,335,156 千円

(注) 上記には、簡便法適用職員及び連結の範囲とした子会社・子法人等の年金資産が含まれております。

4 退職給付債務及び年金資産の連結会計期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る資産の調整表

退職給付債務	2,309,271 千円
確定給付型年金制度	△1,324,556 千円
特定退職共済制度	△10,600 千円
連結貸借対照表に計上された負債の純額	974,114 千円
退職給付に係る負債	974,114 千円
連結貸借対照表に計上された負債の純額	974,114 千円

5 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	107,140 千円
利息費用	7,819 千円
期待運用収益	△14,648 千円
数理計算上の差異の費用処理額	△13,167 千円
合計	87,143 千円

(注) 勤務費用には、簡便法適用職員及び連結の範囲とした子会社・子法人等の退職給付費用が含まれております。

6 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

確定給付型年金制度	一般勘定	100%
特定退職共済制度	債券	63%
	年金保険投資	26%
	現金及び預金	6%
	その他	5%
合計		100%

7 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

8 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.02%～1.51%
長期期待運用収益率	1.25%

9 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 26,576 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示され令和 2 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、315,919 千円となっています。

【 X 税効果会計に関する注記 】

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産

退職給付引当金	274,075 千円
貸倒引当金	44,861 千円
賞与引当金	36,168 千円
減損損失	79,714 千円
貸倒引当金自己否認額	28,456 千円
その他	69,421 千円
繰延税金資産小計	532,695 千円
評価性引当額	△208,933 千円
繰延税金資産合計(A)	323,762 千円

繰延税金負債

全農合併交付金	△809 千円
その他有価証券評価差額金	△74,059 千円
有形固定資産(除去費用)	△5,685 千円
繰延税金負債合計(B)	△80,554 千円
繰延税金資産の純額(A) + (B)	243,207 千円

2 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.50%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△25.88%

住民税均等割等	4.23%
評価性引当額の増減	27.42%
法人税の特別控除	△2.41%
その他	△1.03%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>33.49%</u>

【 XI 賃貸等不動産に関する注記 】

1 賃貸不動産の状況に関する事項

当組合及び子会社等では、鶴岡市その他の地域において保有する土地・建物を賃貸の用に供しています。

2 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位: 千円)

連結貸借対照表計上額	時価
2,207,793	2,412,962

(注 1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注 2) 当連結会計期末の時価は、土地については固定資産税評価額に基づいて当組合で算定した金額です。

また、建物等減価償却資産については帳簿価額を時価としています。

【 XII 資産除去債務に関する注記 】

1 当該資産除去債務の概要

当組合及び子会社等の一部の施設については、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、貸借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の施設に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

2 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は5年～25年、割引率は0.54%～2.22%を採用しています。

3 当期末における当該資産除去債務の総額の増減

連結会計期首残高	95,194 千円
時の経過による調整額	1,414 千円
連結会計期末残高	<u>96,609 千円</u>

【 I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 】

1 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社・子法人等 …………… 1社
株式会社あいとサービス

- (2) 非連結子会社・子法人等 …………… 2社
羽黒・のうきょう食品加工有限会社、株式会社あつみ農地保全組合

非連結子会社は小規模であり、その総資産、売上高、当連結会計期純損益の額のうち持分に見合う額、剰余金のうち持分に見合う額および負債の額のうち持分に見合う額に組合からの当該会社への出資金を加えた額からみて連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いています。

2 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社・子法人等 …………… 0社
該当する会社はありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等 …………… 0社
該当する会社はありません。

- (3) 持分法非適用の非連結子会社・子法人等 …………… 2社
羽黒・のうきょう食品加工有限会社、株式会社あつみ農地保全組合

- (4) 持分法非適用の関連法人等 …………… 2社
庄内倉庫株式会社、株式会社庄内町種苗センター

持分法非適用の非連結子会社・子法人等および関連法人等は、当年度純損益(持分に見合う額)および剰余金(持分に見合う額)からみて持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いています。

3 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

- (1) 連結される子会社・子法人等の決算日は次のとおりです。
3月末日 …………… 1社

- (2) 連結されるすべての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しています。

4 のれん勘定の償却方法及び償却期間

該当事項はありません。

5 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。

6 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

- (1) 現金及び現金同等物の資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の現金及び預金のうち、現金及び預金中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	68,162,063 千円
別段預金、定期性預金	<u>△59,402,267 千円</u>
現金及び現金同等物	8,759,796 千円

【 I 重要な会計方針に係る事項に関する注記 】

1 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

(1) 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式:移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ・時価のあるもの:時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - ・市場価格のない株式等:移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品(肥料・飼料・農薬の数量管理品)

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

購買品(上記以外)

売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

果汁

先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

買取販売品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

その他の棚卸資産

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合及び子会社等における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上していません。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務

者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、各支所信用課等が資産査定を実施し、当該部署から独立した信用部経済対策課が査定結果を検証しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

【正職員】

退職給付に備えるため、当連結会計期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり退職給付見込額を当連結会計期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

ロ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、発生の日翌連結会計期から費用処理することとしています。

【正職員以外】

退職給付に備えるため、当連結会計期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計期に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る連結会計期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく連結会計期末要支給額を計上しています。

(5) ポイント引当金

事業利用の促進を目的とする総合取引ポイント制度に基づき、組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当連結会計期末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。

4 収益及び費用の計上基準

(1) 収益認識関連

当組合及び子会社等は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合及び子会社等は利用者との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合及び子会社等が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米の農産物を保管・管理する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 加工事業

組合員が生産した農産物を原料に、ワイン・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 利用事業

三川麦センター・櫛引水稻育苗センター・藤島缶詰加工の施設を設置して、共同で利用する事業であり当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥ 福祉介護事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑦ 農用地利用調整事業

農地等の所有者から委任を受けて、農地等を貸し付ける事業であり、当組合及び子会社等は利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、農地等の賃貸借料の受払い時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑧ 共同管理施設利用事業

カンントリーエレベーター・ライスセンターの施設を設置して、利用組合へ当該施設を賃貸する事業であり、当組合及び子会社等は利用組合との契約に基づき、施設を賃貸する義務を負っています。利用組合に対する履行義務は、各施設の賃貸期間が経過した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑨ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合及び子会社等は利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計期の費用に計上しています。

6 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。

7 その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合及び子会社等は、事業別の収益及び費用について、事業間の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 米共同計算

当組合及び子会社等は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については販売を JA が行いプール計算を行う「JA 共同計算」を行っており、「JA 共同計算」には、当組合及び子会社等が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が販売を行いプール計算する「県域共同計算」の結果を組み入れています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金を計上しています。

共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、倉庫保管料、運搬費等)を計算し、経済受託債権および経済受託債務を相殺する会計処理を行うとともに、経済受託債務残高を生産者への精算金として留保します。最終精算時には当組合及び子会社等が受け取る販売手数料を控除し、生産者に精算金として支払っています。

(相殺する会計処理は、概算金は月次、その他は連結事業年度末において会計処理を行っています。)

(3) 当組合及び子会社等が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合及び子会社等が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

販売事業収益のうち、当組合及び子会社等が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

福祉介護事業収益のうち、当組合及び子会社等が代理人として福祉介護用具の供給・貸与等に関与している場合には、純額で収益を認識して、福祉介護手数料として表示しています。

農用地利用調整事業収益については、当組合及び子会社等が代理人として農地等を貸し付けているものを純額で収益を認識して、農用地利用調整手数料として表示しています。

【 II 会計方針の変更に関する注記 】

1 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合及び子会社等は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日)を当連結事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

(2) 返品権付取引に係る収益認識

購買品の返品について、従前は返品時に供給高および供給原価を控除しておりましたが、認識時点において返品されると見込まれる金額を控除した額を供給高および供給原価として計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当連結事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該連結会計期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、利益剰余金の連結会計期首残高は、3,517 千円減少しています。また、当連結事業年度の事業収益が 766,630 千円、事業費用が 767,265 千円減少し、事業利益、経常利益および税引前当期利益が 635 千円それぞれ増加しています。

2 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当連結事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44 号-2 項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当連結事業年度の計算書類への影響はありません。

【 Ⅲ 会計上の見積りに関する注記 】

1 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結事業年度の計算書類に計上した金額 324,898 千円(繰延税金負債との相殺前)

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和 3 年 6 月の総代会において決議した第 9 次中期経営計画を基礎として、当組合及び子会社等が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌連結会計期以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2 固定資産の減損

(1) 当連結事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 30,065 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和 3 年 6 月の総代会において決議した第 9 次中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌連結会計期以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3 貸倒引当金

(1) 当連結事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 267,444 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算定方法

「Ⅰ 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しています。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績の見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績の見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

③ 翌連結事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

【 IV 連結貸借対照表に関する注記 】

1 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 8,118,883 千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物 3,282,708 千円 機械装置 4,143,690 千円 土地 4,356 千円

その他の有形固定資産 688,128 千円 (構築物 583,781 千円 車両運搬具 31,816 千円 器具・備品 72,530 千円)

2 担保に供している資産

定期預金のうち、11,700,000 千円を JA バンク基本方針に基づく相互援助預金の担保に、8,000,000 千円を為替決済取引のための担保に、2,000 千円を指定金融機関の事務取扱の担保にそれぞれ供しています。

また、2,970 千円を施設の警備等の保証金や敷金等の保証金として差し入れており、それぞれその他経済事業資産、雑資産勘定に計上しています。

3 役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事に対する金銭債権の総額 161,070 千円

4 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 173,852 千円、危険債権額は 302,791 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破綻更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。

債権のうち、貸出条件緩和債権額は 2,242 千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 478,886 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

・再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日

・再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 1,436,925 千円

・同法律第 3 条 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

【 V 連結損益計算書に関する注記 】

1 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合及び子会社等では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については管理会計を単位としている支所を基本にグルーピングし、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所や農業関連施設(青果物集出荷所、選果場、CE、RC、育苗施設、堆肥センター、薬液調合施設、農業倉庫等)は、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当連結会計期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	区 分
旧 A コープ浜あつみ店	遊休	土地	業務外固定資産
旧 A コープやまと店	遊休	土地	業務外固定資産
旧 A コープねずがせき店	遊休	土地	業務外固定資産
旧新余目繊維工業株	遊休	土地	業務外固定資産
旧立川資材倉庫	遊休	土地	業務外固定資産
旧手向支所	遊休	土地	業務外固定資産
庄内町西袋 他	遊休	土地	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

旧 A コープ浜あつみ店、旧 A コープやまと店、旧 A コープねずがせき店、旧新余目繊維工業株、旧立川資材倉庫、旧手向支所については、建物が存在している土地であるため、正味売却価額の算定においては、建物の解体費用を差し引く必要があることから、土地の簿価を限度とし、それぞれの土地に存在する建物の解体費用見積額を減損損失として認識しました。

庄内町西袋他の土地については、早期処分対象であることから、処分可能見込価額で評価し、簿価との差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位:千円)

場 所	土 地	計
旧 A コープ浜あつみ店	5,500	5,500
旧 A コープやまと店	4,143	4,143
旧 A コープねずがせき店	1,775	1,775
旧新余目繊維工業株	5,403	5,403

旧立川資材倉庫	4,361	4,361
旧手向支所	7,557	7,557
庄内町西袋 他	1,324	1,324
計	30,065	30,065

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額を採用しており、令和3年度固定資産税評価額に基づき算定されています。

【 VI 金融商品に関する注記 】

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合及び子会社等は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合及び子会社等が保有する金融資産は、主として当組合及び子会社等管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。有価証券は主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

また、営業債権である経済事業未収金及び経済受託債権は、組合員等の信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合及び子会社等は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当部署を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合及び子会社等では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合及び子会社等で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合及び子会社等において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合及び子会社等では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当連結事業年度末現在、指標となる金利が 0.30% 上昇したものと想定した場合には、経済価値が 267,402 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合及び子会社等では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の連結貸借対照表計上額および時価等

当連結会計期末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位: 千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
預金	67,594,831	67,548,805	△46,026
有価証券			
その他有価証券	6,227,280	6,227,280	—
貸出金	32,325,415		
貸倒引当金(*1)	△182,704		
貸倒引当金控除後	32,142,710	32,679,116	536,405
経済事業未収金	1,963,282		
貸倒引当金(*2)	△80,073		
貸倒引当金控除後	1,883,209	1,883,209	—
経済受託債権	5,457,736		
貸倒引当金(*2)	△1,818		
貸倒引当金控除後	5,455,918	5,455,918	—
資産計	113,303,949	113,794,329	490,379
貯金	115,032,321	115,363,847	331,526
負債計	115,032,321	115,363,847	331,526
			331

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(*2) 経済事業未収金及び経済受託債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済事業未収金及び経済受託債権

経済事業未収金及び経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額
外部出資(*1)	8,166,116
合計	8,166,116

(*1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年 7 月 4 日) 第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超

預金	67,594,831	—	—	—	—	—
有価証券(*1) その他有価証券のうち 満期があるもの	—	—	—	—	—	6,100,000
貸出金(*2.3)	5,246,706	2,833,915	2,228,090	1,951,051	1,731,788	18,220,948
経済事業未収金(*4)	1,930,085	—	—	—	—	—
経済受託債権	5,457,736	—	—	—	—	—
合計	80,229,360	2,833,915	2,228,090	1,951,051	1,731,788	24,320,948

(*1) 有価証券については、企業会計基準委員会の適用指針に基づき、額面ベースでの償還予定額を記載しているため、貸借対照表計上額とは一致しません。

(*2) 貸出金のうち、当座貸越 1,801,754 千円については「1 年以内」に含めています。

(*3) 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 112,915 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(*4) 経済事業未収金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等 33,196 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位: 千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金(*)	100,342,086	4,943,016	6,023,157	2,640,533	1,056,394	27,134

(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

【 VII 有価証券に関する注記 】

1 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位: 千円)

種類	貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	評価差額(*)	
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	地方債	2,783,930	2,700,000	83,930
	政府保証債	856,510	799,391	57,118
	社債	1,139,850	1,099,742	40,108
	小計	4,780,290	4,599,133	181,156
連結貸借対照表計上	国債	670,920	695,626	△24,706

額が取得原価又は償却原価を超えないもの	地方債	386,570	400,000	△13,430
	社債	389,500	400,000	△10,500
	小計	1,446,990	1,495,626	△48,636
合計		6,227,280	6,094,759	132,520

(*) なお、上記評価差額から繰延税金負債 50,108 千円を差し引いた額 82,412 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2 当連結会計期中に売却した満期保有目的の債券

当連結会計期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

3 当連結会計期中に売却したその他有価証券

当連結会計期中に売却したその他有価証券はありません。

4 当連結会計期中において、保有目的が変更となった有価証券

当連結会計期中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

5 当連結会計期中において、減損処理を行った有価証券

当連結事業年度中において、280 千円(全て非上場株式等)を減損処理を行っており、「外部出資評価損」に計上しています。市場価格のない株式等の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回収可能性等を考慮して減損処理を行っています。

【 VIII 退職給付に関する注記 】

1 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全共連との契約による確定給付型年金制度及び全国役職員共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。なお、正職員以外の退職給付引当金および退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る連結会計期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2 退職給付債務の連結会計期首残高と連結会計期末残高の調整表

連結会計期首における退職給付債務	2,320,154 千円
勤務費用	112,148 千円
利息費用	6,172 千円
数理計算上の差異の発生額	97,021 千円
退職給付の支払額	△122,286 千円
連結会計期末における退職給付債務	2,413,210 千円

(注) 上記には、簡便法適用職員の退職給付債務を含めています。

3 年金資産の連結会計期首残高と連結会計期末残高の調整表

連結会計期首における年金資産	1,335,156 千円
期待運用収益	14,495 千円
数理計算上の差異の発生額	△3,226 千円

確定給付型年金制度への拠出金	56,678 千円
特定退職金共済制度への拠出金	850 千円
退職給付の支払額	△54,247 千円
連結会計期末における年金資産	1,349,705 千円

(注) 上記には、簡便法適用職員の年金資産を含めています。

4 退職給付債務及び年金資産の連結会計期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,413,210 千円
確定給付型年金制度	△1,338,585 千円
特定退職金共済制度	△11,120 千円
未認識数理計算上の差異	△102,018 千円
連結貸借対照表に計上された負債の純額	961,486 千円
退職給付金に係る負債	961,486 千円
連結貸借対照表に計上された負債の純額	961,486 千円

5 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	112,148 千円
利息費用	6,172 千円
期待運用収益	△14,495 千円
数理計算上の差異の費用処理額	△9,953 千円
合計	93,872 千円

(注) 勤務費用には、簡便法適用職員の退職給付費用を含めています。

6 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです(または、年金資産の主な分類ごとの金額は、次のとおりです。)

確定給付型年金制度	一般勘定	100%
特定退職金共済制度	債券	63%
	年金保険投資	26%
	現金及び預金	6%
	その他	5%
	合計	100%

7 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

8 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.02%～1.51%
長期期待運用収益率	1.25%

9 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 25,454 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 4 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、274,134 千円となっています。

【 IX 税効果会計に関する注記 】

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	270,579 千円
貸倒引当金	43,459 千円
賞与引当金	35,551 千円
減損損失(償却資産)	40,196 千円
減損損失(土地)	36,273 千円
資産除去債務	25,023 千円
貸倒引当金自己否認額	28,456 千円
その他	63,610 千円
繰延税金資産小計	543,157 千円
評価性引当額	△218,258 千円
繰延税金資産合計(A)	324,898 千円

繰延税金負債

全農合併交付金	△809 千円
その他有価証券評価差額金	△50,108 千円
有形固定資産(除去費用)	△5,157 千円
返品資産	△9,372 千円
繰延税金負債合計(B)	△65,447 千円
繰延税金資産の純額(A) + (B)	259,450 千円

2 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.19%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△9.81%
住民税均等割等	1.82%
評価性引当額の増減	5.82%
法人税額の特別控除	△2.43%
その他	△1.03%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.34%

【 X 賃貸等不動産に関する注記 】

1 賃貸不動産の状況に関する事項

当組合及び子会社等では、鶴岡市その他の地域において保有する土地・建物を賃貸の用に供しています。

2 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:千円)

連結貸借対照表計上額	時価
1,915,740	2,041,661

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当連結会計期末の時価は、土地については固定資産税評価額に基づいて当組合及び子会社等で算定した金額です。また、建物等減価償却資産については帳簿価額を時価としています。

【 XI 収益認識に関する注記 】

収益を理解するための基礎となる情報

「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

【 XII 資産除去債務に関する注記 】

1 当該資産除去債務の概要

当組合及び子会社等の一部の施設については、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、貸借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の施設に使用されている有害物資を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

2 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は3年～15年、割引率は0.45%～2.41%を採用しています。

3 当連結会計期末における当該資産除去債務の総額の増減

連結会計期首残高	96,609 千円
時の経過による調整額	959 千円
資産除去債務の履行による減少額	<u>△7,100 千円</u>
連結会計期末残高	90,468 千円

(9) 連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	2 年度	3 年度
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	4,872	5,049
2 利益剰余金増加高	187	301
当期剰余金	171	272
園芸振興支援積立金取崩による増加額	10	10
再評価差額金取崩による増加高	6	19
3 利益剰余金減少高	10	13
園芸振興支援積立金取崩	10	10
会計方針の変更による累積的影響額	-	3
4 利益剰余金期末残高	5,050	5,337

(10) 農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

区 分	2 年度	3 年度	増 減
破綻更生債権及びこれらに準ずる債権額	189	165	△24
危険債権額	287	331	44
要管理債権額	2	2	0
うち三月以上延滞債権額	-	-	-
うち貸出条件緩和債権額	2	2	0
合 計 (A)	479	499	20
うち担保・保証付債権額 (B)	238	323	85
担保・保証控除後債権額 (C)	240	176	△64
個別計上貸倒引当金残高 (D)	149	165	△16
差 引 額 (E) = (C) - (D)	91	11	△80
一般計上貸倒引当金残高	6	18	12
正常債権額	29	31	2

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。
7. 担保・保証付債権額
農協法に基づく開示債権額のうち、貯金・定期積金、有価証券（上場公社債、上場株式）及び確実な不動産担保付の貸出残高ならびに農業信用基金協会等公的保証機関等による保証付の貸出金についての当該担保・保証相当額です。
8. 個別計上貸倒引当金残高
農協法に基づく開示債権のうち、すでに個別貸倒引当金に繰り入れた当該引当金の残高です。
9. 担保・保証控除後債権額
農協法に基づく開示債権額から、担保・保証付債権額を控除した債権残高です。

(11) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：百万円)

区 分	項 目	2 年 度	3 年 度
信 用 事 業	事業収益	945	957
	経常利益	147	126
	資産の額	106,272	106,862
共 済 事 業	事業収益	995	920
	経常利益	426	379
	資産の額	0	0
農 業 関 連 事 業	事業収益	5,593	4,650
	経常利益	△155	△70
	資産の額	9,717	9,395
そ の 他 事 業	事業収益	4,908	4,318
	経常利益	7	△63
	資産の額	15,433	15,287
計	事業収益	12,441	10,845
	経常利益	425	372
	資産の額	131,422	131,544

2. 連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

4年3月末における連結自己資本比率は、14.22%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	庄内たがわ農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	4,104百万円(前年度 4,171百万円)

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実を努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項目	前期末	経過措置による不算入額	当期末	経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	9,221		9,241	
うち、出資金及び資本剰余金の額	4,221		4,161	
うち、再評価積立金の額	-		-	
うち、利益剰余金の額	5,049		5,137	
うち、外部流出予定額(△)	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 50		△ 56	
コア資本に算入される評価・換算差額等	-		-	
うち、退職給付に係るものの額	-		-	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	6		7	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	6		7	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
うち、回転出資金の額	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	197		129	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	9,425		9,377	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	24	0	20	0
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	24	-	20	0
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限り。)に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限り。)に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	24		20	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	9,401		9,357	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	56,390		58,353	
資産(オン・バランス)項目	56,389		58,349	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,463		1,437	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-		-	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	1,463		1,437	
オフ・バランス項目	-		3	
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額	-		-	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	7,479		7,451	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	63,868		65,805	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	14.71%		14.22%	

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成27年金融庁・農水省告示第7号)に基づき算出しています。

2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	前期末			当期末		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	744	-	-	567	-	-
我が国の中央政府および中央銀行向け	498	-	-	696	-	-
外国の中央政府および中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	8,901	-	-	9,501	-	-
地方公共団体金融機構向け	200	20	1	200	20	1
我が国の政府関係機関向け	1,904	110	4	1,904	110	4
地方三公社向け	413	82	3	413	82	3
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	69,272	13,854	554	67,510	13,502	540
法人等向け	1,090	1,074	43	1,085	1,074	43
中小企業等向け及び個人向け	1,104	694	28	7,457	5,451	218
抵当権付住宅ローン	4,976	1,736	69	305	106	4
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	214	203	8	537	662	26
取立未済手形	13	3	0	14	3	0
信用保証協会等保証付	15,360	1,499	60	16,250	1,596	64
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	1,728	1,728	69	1,729	1,729	69
(うち出資等のエクスポージャー)	1,728	1,728	69	1,729	1,729	69
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
上記以外	23,029	33,921	1,357	21,690	32,577	1,303
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段等に係るエクスポージャー)	7,262	18,156	-	7,262	18,156	-
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	15,767	15,766	631	14,428	14,421	577
証券化	-	-	-	-	-	-
うちSTC要件適用分	-	-	-	-	-	-
うち非STC要件適用分	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-	-	-	-
(うちマンドート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	1,464	59	-	1,437	57
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	-	-	-	-	-	-

CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	129,447	56,389	2,955	129,857	58,349	2,980
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		
	a	b=a×4%	a	b=a×4%		
	7,479	299	7,451	298		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額		
	a	b=a×4%	a	b=a×4%		
	63,868	2,555	65,805	2,632		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
- <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>
- $$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、JA以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。JAの信用リスク管理体制、方針等は、単体の開示内容(注意)をご参照ください。

(注) 単体の「リスク管理の状況」の項目に記載。

② 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

③ 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		2年度				3年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
地域別	国内	129,696	29,879	5,906	424	130,096	32,394	6,104	770
	国外	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計		129,696	29,879	5,906	424	130,096	32,394	6,104	770
業種別	農業	425	425	-	-	493	493	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	58	58	-	-	41	39	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	400	-	400	-	400	-	400	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	1,206	2	1,204	-	1,204	-	1,204	-
	金融・保険業	66,798	825	700	-	67,217	825	700	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	4,251	238	-	-	2,150	250	-	-
	日本国政府・地方公共団体	9,680	6,078	3,602	-	10,473	6,674	3,800	-
	上記以外	756	756	-	-	729	669	-	-
	個人	21,496	21,496	-	224	24,816	23,444	-	304
その他	24,626	-	-	200	22,573	-	-	466	
業種別残高計		129,696	29,879	5,906	424	130,096	32,394	6,104	770
残存期間別	1年以下	71,235	1,963	-	11	69,366	1,857	-	10
	1年超3年以下	1,446	1,446	-	-	2,173	2,173	-	2
	3年超5年以下	3,191	3,191	-	3	1,990	1,990	-	7
	5年超7年以下	2,160	2,160	-	0	2,168	2,168	-	-
	7年超10年以下	2,552	2,552	-	-	2,431	2,431	-	-
	10年超	23,818	17,912	5,906	-	27,325	21,221	6,104	-
	期限の定めのないもの	25,294	655	-	410	24,644	555	-	752
残存期間別残高計		129,696	29,879	5,906	424	130,096	32,394	6,104	770

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。
「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。
「貸出金等」には、コミットメントの融資可能残額も含めています。
- 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	2年度				3年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	18	6	-	18	6	6	19	-	6	19
個別貸倒引当金	255	247	0	255	247	247	233	-	247	233

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

区 分	2年度					3年度						
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金償 却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金償 却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国 内	255	247	0	255	247	-	247	233	-	247	233	-
国 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地 域 別 計	255	247	0	255	247	-	247	233	-	247	233	-
法 人	農業	2	9	-	-	9	-	9	-	-	9	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	257	100	-	257	100	-	100	233	-	100	233
個 人	-2	138	0	-2	138	-	138	-	-	138	-	
業 種 別 計	255	247	0	255	247	-	247	233	-	247	233	

⑥ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

		2年度			3年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウエイト 0%	-	10,136	10,136	-	10,758	10,758
	リスク・ウエイト 2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト 4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト 10%	-	17,464	17,464	-	18,354	18,354
	リスク・ウエイト 20%	61,718	7,980	69,699	59,403	8,534	67,937
	リスク・ウエイト 35%	-	4,976	4,976	-	305	305
	リスク・ウエイト 50%	112	-	112	-	-	-
	リスク・ウエイト 75%	-	1,133	1,133	-	7,462	7,462
	リスク・ウエイト 100%	1,361	18,990	20,351	1,576	17,621	19,197
	リスク・ウエイト 150%	50	-	50	279	-	279
リスク・ウエイト 250%	-	7,262	7,262	-	7,262	7,262	
その他	-	-	-	-	-	-	
リスク・ウエイト1250%	-	-	-	-	-	-	
計		63,242	67,942	131,184	61,258	70,296	131,553

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P. 85)をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	2年度			3年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティ ブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティ ブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	802	-	-	802	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融 商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	3	-	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	31	-	-	27	-	-
抵当権住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	10	-	-	10	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
合計	44	802	-	37	802	-

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことでです。
3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことでです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスク対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理体制、方針等は、単体の開示内容(p. 11)をご参照ください。

(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(p. 86)をご参照ください。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価額

(単位:百万円)

	2年度		3年度	
	連結貸借対照表計上額	時価評価額	連結貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	8,165	8,165	8,166	8,166
合計	8,165	8,165	8,166	8,166

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当する取引はありません。

- ⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	2年度	3年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

(10) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定方法の概要

連結グループの金利リスクの算定方法は、JAの金利リスクの算定方法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定方法は、単体の開示内容(p. 84)をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1: 金利リスク					
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	869	956	103	126
2	下方パラレルシフト	0	0	1	2
3	スティープ化	1,111	1,158		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	1,111	1,158	103	126
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	9,357		9,401	

Ⅶ 財務諸表の正確性等にかかる確認

確認書

- 1 私は、当JAの3年4月1日から4年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に附議・報告されております。

令和4年7月1日

庄内たがわ農業協同組合

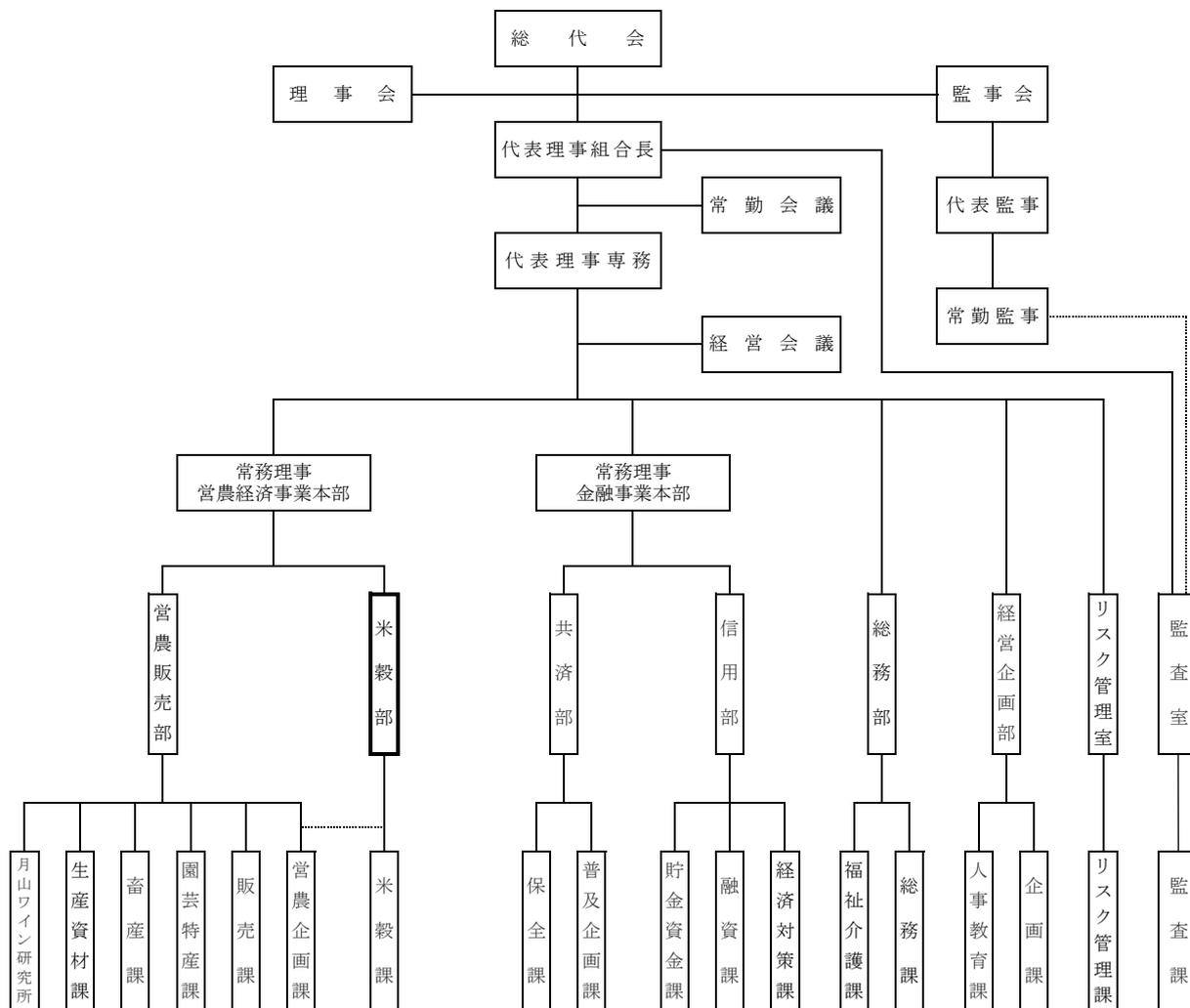
代表理事組合長 太田 政士

【JAの概要】

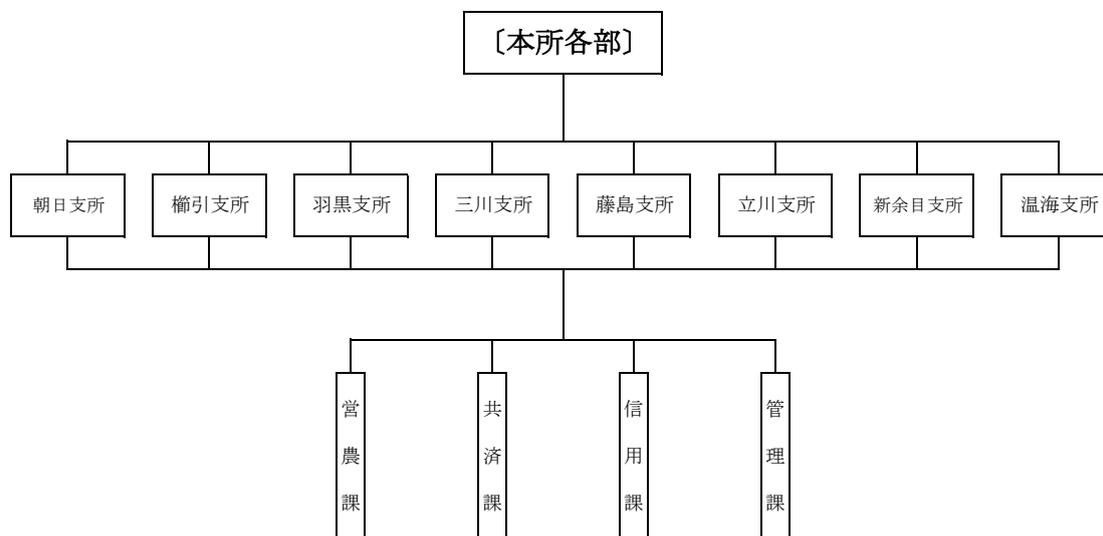
1. 庄内たがわ農業協同組合機構図

令和4年4月1日現在

〔本所〕



〔支所〕



2. 役員構成（役員一覧）

役 職 名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	氏 名	担 当 職 務
代表理事組合長	常 勤	有	太 田 政 士	
代表理事専務	常 勤	有	菅 原 勝	
常 務 理 事	常 勤	無	齋 藤 学	金融事業本部長
常 務 理 事	常 勤	無	小 林 馨	営農経済事業本部長
理 事	非常勤	無	佐 藤 昌 幸	営農・経済
理 事	非常勤	無	小 林 忠 好	管理・金融
理 事	非常勤	無	渡 部 修	管理・金融
理 事	非常勤	無	丸 山 晃 聖	営農・経済
理 事	非常勤	無	鈴 木 茂	管理・金融
理 事	非常勤	無	大 沼 恒 司	管理・金融
理 事	非常勤	無	黒 田 暢	営農・経済
理 事	非常勤	無	上 林 淳	営農・経済
理 事	非常勤	無	佐 藤 宣 夫	管理・金融
理 事	非常勤	無	佐 藤 浩 幸	営農・経済
理 事	非常勤	無	疋 田 勝 幸	営農・経済
理 事	非常勤	無	菊 地 孝 一	管理・金融
理 事	非常勤	無	田 中 壽 一	管理・金融
理 事	非常勤	無	宮 崎 康 史	営農・経済
理 事	非常勤	無	川 井 利 光	営農・経済
理 事	非常勤	無	齋 藤 源 之 助	管理・金融
理 事	非常勤	無	釧 持 康 光	管理・金融
理 事	非常勤	無	鈴 木 聡	営農・経済
理 事	非常勤	無	海 藤 喜 久 男	営農・経済
代 表 監 事	非常勤		鈴 木 善 一	
常 勤 監 事	常 勤		佐 藤 勝 仁	
監 事	非常勤		矢 花 由 紀 子	
監 事	非常勤		佐 久 間 健 洋	
監 事	非常勤		押 切 光 久	
監 事	非常勤		鈴 木 恵 子	員外監事

3. 会計監査人の名称

当組合の会計監査人は、みのり監査法人であり、業務執行社員は公認会計士清水芳彦氏及び公認会計士今江光彦氏であります。

4. 組合員数

(単位:人、団体)

区 分	2年度末	3年度末	増 減	
正組合員	個 人	11,497	11,202	△ 295
	法 人	84	85	1
	計	11,581	11,287	△ 294
准組合員	個 人	6,300	6,529	229
	法 人	901	905	4
	計	7,201	7,434	233
合 計	18,782	18,721	△ 61	

5. 組合員組織の状況

組 織 名	構 成 員 数
生産組合長会	295名
青年部	173名
女性部	960名
庄内柿生産組織連絡協議会	859名
ブルーベリー部会	50名
さくらんぼ部会	79名
赤かぶ部会	71名
人参部会	6名
長ねぎ部会	113名
みょうが部会	105名
枝豆部会	49名
加工なす部会	25名
アスパラガス部会	45名
いちごの会	8名
ミニトマト部会	32名
温室メロン部会	21名
ネットメロン部会	11名
里芋部会	28名
花き部会	109名
椎茸部会	36名
養豚部会	12名
肉用牛部会	32名
酪農部会	7名
農政対策推進協議会	2,580名

(注) 令和3年度の組織の状況を表示しています。

6. 特定信用事業代理業者の状況

区 分	氏 名 又 は 名 称	主たる事務所の所在地	代理行を営む営業所 又は事業所の所在地
特定信用事業代理業者			

7. 地区一覧

(令和4年7月 現在)

- ・鶴岡市 (旧・藤島町、旧・温海町、旧・羽黒町、旧・櫛引町、旧・朝日村)
- ・東田川郡庄内町 (旧・余目町、旧・立川町)
- ・東田川郡三川町

8. 組合の沿革・歩み

平成7年4月1日、山形県内庄内地区の田川地区管内8JA（旧JAふじしま、旧JA庄内温海、旧JAしんあまるめ、旧JA立川、旧JA庄内三川、旧JA羽黒、旧JA櫛引町、旧JA庄内朝日）が合併し、庄内たがわ農業協同組合（JA庄内たがわ）を設立しました。

JA庄内たがわは、鶴岡市（旧・藤島町、旧・温海町、旧・羽黒町、旧・櫛引町、旧・朝日村）、庄内町（旧・余目町、旧・立川町）、三川町の1市2町（旧・7町1村）からなる3行政区管内の広域JAであります。

鶴岡市上藤島に本所事務所を置き、8支所を有しています。

平成7年度

- 4月 庄内たがわ農業協同組合発足
- 6月 羽黒支所庄内柿脱渋施設起工
- 9月 櫛引支所庄内柿集出荷施設完成
- 12月 櫛引支所カントリーエレベーター上棟

平成8年度

- 4月 余目町花き種苗センター稼働・第1回通常総代会
- 7月 羽黒支所カントリーエレベーター上棟式
- 9月 羽黒支所カントリーエレベーター完成稼働
- 12月 「ヤマユリロード」オープン
- 3月 新余目西部カントリーエレベーター起工

平成9年度

- 5月 インターネットホームページ開設・藤島支所種子センターサイロ増強工事起工
- 6月 新余目西部カントリーエレベーター上棟
- 9月 ふれあい食材ブロック化スタート・(株)エーコープ庄内設立総会・新余目西部カントリーエレベーター稼働
- 10月 (株)エーコープ庄内設立
- 1月 櫛引町役場にATM設置
- 2月 助け合い組織「ふれあいハッピーの会」発足
- 3月 藤島町役場にATM設置

平成10年度

- 4月 購買オンラインシステム稼働・広域配送センターオープン
- 5月 朝日村役場前にATM設置
- 1月 東郷支所起工

平成11年度

- 4月 東郷支所新装オープン
- 8月 櫛引支所ATM南部店オープン
- 11月 JA庄内たがわホームページ「もっけだねっと」設置
- 3月 JAグリーンふじしま店起工式

平成12年度

- 4月 女性部朝日支部直売店オープン
- 5月 南部CE起工式
- 5月 JAグリーンふじしま店オープン
- 10月 福祉用具貸与事業開始

平成13年度

- 5月 三川支所ATM押切店オープン
- 8月 枝豆新ブランド「庄内ちゃまめ」初出荷式
- 9月 農産物検査機関発足式・民間検査員第1期生が登録証交付
- 9月 立川カントリーエレベーター稼働
- 10月 「第1回月山ワイン新酒フェスティバル」の開催
- 3月 契約いちご部会設立

平成14年度

- 5月 女性参与理事会初出席
- 5月 JA庄内たがわ人参部会設立総会
- 7月 アスパラガス部会1億円達成祝賀会
- 8月 安全農産物供給対策本部設置
- 9月 JA庄内たがわしいたけ部会2億円達成記念大会
- 2月 企業協力会「飛翔会」発足
- 3月 JAグリーンコーナー櫛引オープン記念イベント

平成15年度

- 5月 たがわシンボルマーク・キャラクター・
ロゴ・キャッチフレーズお披露目
- 5月 インターネットショップ「JA タウン」
出店
- 8月 広域配送センターオープンセレモニー
- 3月 JA 庄内たがわ枝豆部会設立総会
- 3月 「商品開発委員会」第1回委員会開催
- 3月 山戸・福栄出張所オープンセレモニー

平成16年度

- 4月 たがわ統一アスパラ部会設立
- 6月 花卉販売額5億円達成記念祝賀会
- 8月 農産物生産安定対策本部設置
- 9月 温海椎茸生産組合販売高1億円達成祝賀
会
- 11月 JA 庄内たがわ「准組合員親睦交流会」
開催
- 1月 女性部 10周年記念事業「海外女性文化
交流集会」開催
- 1月 青年部「冬期盟友研修会並びに10周年
記念式典」開催

平成17年度

- 6月 「JA 庄内たがわ合併10周年記念」合同
竣工式並びに記念誌発行祝賀会
- 9月 山形県漁業協同組合と葬祭事業で業務提
携
- 10月 庄内たがわまるごとフェアを愛知県内の
Aコープ3店舗で開催
- 1月 雪害対策本部を設置
- 1月 オートパル中央並びにオートパル庄内町
がオープン

平成18年度

- 7月 新余目基幹支所移転オープン
- 8月 藤島基幹支所移転オープン
- 11月 JA グリーンコーナー庄内町店オープン
- 1月 鶴岡市との「災害時における応急生活物
資供給等の協力に関する協定」締結
- 2月 凍霜害等異常気象対策本部を設置
- 3月 新品種「のびのび」生産販売総決起大会

平成19年度

- 6月 生活いきいき館オープン
- 8月 女性部が日本赤十字山形県支部に新潟中
越地震への義援金を寄付
- 12月 グリーンコーナー羽黒店オープン
- 3月 優良ふるさと食品中央コンクール国産農
林産品利用部門で「はえぬき麺」が農林
水産大臣賞受賞
- 3月 融雪遅延対策本部を設置

平成20年度

- 6月 「産直パペット」オープン
- 8月 集中豪雨被害対策本部設置
- 8月 女性部が日本赤十字社山形県支部に岩
手・宮城内陸地震への義援金を寄与
- 10月 三川基幹支所移転
- 10月 JA-SS「タキタロードあさひ」オープン

平成21年度

- 5月 ユーアイコープ組合員親子と田植え交流
会
- 9月 JA インショップ「旬菜市場」が鶴岡こ
びあ店に開設
- 10月 つや姫初出荷式
- 11月 やまぶしロードはぐろSSオープン
- 12月 湯殿山スキー学校とスポンサー契約
- 1月 消防団協力事業所に当JAが選出

平成22年度

- 4月 庄内映画村オープンセット内に直売所を
オープン
- 7月 若い男女に出会いの場を提供する「ふれ
あい交流会」を開催
- 9月 JA 庄内たがわ合併15周年記念「第34
回月山ワインまつり」を開催
- 11月 山形県JA代表者緊急決起集会でTPP参
加反対を求める
- 12月 「ふじの花ロード」「フラワーロード庄
内」「フルーツロードくしびき」の愛称で
セルフスタンドをオープン
- 3月 女性部が被災者へ義援金468万円を寄付

平成23年度

- 4月 鶴岡市と小中学校の給食用野菜を納入する協定を結ぶ
- 5月 南部庄内柿部会設立総会
- 11月 「なの花ロードみかわ」セルフスタンドをオープン
- 2月 JA 青年部櫛引支部が手づくり看板全国コンクールで最優秀賞を受賞
- 3月 黒井組合長が全国農業協同組合特別功労賞を受賞
- 3月 庄内柿生産組織連絡協議会が鶴岡市農業発展奨励賞を受賞

平成24年度

- 5月 庄内農業高校で自転車安全運転教室
- 9月 まるごと JA 庄内たがわ「食」の旅
- 11月 第26回 JA 山形県大会
- 11月 JA 庄内たがわ農業まつり つや姫コンテスト2012
- 12月 児童養護施設「七窪思恩園」に米を贈呈
- 12月 鶴岡警察署より農産物提供による被害者支援活動に寄与し感謝状を受ける

平成25年度

- 5月 献饌田御田植祭
- 9月 第37回月山ワインまつり
- 9月 献饌田抜穂祭
- 10月 庄内柿出荷出発式
- 12月 つや姫コンテスト2013

平成26年度

- 5月 TPP から食と暮らし・いのちを守る山形県民集会
- 8月 株式会社あいとサービス設立祝賀会
- 10月 「ワイン de 婚活」開催
- 2月 月山ワイン山ぶどう研究所大高根農場記念山形県農業賞受賞祝賀会

平成27年度

- 4月 福祉介護支援センター開設
- 7月 合併20周年記念事業 「こっぽん丸クルーズ北海道の旅」
- 9月 合併20周年記念事業 「第39回月山ワインまつり」
- 10月 合併20周年記念式典並びに記念講演会

平成28年度

- 9月 日本農業新聞「移動編集局」が開局
- 1月 JA 青年部櫛引支部の手作り看板が全国コンクールで JA 全農賞を受賞
- 2月 「JA 営農指導実践全国大会」で営農販売部佐藤昌幸係長が最優秀賞を獲得
- 3月 園芸販売高40億円必達大会

平成29年度

- 4月 第11回フェミニリーズ世界ワインコンクールで最高位の金賞受賞
- 1月 農事組合法人あさひの輝き・まんてん(朝日)が山形県ベストアグリ賞を受賞
- 1月 (株)あつみ農地保全組合(温海)が鶴岡市農業発展奨励賞を受賞
- 2月 ジャパン・ワイン・チャレンジ2017 月山ワインの「ソレイユ・ルバン甲州 シュールリー2016」が最高賞を受賞

平成30年度

- 7月 日本ワインコンクール2018で「月山ワイン 豊穰神話 甲州」が金賞並びにコストパフォーマンス賞を獲得
- 7月 産直施設「んめ農マルシェ」オープン
- 10月 通所介護施設「えがお・デ・あいと」オープン
- 1月 鶴岡市やJA、大学などの6者による農業の人材育成・確保に関する協定締結式

令和元年度

- 7月 日本ワインコンクール2019で「豊穰神話 甲州」「ソレイユ・ルバン 甲州シュール・リー2018」が銀賞を獲得
- 7月 産直施設「んめ農マルシェ」1周年感謝祭
- 11月 大嘗祭へ庄内柿を献上
- 2月 女性向け庄内柿剪定講習会 開催

令和2年度

- 4月 第15回フェミニリーズ世界ワインコンクールで「ソレイユ・ルバン ヤマソービニオン2018」が金賞を受賞
- 5月 鶴岡市立農業者育成学校(SEADS)開校
- 6月 産直「んめ農マルシェ」オンラインショップ開設
- 7月 花き集荷施設へ花き予冷庫竣工

令和3年度

- 4月 第15回フェミナリーズ世界ワイン・コンクールで金賞を受賞
- 7月 東京五輪・パラリンピック選手へメロン贈呈
- 10月 第24回ジャパン・ワイン・チャレンジ2021で2銘柄が銀・銅賞を受賞
産直「んめマルシェ」3周年

9. 店舗等のご案内

(令和4年7月31日 現在)

店 舗 名	住 所	電 話 番 号	CD・ATMの 設置台数
本 所	999-7611 鶴岡市上藤島字備中下3番の1	0235-64-3000	
温海支所	999-7204 鶴岡市湯温海字湯之里284番地	0235-43-3411	1台
新余目支所	999-7781 東田川郡庄内町余目字土堤下36番1	0234-42-1000	2台
立川支所	999-6601 東田川郡庄内町狩川字小野里54番地	0234-56-2133	1台
藤島支所	999-7604 鶴岡市藤浪4丁目105番2	0235-64-2212	1台
三川支所	997-1301 東田川郡三川町大字横山字袖東18番地の2	0235-66-2323	1台
羽黒支所	997-0141 鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰9番地の5	0235-62-2141	1台
櫛引支所	997-0342 鶴岡市三千刈字藤掛18番地	0235-57-2150	1台
朝日支所	997-0404 鶴岡市下名川字落合7番地	0235-53-2512	1台

(店舗外CD・ATM設置台数 6台)

設 置 場 所	設 置 場 所
鶴岡市(旧・温海町) 山戸	鶴岡市(旧・藤島町) Aコープふじしま
鶴岡市(旧・温海町) 福栄	三川町 東郷
庄内町(旧・立川町) 立谷沢	鶴岡市(旧・羽黒町) 泉



URL <http://www.ja-shonai.or.jp/>

E-mail tagawa@ja-shonai.or.jp